

神奈川県監査委員公表第 20 号

令和 6 年度包括外部監査の結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 37 第 5 項の規定に基づき、神奈川県知事が包括外部監査契約を締結した包括外部監査人佐久間清光から、次のとおり令和 6 年度包括外部監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第 252 条の 38 第 3 項の規定により公表する。

令和 6 年 12 月 20 日

神奈川県監査委員	大	竹	准	一
同	吉	川	知	恵子
同	中	家	華	江
同	加	藤	元	弥
同	青	山	圭	一

令和 6 年 12 月 20 日

神奈川県監査委員	大	竹	准	一	様
同	吉	川	知	恵子	様
同	中	家	華	江	様
同	加	藤	元	弥	様
同	青	山	圭	一	様

包括外部監査人 佐久間 清 光

令和 6 年度包括外部監査の結果に関する報告（提出）

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項の規定に基づき実施した包括外部監査の結果に関する報告について、同条第 5 項の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

令和6年度
包括外部監査結果報告書

令和6年12月

神奈川県包括外部監査人
公認会計士 佐久間清光

本報告書における記載内容等の注意事項

1 端数処理

監査人が入手した資料等を使用する場合、その数値をそのまま使用して表等を作成しているため、端数処理が不明瞭な場合がある。

2 報告書の数値・表記等の出典

本報告書の数値・表記等は、原則として県が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。

本報告書の数値等のうち、県以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織以外から入手した資料の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表記したものについては、その出典を明示している。また、監査人が作成したものについてもその旨を明示している。

3 「指摘事項」及び「意見」の区分

本報告書では、監査の結論を「指摘事項」と「意見」に分けて記載している。

「指摘事項」は、地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に規定される「監査の結果に関する報告」として提出するものであり、財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理等について、規則や規定等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたものである。

「意見」は、地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に規定される「組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に添えてその意見として提出する」もので、地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に規定される、地方自治法第 2 条第 14 項「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」並びに第 15 項「地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。」と規定される地方自治体が達成すべき趣旨、いわゆる経済性・効率性・有効性の観点から監査した結果、「指摘事項」に次いで改善を要望するものである。

目次

第1	外部監査の概要	1
I	監査の種類	1
II	選定した特定の事件（監査テーマ）	1
III	監査対象年度	1
IV	監査対象局（受検局等）	1
V	監査の実施期間	1
VI	包括外部監査人及び補助者	1
1	包括外部監査人	1
2	補助者	1
VII	特定の事件を選定した理由	2
VIII	外部監査の方法	3
1	監査の要点	3
2	主な監査手続	3
IX	利害関係	3
第2	監査対象の事業内容	4
I	国際文化観光事業について	4
1	事業の概要	4
2	財務状況の推移	5
3	施設	6
II	スポーツ事業について	7
1	事業の概要	7
2	財務状況の推移	7
3	施設	7
III	公益財団法人かながわ国際交流財団について	9
1	事業の概要	9
2	財務状況の推移	9
IV	公益財団法人神奈川文学振興会について	13
1	事業の概要	13
2	財務状況の推移	13
V	公益財団法人神奈川芸術文化財団について	16
1	事業の概要	16
2	財務状況の推移	16

第3	監査の結果	20
I	国際事業について	20
1	地球市民かながわプラザについて	20
2	留学生支援事業について	31
3	「KANAGAWA FESTIVAL」事業について	38
II	文化事業について	42
1	県民ホール、芸術劇場及び音楽堂について	42
2	指定管理業務の第三者委託について	51
3	指定管理業務の月例モニタリングについて	52
4	モニタリング結果報告書における利用者満足度評価について	54
5	芸術劇場ホール吊物機構操作卓等更新工事に係る入札について	58
6	アートホールの指定管理業務の公募について	62
7	アートホールの実績報告書等の公表について	69
8	神奈フィルに対する補助金について	71
9	神奈川近代文学館のホール、中会議室、小会議室及び和室の利用状況について	76
10	県民ホールの利用状況について	78
III	観光事業について	88
1	アンテナショップ運營業務委託事業について	88
2	観光の核づくり推進費補助事業について	93
3	津久井湖観光センターについて	102
IV	スポーツ事業について	108
1	スポーツセンターの利用状況について	108
2	スポーツセンターにおける貸出用具の受払管理のルールについて	111
3	生涯スポーツ推進事業費の有効性について	113
4	アンケート実施に伴う効果検証について	115
5	商業施設でのウォーキング促進事業について	117
6	栄養セミナーについて	120
7	セーリング体験事業について	122
8	スポーツ会館について	124
9	西湘スポーツセンターについて	138
10	山岳スポーツセンターについて	154
11	宮ヶ瀬湖カヌー場について	158
12	指定管理者の詳細アンケートにかかわる報告書について	160
V	K I Fについて	163
1	資金運用手続について	163
2	出納事務について	170

VI	文学振興会について	174
1	計算書類等について	174
2	収支計画及び収支決算書の人件費について	180
3	理事会における理事の職務の執行状況の報告について	183
4	評議員、理事及び監事の変更登記について	186
5	預り金の相手先が不明な残高について	188
VII	芸術文化財団について	190
1	指定管理業務の実績報告書について	190
2	役員報酬について	193
第4	指摘・意見の一覧表	196

第1 外部監査の概要

I 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び神奈川県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条の規定に基づく包括外部監査

II 選定した特定の事件（監査テーマ）

「国際文化観光事業及びスポーツ事業に関する財務事務の執行について」、「公益財団法人かながわ国際交流財団（財政援助団体等）」、「公益財団法人神奈川文学振興会（財政援助団体等）」、「公益財団法人神奈川芸術文化財団（財政援助団体等）」

III 監査対象年度

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

ただし、必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

IV 監査対象局（受検局等）

- ・文化スポーツ観光局（令和6年4月に国際文化観光局とスポーツ局が統合され、文化スポーツ観光局が設置された）
- ・公益財団法人かながわ国際交流財団
- ・公益財団法人神奈川文学振興会
- ・公益財団法人神奈川芸術文化財団

V 監査の実施期間

令和6年4月5日から令和6年12月20日まで

なお、終了時期が12月20日であるのは、包括外部監査報告書を知事・議会議長・監査委員に提出し、令和7年度の予算編成・審議等の参考に供するためである。

VI 包括外部監査人及び補助者

1 包括外部監査人

資格	氏名
公認会計士	佐久間 清光

2 補助者

資格	氏名
公認会計士、税理士	内田 正美
公認会計士	小泉 淳
公認会計士	黒野 孝

公認会計士、税理士	小林 智之
公認会計士、税理士	高木 研弥
公認会計士、税理士	立花 裕士
税理士	山城 登久二
公認会計士、税理士	渡邊 靖雄

Ⅶ 特定の事件を選定した理由

県では、令和 22 年度を目標年次とする「新かながわグランドデザイン基本構想」において、県の将来像を、①誰もが安心してくらするやさしい神奈川、②誰もが自らの力を発揮して活躍できる神奈川、③変化に対応し持続的に発展する神奈川としている。また、神奈川の特色や強みとして、世界と日本各地をつなぐ交流拠点、くらしと調和する多彩な自然・文化、集い活躍する多彩な人材、産業の集積がもたらす高い経済力をかかげている。

県の国際文化観光事業は、①観光産業の振興、②多文化共生の地域社会づくり、③世界の地域・人との交流の推進、④非核・平和意識の普及、⑤文化芸術の鑑賞・活動のための支援、⑥文化の継承と発展に関するものである。また、県のスポーツ事業は、①誰もが生涯を通じて楽しめるスポーツ活動の推進、②スポーツ活動を広げる環境づくり、③スポーツの持つ力による地域活性化、共生社会の実現に関するものである。

これらの事業については、新型コロナウイルス感染症の 5 類移行により、県民活動がほぼ回復したことから、より一層の施策の推進・充実が期待され、今後、さらに県の将来像及び特色や強みに深くかかわるものであり、これらの事業についての基礎となる財務事務の執行について、この時機を捉えての合規性及び 3 E（経済性・効率性・有効性）の観点からの外部監査を実施すべき質的な重要性が認められる。

一方、公益財団法人かながわ国際交流財団、公益財団法人神奈川文学振興会及び公益財団法人神奈川芸術文化財団は、いずれも県の財政援助団体等として、国際文化観光事業との関連性が密接であることから、監査テーマとすべき重要性が認められる。

なお、今回の監査テーマのうち、平成 11 年度と平成 27 年度に公益財団法人神奈川芸術文化財団が、平成 16 年度に公益財団法人かながわ国際交流財団が取り上げられているが、現在までに相当な期間が経過していることから、あらためて監査を実施する必要性も認められる。

したがって、令和 6 年度の監査のテーマを「国際文化観光事業及びスポーツ事業に関する財務事務の執行について」、「公益財団法人かながわ国際交流財団（財政援助団体等）」、「公益財団法人神奈川文学振興会（財政援助団体等）」、「公益財団法人神奈川芸術文化財団（財政援助団体等）」とすることとした。

VIII 外部監査の方法

1 監査の要点

国際文化観光事業及びスポーツ事業に関する財務事務の執行並びに公益財団法人かながわ国際交流財団、公益財団法人神奈川文学振興会及び公益財団法人神奈川芸術文化財団の出納その他の事務の執行について、経済性、効率性、有効性、関係法令等の準拠性を中心に監査を実施した。

2 主な監査手続

関係法令・条例・規則、予算書、事業に関する各種管理資料・意思決定資料その他必要書類の閲覧・分析、証憑との突合、関係者からのヒアリング、現場視察、その他必要と認められた監査手続を実施した。

IX 利害関係

監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定に定める利害関係はない。

第2 監査対象の事業内容

県の組織再編により、国際文化観光局とスポーツ局が統合され、令和6年4月に文化スポーツ観光局が設置された。

監査対象年度である令和5年度は、本報告書の第2のⅠ～Ⅱに記載のとおり、国際文化観光局において国際事業、文化事業及び観光事業を行い、また、スポーツ局においてスポーツ事業を行っている。

また、本報告書の第2のⅢ～Ⅴに記載のとおり、公益財団法人かながわ国際交流財団、公益財団法人神奈川文学振興会及び公益財団法人神奈川芸術文化財団は、県の財政援助団体等として、国際文化観光局の事業と密接に関連する事業を行っている。

Ⅰ 国際文化観光事業について

1 事業の概要

(1) 国際事業について

国際文化観光局が実施した令和5年度の主な国際事業は次のとおりである。

県は、県内で生活する外国籍県民のくらしやすい環境づくりと、国籍、民族、文化などの違いを理解し認め合いながら、ともにくらす地域社会づくりを目指して、「あーすフェスタかながわ2023」の開催支援や、医療通訳派遣システムの運営、一般通訳ボランティアの紹介、外国籍県民の入居支援のための普及啓発を行っている。また、多言語による定期情報紙の発行、ホームページ等での生活情報等の提供に加え、「多言語支援センターかながわ」の運営など、情報支援の充実を図っている。

加えて、県内の留学生に対して、「かながわ国際ファンクラブ」のSNSやメールマガジンを通じて、情報発信しているほか、県内の教育機関や企業等と連携しながら、就職支援や交流事業「KANAFANまつり」を開催している。

さらに、国際協力の着実な推進を図ることを目的に、開発途上地域等の経済や技術の発展に協力するため、アジア地域等からの海外技術研修生、政策研修生を受け入れているほか、ベトナムとの相互理解と幅広い分野での交流の促進を図るため、「ベトナムフェスタin神奈川2023」や「KANAGAWA FESTIVAL 2023」の開催を支援している。

このほか、ロシアの軍事侵攻によるウクライナ避難民を支援するため、相談窓口により、生活に関する相談等に対応したほか、民間企業や市町村等と連携して、オール神奈川で、避難民支援を行っている。また、「ウクライナ避難民支援に関する連携協定」を締結した団体と連携して、ウクライナ語での相談対応などを行っている。

(2) 文化事業について

国際文化観光局が実施した令和5年度の主な文化事業は次のとおりである。

県は、コロナ禍で大きく影響を受けた県民の文化芸術に関する活動の充実及び文化資源を活用した地域づくりの推進を図るため、県庁前の日本大通りで音楽、ダンス等を自由に発

表できる「マグカル開放区」や、県美術展、伝統芸能等の各種文化事業を実施したほか、「神奈川県マグカル展開促進補助金」により、文化芸術活動団体による公演等に対して補助することで、文化芸術活動の振興を図った。また、県民ホール本館や神奈川芸術劇場等の文化施設において、多彩なジャンルの演目を上演し、文化芸術を鑑賞できる機会を維持したほか、県内各地域で青少年のための音楽芸術体験事業等を実施する公益財団法人神奈川フィルハーモニー管弦楽団（以下「神奈フィル」という。）に対して補助を行っている。

さらに、文化芸術の魅力で人を引きつけ、地域のにぎわいをつくり出すマグカル（マグネット・カルチャー）事業として、上記「マグカル開放区」及び「神奈川県マグカル展開促進補助金」のほか、年齢や障がいなどにかかわらず、全ての人々が舞台芸術に参加し楽しめる「共生共創事業」、本県ゆかりの伝統文化を新しい発想で再発信する「カナガワ リ・古典プロジェクト」、県営団地におけるシニア合唱事業に加え、新たに紅葉ヶ丘の広場活性化事業を実施している。

このほか、文化芸術人材育成を目的として、新たに青少年が舞台芸術を学びその世界に入るきっかけを作る「紅葉坂舞台塾」を新たに開講したほか、青少年センター等を公演場所として無料で提供する「マグカルシアター」の実施や、青少年センターにおいて、演劇やダンス等に取り組む青少年に対し、演劇・ダンスの講習会や発表会、ワークショップを開催するなどの支援を行っている。

（３）観光事業について

国際文化観光局が実施した令和５年度の主な観光事業は次のとおりである。

県は、新型コロナウイルス感染症により落ち込んだ観光需要を喚起するため、県内旅行の割引や鉄道を活用した周遊観光促進事業を実施するとともに、「第５期神奈川県観光振興計画」で定める目標の達成状況の検証を行うための観光データの収集や分析等を行っている。

また、横浜・鎌倉・箱根に次ぐ国際観光地の創出に向けて、県内３地域において、民間事業者と連携した取組等に対して支援したほか、県産品の魅力を発信するため、アンテナショップ等で展示・販売を行っている。

観光消費額総額の増加や外国人観光客の回復に向けては、富裕層向けコンテンツ開発や、観光レップを通じた観光情報の収集やセールスを行うとともに、観光コンテンツに高い専門性を有する通訳ガイドを育成・認定している。

さらに、多言語表記や観光DXの整備等を推進することにより、受入環境の整備を進めている。

２ 財務状況の推移

国際文化観光局について、令和元年度から令和５年度までの歳出状況は、表 2-I-2-1 のとおりである。

表 2- I -2-1 歳出状況（当初予算）の推移

（単位：百万円）

科目	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
国際文化観光費	5,915	5,992	5,945	6,442	6,540
国際交流推進費	2,654	2,687	2,553	2,559	2,772
文化振興費	2,679	2,797	2,933	3,115	3,254
観光事業振興費	491	416	458	767	514
国際言語文化アカデミア費	90	90	-	-	-
国際文化観光局計	5,915	5,992	5,945	6,442	6,540

（県HPより監査人が作成）

3 施設

国際文化観光局の出先機関及び指定管理者制度導入施設（以下「管理施設」という。）は、次のとおりである。

（1）出先機関

① 国際課

- ・神奈川県パスポートセンター

（2）管理施設

① 国際課

- ・神奈川県立地球市民かながわプラザ（以下「地球市民かながわプラザ」という。）

② 文化課

- ・神奈川県民ホール本館（以下「県民ホール」という。）
- ・神奈川県民ホール神奈川芸術劇場（以下「芸術劇場」という。）
- ・神奈川県立音楽堂（以下「音楽堂」という。）
- ・神奈川県立かながわアートホール（以下「アートホール」という。）
- ・神奈川県立神奈川近代文学館（以下「神奈川近代文学館」という。）

II スポーツ事業について

1 事業の概要

スポーツ局が実施した令和5年度の主なスポーツ事業は次のとおりである。

県は、県民がスポーツに親しむきっかけづくりとして、神奈川県スポーツ推進条例に基づき設定された「県民スポーツ月間」において、市町村やスポーツ関係団体等と連携してスポーツ体験教室等のイベントを実施している。

公立中学校等における部活動の地域移行に向けて、担い手となる地域クラブ活動の指導者を市町村の枠を超えて確保することができる環境を整備するため、「かながわ地域クラブ活動指導者データベース」を設置している。

スポーツを通じた地域活性化に向けて、グルメ、観光、スポーツ体験を楽しみながら県内地域を巡るサイクルツーリズムを推進するため、様々な主体と連携し、神奈川の魅力あるスポットを自転車で巡るサイクリングルートを作成した。また、自治体や企業、スポーツ関係団体などが情報を共有、連携する場として、「かながわスポーツ・プラットフォーム」を設置している。

アスリートの育成に向けて、特別国民体育大会等への選手等の派遣に対して応分の負担を行ったほか、all かながわスポーツゲームズ市町村対抗「かながわ駅伝」競走大会を開催している。

「かながわパラスポーツ」の普及推進に向けて、「かながわパラスポーツフェスタ 2023」を開催し、運動会や体験会を実施するとともに、パラスポーツ貸出用具を拡充し、パラスポーツの環境整備を行っている。

東京2020大会によるスポーツへの関心の高まりをレガシーとして承継するため、セーリング海上体験会及び「かながわセーリング祭 2023」を開催している。

2 財務状況の推移

スポーツ局について、令和元年度から令和5年度までの歳出状況は、表2-II-2-1のとおりである。

表2-II-2-1 歳出状況(当初予算)の推移 (単位:百万円)

科目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
スポーツ費	3,912	4,772	6,539	3,323	3,502
スポーツ局計	3,912	4,772	6,539	3,323	3,502

(県HPより監査人が作成)

3 施設

スポーツ局の出先機関及び管理施設は、次のとおりである。

(1) 出先機関

- ・神奈川県立スポーツセンター（以下「スポーツセンター」という。）

(2) 管理施設

- ・神奈川県立スポーツ会館（以下「スポーツ会館」という。）
- ・神奈川県立武道館（以下「武道館」という。）
- ・神奈川県立西湘スポーツセンター（以下「西湘スポーツセンター」という。）
- ・神奈川県立相模湖漕艇場（以下「相模湖漕艇場」という。）
- ・神奈川県立伊勢原射撃場（以下「伊勢原射撃場」という。）
- ・神奈川県立山岳スポーツセンター（以下「山岳スポーツセンター」という。）
- ・神奈川県立宮ヶ瀬湖カヌー場（以下「宮ヶ瀬湖カヌー場」という。）

Ⅲ 公益財団法人かながわ国際交流財団について

1 事業の概要

公益財団法人かながわ国際交流財団（以下「K I F」という。）は、全ての人が様々な違いを越えて、心豊かに暮らせる社会を作っていくことを目的として、「外国人住民へのベーシックサポート」、「多文化共生の地域社会の仕組みづくり」及び「多文化理解の促進と国際人材育成」の3つの柱のもと事業を実施している。

「外国人住民へのベーシックサポート」では、多言語による医療問診票の提供、暮らしに役立つ様々な情報の発信、大規模災害の発生を見据えた連絡会への参加や訓練の実施、「多言語支援センターかながわ」の運営、「地域日本語教育の環境整備と充実のための事業」の実施等に取り組んでいる。「多言語支援センターかながわ」の運営では、多種多様な問合せへの対応に加え、通訳者が少ないベトナム語やタガログ語の通訳人材の確保と育成を行っている。

また、「多文化共生の地域社会の仕組みづくり」では、多文化共生等の団体活動に助成を行う「かながわ民際協力基金」の運営、医療・福祉・教育等の分野の公的機関における多文化対応力を向上させるための講座の開催、外国籍県民及び支援者に向けた子育て支援、学校や教育委員会等に向けた外国につながる子どもの教育支援、外国人住民との連携や情報提供等に取り組んでいる。

さらに、「多文化理解の促進と国際人材育成」では、外国籍県民をめぐる社会的な状況や多文化共生に向けた取組等について学ぶことを目的として、広く一般県民を対象としたセミナー、フィールドワーク、フォーラム等を開催している。その他、高校生や大学生のための講師派遣等も行い、次世代の育成に取り組んでいる。

2 財務状況の推移

K I Fについて、令和元年度から令和5年度までの財務状況は、表2-Ⅲ-2-1及び表2-Ⅲ-2-2のとおりである。

表2-Ⅲ-2-1 正味財産増減計算書（要約）

（単位：百万円）

科目	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
I 一般正味財産増減の部					
1 経常増減の部					
(1) 経常収益					
基本財産運用益	10	13	13	13	12
特定資産運用益	54	49	51	33	28
受取会費	0	0	0	0	0

事業収益	0	0	0	0	0
受取補助金等	75	97	190	202	195
受取負担金	0	0	0	0	0
受取寄付金	1	0	0	0	0
雑収益	1	3	0	0	0
経常収益計	144	163	256	249	237
(2) 経常費用					
事業費					
役員報酬	3	5	5	5	5
給料手当	98	117	127	131	123
臨時雇賃金	14	11	19	31	24
福利厚生費	19	20	23	26	25
光熱水料費	0	0	0	0	0
賃借料	1	1	2	2	2
諸謝金	2	2	8	8	7
委託費	8	14	16	17	12
その他事業費	34	26	31	34	33
事業費計	183	201	235	259	236
管理費					
役員報酬	1	1	1	1	1
給料手当	1	2	2	2	2
臨時雇賃金	0	0	0	0	0
福利厚生費	0	0	0	0	0
諸謝金	0	0	0	0	0
委託費	1	1	2	2	2
その他管理費	3	2	5	6	6
管理費計	8	8	13	14	14
経常費用計	191	209	249	273	251
評価損益	28	2	0	0	△5
当期経常増減額	△19	△43	6	△24	△18
2 経常外増減の部					
(1) 経常外収益	0	0	0	0	11
(2) 経常外費用	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△19	△43	5	△24	△6
一般正味財産期首残高	153	134	91	97	73
一般正味財産期末残高	134	91	97	73	66

II 指定正味財産増減の部					
受取寄付金	0	0	0	0	0
基本財産運用益	0	0	0	0	2
特定資産運用益	9	9	9	9	14
基本財産評価損益等	109	△36	△31	△55	0
特定資産評価損益等	△70	△30	△164	△204	△36
投資有価証券売却損益	0	0	0	0	△103
一般正味財産への振替額	△39	△11	0	△10	△28
当期指定正味財産増減額	9	△67	△185	△261	△152
指定正味財産期首残高	4,469	4,479	4,411	4,225	3,964
指定正味財産期末残高	4,479	4,411	4,225	3,964	3,812
III 正味財産期末残高	4,614	4,502	4,322	4,037	3,878

(K I FのHPより監査人が作成)

表 2-III-2-2 貸借対照表 (要約)

(単位: 百万円)

科目	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
I 資産の部					
1 流動資産					
現金預金	54	52	46	39	6
その他流動資産	3	0	0	0	1
流動資産合計	58	53	46	39	8
2 固定資産					
(1) 基本財産	891	855	823	767	695
(2) 特定資産	3,715	3,647	3,506	3,286	3,221
(3) その他固定資産	0	1	1	0	0
固定資産合計	4,608	4,503	4,331	4,054	3,917
資産合計	4,666	4,557	4,377	4,094	3,925
II 負債の部					
1 流動負債					
未払金	6	6	7	18	6
預り金	0	0	0	0	1
賞与引当金	9	11	11	10	11
流動負債合計	16	18	18	29	19
2 固定負債					
退職給付引当金	36	36	36	27	27

	固定負債合計	36	36	36	27	27
	負債合計	52	54	54	56	46
Ⅲ	正味財産の部					
1	指定正味財産	4,479	4,411	4,225	3,964	3,812
2	一般正味財産	134	91	97	73	66
	正味財産合計	4,614	4,502	4,322	4,037	3,878
	負債及び正味財産合計	4,666	4,557	4,377	4,094	3,925

(K I FのHPより監査人が作成)

IV 公益財団法人神奈川文学振興会について

1 事業の概要

公益財団法人神奈川文学振興会（以下「文学振興会」という。）は、県民が文学に親しむ場の提供という神奈川近代文学館としての役割を果たすべく、展覧会やイベントを開催するとともに、貴重な文化遺産である文学資料の収集・整理保存及び利用のためのサービスを提供している。

展覧会については、文学振興会の今まで培ってきた信頼関係や人脈に根差した資料収集の成果が積極的に活用され、井伏鱒二展など6本の展覧会が開催された。

小津安二郎展では、県とのゆかりや文学者との交流にスポットを当てた展示構成、「武井武雄展」では、県内のコレクターの遺族から寄贈された貴重本コレクションが好評を得ている。

また、夏休み期間に子どもをターゲットとして開催された「『おまけ』と『ふろく』展」では、幼年雑誌とそのふろくのコレクション、続く井伏鱒二展では井伏家から寄贈された資料を中心に、「山椒魚」等の名作の世界が紹介され、同様に好評を得ている。

来館者層を広げるために、コミックス等とのコラボレーションも行われており、「文豪ストレイドッグス」とのコラボレーションでは冬季としては異例となる9,214人の来館があった。

こうした多彩な企画により、令和5年度の総来館者数はコロナ前と比較しても高い水準となる44,677人にのぼった。

資料の収集については令和5年度に資料総数が132万点を越え、その97%をインターネット上で検索可能とした。さらに資料のデジタル画像化も進められており、全国に類のない中島敦の肉筆資料のコレクションを令和5年12月にインターネット上に公開し、来館が難しい国内外の研究者や文学愛好家に活用されている。

2 財務状況の推移

文学振興会について、令和元年度から令和5年度までの財務状況は、表2-IV-2-1及び表2-IV-2-2のとおりである。

表 2-IV-2-1 正味財産増減計算書（要約）

（単位：千円）

科目	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
I 一般正味財産増減の部					
1 経常増減の部					
(1) 経常収益					
基本財産運用益	549	310	199	154	154

特定資産運用益	1,371	1,610	1,774	1,914	1,689
受取会費	3,151	2,747	2,553	2,691	2,914
事業収益	442,073	420,335	427,621	441,866	449,310
受取寄付金	0	200	5	1,430	0
受取補助金	0	0	208	115	0
雑収益	643	552	504	569	396
経常収益計	447,789	425,754	432,867	448,741	454,465
(2) 経常費用					
事業費	442,060	423,036	428,833	444,099	449,122
管理費	3,195	2,328	2,950	3,336	3,158
経常費用計	445,255	425,365	431,783	447,435	452,280
評価損益等	△358	△358	△358	△358	△358
当期経常増減額	2,176	31	726	947	1,826
2 経常外増減の部					
(1) 経常外収益	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	2,176	31	726	947	1,826
一般正味財産期首残高	90,262	92,438	92,469	93,196	94,143
一般正味財産期末残高	92,438	92,469	93,196	94,143	95,970
II 指定正味財産増減の部					
一般正味財産への振替額	0	0	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	78,000	78,000	78,000	78,000	78,000
指定正味財産期末残高	78,000	78,000	78,000	78,000	78,000
III 正味財産期末残高	170,438	170,469	171,196	172,143	173,970

(文学振興会HPより監査人が作成)

表 2-IV-2-2 貸借対照表 (要約)

(単位：千円)

科目	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
I 資産の部					
1 流動資産					
現金預金	86,004	41,274	73,322	63,528	59,112
売掛金	2,200	613	458	167	398
商品	2,831	2,929	2,959	2,743	3,555
貯蔵品	2,000	2,187	2,734	2,370	1,615

その他流動資産	254	282	464	324	208
流動資産合計	93,290	47,287	79,939	69,134	64,892
2 固定資産					
（１）基本財産	109,998	109,999	110,000	110,000	110,000
（２）特定資産	242,874	261,232	252,252	256,336	267,713
（３）その他の固定資産	19,692	19,334	18,976	18,618	18,260
固定資産合計	372,565	390,567	381,228	384,955	395,973
資産合計	465,856	437,854	461,168	454,089	460,865
Ⅱ負債の部					
1 流動負債					
未払金	82,162	35,584	67,887	58,287	53,488
前受金	2,040	1,741	1,624	1,999	1,874
預り金	4,293	4,879	4,763	3,760	4,380
流動負債合計	88,496	42,205	74,274	64,047	59,744
2 固定負債					
退職給付引当金	206,920	225,178	215,697	217,898	227,151
固定負債合計	206,920	225,178	215,697	217,898	227,151
負債合計	295,417	267,384	289,972	281,946	286,895
Ⅲ正味財産の部					
1 指定正味財産	78,000	78,000	78,000	78,000	78,000
2 一般正味財産	92,438	92,469	93,196	94,143	95,970
正味財産合計	170,438	170,469	171,196	172,143	173,970
負債及び正味財産合計	465,856	437,854	461,168	454,089	460,865

(文学振興会HPより監査人が作成)

V 公益財団法人神奈川芸術文化財団について

1 事業の概要

公益財団法人神奈川芸術文化財団（以下「芸術文化財団」という。）は、県民ホール、芸術劇場及び音楽堂の3館の指定管理者として、多彩な文化事業や施設の管理運営業務を実施している。また、県が企画立案する高齢者・障がい者等による芸術活動への支援を行う「共生共創事業」を主体的に実施するなど、地域の文化事業にも積極的に対応している。

県民ホールでは、施設の特性を踏まえて県民の多様なニーズに応える催しを実施したほか、令和7年1月に迎える開館50周年に向けて、新作オペラ「ローエングリン」の企画制作や関連企画の開催等を行った。また、県域ではアウトリーチ型オペラ公演を実施し、県内の文化施設と協働することで、文化芸術のすそ野の拡大を促している。

芸術劇場では、長塚圭史芸術監督のもとシーズン制を敷き、9月からのメインシーズンでは、シーズンタイトル「貌（かたち）」から想起される作品をラインアップした。また、より多くの県民に足を運んでもらうため、県民割の導入や広報誌の発行、ウェブラジオでの情報発信に取り組んでいる。

音楽堂では、フラッグシップとなる「音楽堂室内オペラ・プロジェクト」、「音楽堂ヘリテージ・コンサート」を実施したほか、アウトリーチ型ワークショップやインターンシップの実施により、次世代の人材育成や、地域の音楽文化振興を図っている。

令和3年度に発足した社会連携ポータル部門では、引き続き、専門人材育成プログラム、学校教育へのアプローチ、インクルーシブアプローチ、地域との連携強化等の取組を実施している。

2 財務状況の推移

芸術文化財団について、令和元年度から令和5年度までの財務状況は、表2-V-2-1及び表2-V-2-2のとおりである。

表2-V-2-1 正味財産増減計算書（要約）

（単位：百万円）

科目	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
I 一般正味財産増減の部					
1 経常増減の部					
（1）経常収益					
基本財産運用益	2	2	2	2	2
特定資産運用益	1	1	0	1	1
事業収益	773	182	312	371	291
入場料収益	579	149	206	260	213

物品販売収益	38	3	8	9	7
事業コーディネート収益	100	23	68	74	50
その他事業収益	54	6	28	26	19
利用料収益	463	201	412	452	478
受託収益	259	243	273	267	296
指定管理料収益	1,472	1,562	1,506	1,506	1,506
受取補助金等	189	217	154	136	79
受取負担金	90	43	68	4	19
受取寄附金	7	6	15	7	8
立替収益	15	7	21	16	13
雑収益	1	3	23	9	61
引当金取崩額	0	0	0	0	0
経常収益計	3,277	2,471	2,791	2,775	2,760
(2) 経常費用					
事業費					
役員報酬	44	36	42	42	45
給料手当	460	431	432	438	450
臨時雇賃金	52	44	44	58	63
福利厚生費	71	70	69	71	74
光熱水費	167	108	162	233	199
賃借料	55	46	31	46	55
諸謝金	5	2	3	4	6
委託費	1,795	1,549	1,492	1,657	1,531
支払手数料	50	15	21	25	19
その他事業費	416	267	295	281	290
事業費計	3,119	2,571	2,596	2,858	2,737
管理費					
役員報酬	1	0	0	1	1
給料手当	2	1	1	2	2
臨時雇賃金	0	0	0	0	0
光熱水費	0	0	0	0	0
諸謝金	2	2	2	2	2
委託費	2	1	2	2	1
その他管理費	1	0	0	0	1
管理費計	9	7	8	9	9
経常費用計	3,129	2,579	2,605	2,868	2,747

評価損益等	△3	0	0	△3	△2
当期経常増減額	144	△107	185	△96	10
2 経常外増減の部					
(1) 経常外収益	0	0	2	0	0
(2) 経常外費用	0	2	0	0	0
法人税、住民税及び事業税	15	11	10	10	13
当期一般正味財産増減額	128	△121	176	△106	△2
一般正味財産期首残高	527	656	534	711	605
一般正味財産期末残高	656	534	711	605	603
II 指定正味財産増減の部					
受取寄付金	0	0	0	0	0
基本財産評価損益等	△3	△3	△17	△24	△22
基本財産有価証券償還損	0	0	0	0	0
一般正味財産への振替額	0	0	0	0	0
当期指定正味財産増減額	△3	△3	△17	△24	△23
指定正味財産期首残高	603	600	596	579	554
指定正味財産期末残高	600	596	579	554	531
III 正味財産期末残高	1,256	1,131	1,290	1,160	1,134

(芸術文化財団HPより監査人が作成)

表 2-V-2-2 貸借対照表 (要約)

(単位: 百万円)

科目	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
I 資産の部					
1. 流動資産					
現金預金	322	326	362	403	449
未収金	329	237	237	167	128
その他流動資産	4	18	8	25	9
流動資産合計	656	582	608	596	587
2. 固定資産					
(1) 基本財産	600	596	581	556	533
(2) 特定資産	644	463	640	607	643
(3) その他固定資産	6	1	2	5	3
固定資産合計	1,251	1,061	1,224	1,169	1,180
資産合計	1,907	1,643	1,832	1,766	1,767

Ⅱ 負債の部					
1. 流動負債					
未払金	229	209	199	284	215
前受金	211	155	176	178	202
預り金	55	21	22	33	55
その他流動負債	55	20	59	19	48
流動負債合計	551	406	458	515	522
2. 固定負債					
リース債務	0	0		2	2
退職給付引当金	99	105	83	88	108
固定負債合計	99	105	83	91	110
負債合計	651	511	541	606	633
Ⅲ 正味財産の部					
1. 指定正味財産	600	596	579	554	531
2. 一般正味財産	656	534	711	605	603
正味財産合計	1,256	1,131	1,290	1,160	1,134
負債及び正味財産合計	1,907	1,643	1,832	1,766	1,767

(芸術文化財団HPより監査人が作成)

第3 監査の結果

I 国際事業について

1 地球市民かながわプラザについて

(1) 貸出施設の利用率について

地球市民かながわプラザは、私たちが地球に暮らす一員として、世界の文化や暮らしについての国際理解や国際平和、地球規模の課題について、日々の生活の中で考え、自分にできる身近なことから行動していくための総合的な施設として、平成10年2月に横浜市栄区(JR根岸線「本郷台」駅前)に設置された施設であり、“あーすぷらざ”の愛称で呼ばれている。

地球市民かながわプラザには三つの目的があり、そのために三つの機能を有している。

表3-I-1-1 地球市民かながわプラザの三つの目的

<p>・こどもの豊かな感性の育成</p> <p>こどもたちが未来に向かって、「地球市民」の一員として成長していくように、感受性や創造力を育んでいきます。</p>
<p>・地球市民意識の醸成</p> <p>世界の文化や暮らしについての国際理解や、国際平和、地球規模の課題についての認識を深め、地域から行動する「地球市民」としての意識を培っていただけるよう学習の場を提供します。</p>
<p>・国際活動の支援</p> <p>県民のみなさんの国際交流や国際協力活動に対して、情報や活動の場の提供、人材育成などの支援を行って、自主的な活動の輪を広げていくお手伝いをします。</p>

(地球市民かながわプラザHPより監査人が作成)

表3-I-1-2 地球市民かながわプラザの三つの機能

<p>・学習センター機能</p> <p>世界の国々の生活道具、衣装、楽器などから人々の暮らしを実感できる「こどもの国際理解展示室」、過去の戦争から未来の平和な社会を考えるための資料を展示した「国際平和展示室」、子どもたちの感性を伸ばす「こどもファンタジー展示室」の三つの常設展示を運営しています。また、年間をとおして、子ども向け、大人向けのさまざまなセミナー、ワークショップ、映画会、企画展などを開催しています。</p>
<p>・情報・相談センター機能</p> <p>世界の暮らしや文化、時事問題、環境問題、戦争と平和、国際協力活動、多文化共生の地域社会づくりなどをテーマにした映像資料と図書資料を集めた「映像ライブラリー」では、子どもから大人まで、映像作品を視聴し、図書の閲覧、貸出サービスを利用できます。</p>

常設展や企画展で関心の糸口をつかんだら、ぜひこの部屋で学びを深めてください。外国人相談窓口として教育・くらし・法律に関するご相談にも対応します。年間を通して、学生向け、大人向けのセミナーやワークショップを実施しています。

・サポート・ネットワーク機能

さまざまな課題を地域から解決するための NPO や県民の皆様の地球市民学習、国際交流・協力、多文化共生に向けた活動等を支援するため、情報、活動の場、活動機会を提供しています。

(地球市民かながわプラザHPより監査人が作成)

さて、地球市民かながわプラザには、ホール、会議室、展示室などの貸出施設が 13 室存在している。そこで、貸出施設の利用率の実績推移を質問したところ、以下の回答を得た。

【県からの回答】

表 3-I-1-3 のとおりです。なお展示室 A と展示室 B は併せて一体利用しているため利用率は 1 部屋分として記載しています。また利用率は、分母に利用日数からメンテナンス等の非利用日を控除した日数、分子に利用実績がある日を用いて計算しています。

表 3-I-1-3 地球市民かながわプラザ貸出施設の利用率推移

貸出施設名	面積	R3年度	R4年度	R5年度
プラザホール	1,040 m ²	57.0%	70.5%	62.8%
展示室 A	180 m ²	72.4%	54.0%	72.7%
展示室 B	110 m ²			
会議室	180 m ²	83.6%	88.6%	93.1%
創作スタジオ	120 m ²	96.2%	98.6%	99.5%
多目的室	165 m ²	84.9%	93.4%	88.9%
保育室	50 m ²	35.3%	37.7%	47.9%
ワークショップルーム	93 m ²	95.4%	97.7%	98.1%
研修室 A	84 m ²	79.9%	83.7%	82.2%
研修室 B	63 m ²	73.0%	80.3%	83.7%
スタジオ	45 m ²	78.3%	92.2%	97.3%
展示コーナー	136 m ²	59.5%	71.0%	76.2%
映像ホール	225 m ²	51.2%	58.3%	48.2%

表 3-I-1-3 を見ると、全体的に利用率は高く推移しているように見受けられる。

ただし、県からの回答にもあるとおり、利用率の算出方法として時間単位ではなく日単位

を用いている点に留意が必要である。

予約は神奈川県施設予約システムで行うことができるが、時間毎（9時～22 時までの 1 時間毎）に予約が可能となっている。日単位とは、当該予約区分（時間毎）に一つでも予約が入っていれば、その日を利用した日とみなして算出しているということであり、上表の利用率は実際の（時間単位）利用率よりは高くなっていることが想定される。

このことを踏まえて改めて貸出施設の利用率を見ると、利用率が高く推移している施設がある一方で、保育室及び映像ホールのように利用率が比較的低い施設も存在することが分かる。特に、保育室については直近 3 年連続で利用率が 50%を下回っていることからすると、保育室に対するニーズが比較的低いことが見て取れる。

そこで、神奈川県施設予約システムでは時間毎（9時～22 時までの 1 時間毎）に予約が可能のため、当該予約区分（時間毎）に基づいた利用率の推移について質問したところ、以下の回答を得た。

【県からの回答】

表 3-I-1-4 のとおりです。なお展示室 A と展示室 B は併せて一体利用しているため利用率は 1 部屋分として記載しています。

表 3- I -1-4 地球市民かながわプラザ貸出施設の利用率推移（時間単位）

貸出施設名	時間	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
プラザホール	9:00～10:00	37.9%	44.0%	40.9%
	10:00～11:00	43.7%	51.3%	45.7%
	11:00～12:00	46.5%	51.8%	44.3%
	12:00～13:00	40.9%	49.6%	45.7%
	13:00～14:00	44.3%	56.3%	51.0%
	14:00～15:00	45.1%	55.7%	55.4%
	15:00～16:00	44.3%	56.5%	54.3%
	16:00～17:00	39.8%	45.1%	47.4%
	17:00～18:00	24.0%	28.7%	27.9%
	18:00～19:00	19.2%	31.5%	29.2%
	19:00～20:00	20.6%	36.2%	35.9%
	20:00～21:00	16.4%	33.4%	35.1%
	21:00～22:00	13.4%	25.3%	29.0%
	平均利用率		33.5%	43.5%

(注)「平均利用率」は、監査人が「時間」毎の利用率を平均して算出した数値である。

貸出施設名	時間	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
展示室 A・B	9:00～10:00	72.4%	54.0%	72.7%
	10:00～11:00	72.4%	54.0%	72.7%
	11:00～12:00	72.4%	54.0%	72.7%
	12:00～13:00	72.4%	54.0%	72.7%
	13:00～14:00	72.4%	54.0%	72.7%
	14:00～15:00	72.4%	54.0%	72.7%
	15:00～16:00	72.4%	54.0%	72.7%
	16:00～17:00	72.4%	54.0%	72.7%
	17:00～18:00	72.4%	54.0%	72.7%
	18:00～19:00	72.4%	54.0%	72.7%
	19:00～20:00	72.4%	54.0%	72.7%
	20:00～21:00	72.4%	54.0%	72.7%
	21:00～22:00	72.4%	54.0%	72.7%
	平均利用率		72.4%	54.0%

(注)「平均利用率」は、監査人が「時間」毎の利用率を平均して算出した数値である。

貸出施設名	時間	R3年度	R4年度	R5年度
会議室	9:00～10:00	41.8%	39.8%	39.8%
	10:00～11:00	80.8%	81.1%	70.8%
	11:00～12:00	81.6%	84.1%	73.0%
	12:00～13:00	47.4%	45.4%	46.5%
	13:00～14:00	66.0%	77.4%	82.7%
	14:00～15:00	72.1%	86.9%	91.6%
	15:00～16:00	70.8%	81.9%	82.7%
	16:00～17:00	61.8%	67.7%	67.4%
	17:00～18:00	40.1%	47.9%	45.1%
	18:00～19:00	34.3%	46.2%	40.1%
	19:00～20:00	18.7%	20.9%	20.3%
	20:00～21:00	13.6%	16.4%	15.9%
	21:00～22:00	6.7%	8.9%	10.0%
	平均利用率		48.9%	54.2%

(注)「平均利用率」は、監査人が「時間」毎の利用率を平均して算出した数値である。

貸出施設名	時間	R3年度	R4年度	R5年度
創作スタジオ	9:00～10:00	27.6%	37.3%	27.3%
	10:00～11:00	66.6%	77.7%	68.0%
	11:00～12:00	74.7%	78.6%	74.1%
	12:00～13:00	48.2%	65.5%	61.3%
	13:00～14:00	58.5%	71.3%	73.8%
	14:00～15:00	65.5%	70.2%	71.0%
	15:00～16:00	59.3%	66.6%	66.0%
	16:00～17:00	63.2%	68.5%	69.4%
	17:00～18:00	78.6%	69.9%	51.8%
	18:00～19:00	79.7%	79.1%	64.1%
	19:00～20:00	39.8%	61.6%	58.2%
	20:00～21:00	16.2%	38.7%	43.5%
	21:00～22:00	1.9%	5.0%	4.5%
	平均利用率		52.3%	60.8%

(注)「平均利用率」は、監査人が「時間」毎の利用率を平均して算出した数値である。

貸出施設名	時間	R3年度	R4年度	R5年度
多目的室	9:00～10:00	37.0%	36.2%	21.2%
	10:00～11:00	49.3%	64.9%	57.9%
	11:00～12:00	56.3%	75.5%	70.2%
	12:00～13:00	34.0%	40.1%	36.5%
	13:00～14:00	49.0%	59.9%	49.0%
	14:00～15:00	48.5%	59.3%	47.9%
	15:00～16:00	34.5%	36.8%	34.0%
	16:00～17:00	52.9%	52.1%	36.2%
	17:00～18:00	51.5%	57.7%	37.3%
	18:00～19:00	39.8%	52.1%	35.4%
	19:00～20:00	28.4%	42.9%	31.8%
	20:00～21:00	8.1%	16.7%	13.9%
	21:00～22:00	3.3%	6.1%	3.6%
	平均利用率		37.9%	46.2%

(注)「平均利用率」は、監査人が「時間」毎の利用率を平均して算出した数値である。

貸出施設名	時間	R3年度	R4年度	R5年度
保育室	9:00～10:00	14.2%	10.0%	10.3%
	10:00～11:00	20.1%	22.0%	27.6%
	11:00～12:00	20.1%	24.5%	30.1%
	12:00～13:00	11.7%	14.5%	25.3%
	13:00～14:00	6.4%	10.9%	18.1%
	14:00～15:00	10.0%	15.0%	17.0%
	15:00～16:00	8.9%	15.3%	13.6%
	16:00～17:00	15.9%	15.3%	16.7%
	17:00～18:00	13.6%	12.8%	14.8%
	18:00～19:00	1.1%	1.7%	2.8%
	19:00～20:00	0.6%	1.7%	1.9%
	20:00～21:00	0.3%	1.4%	1.4%
	21:00～22:00	0.3%	0.6%	0.8%
	平均利用率		9.5%	11.2%

(注)「平均利用率」は、監査人が「時間」毎の利用率を平均して算出した数値である。

貸出施設名	時間	R3年度	R4年度	R5年度
ワークショップルーム	9:00～10:00	39.8%	50.1%	44.0%
	10:00～11:00	65.7%	73.8%	75.5%
	11:00～12:00	65.2%	71.6%	78.0%
	12:00～13:00	49.0%	64.3%	70.2%
	13:00～14:00	69.6%	74.7%	67.1%
	14:00～15:00	74.4%	83.8%	73.3%
	15:00～16:00	51.3%	56.3%	41.5%
	16:00～17:00	63.2%	66.9%	46.5%
	17:00～18:00	69.1%	74.1%	56.3%
	18:00～19:00	65.7%	75.2%	53.8%
	19:00～20:00	47.6%	50.4%	37.6%
	20:00～21:00	25.6%	27.9%	22.8%
	21:00～22:00	1.4%	3.1%	1.1%
	平均利用率		52.9%	59.4%

(注)「平均利用率」は、監査人が「時間」毎の利用率を平均して算出した数値である。

貸出施設名	時間	R3年度	R4年度	R5年度
研修室A	9:00～10:00	22.6%	22.8%	17.8%
	10:00～11:00	52.4%	55.4%	49.0%
	11:00～12:00	51.5%	57.9%	49.3%
	12:00～13:00	23.4%	34.0%	28.4%
	13:00～14:00	49.3%	58.8%	55.2%
	14:00～15:00	50.4%	59.6%	56.8%
	15:00～16:00	41.2%	44.3%	43.2%
	16:00～17:00	46.8%	42.9%	41.2%
	17:00～18:00	34.8%	31.2%	26.2%
	18:00～19:00	20.6%	24.0%	17.8%
	19:00～20:00	13.1%	15.3%	12.0%
	20:00～21:00	8.6%	10.9%	8.9%
	21:00～22:00	3.9%	3.1%	2.8%
	平均利用率		32.2%	35.4%

(注)「平均利用率」は、監査人が「時間」毎の利用率を平均して算出した数値である。

貸出施設名	時間	R3年度	R4年度	R5年度
研修室B	9:00～10:00	26.5%	18.9%	13.1%
	10:00～11:00	50.1%	53.2%	48.7%
	11:00～12:00	51.0%	52.6%	50.4%
	12:00～13:00	15.3%	22.6%	22.0%
	13:00～14:00	37.6%	41.8%	47.4%
	14:00～15:00	40.7%	49.3%	54.3%
	15:00～16:00	43.5%	51.3%	47.6%
	16:00～17:00	33.7%	44.0%	42.1%
	17:00～18:00	39.6%	32.6%	19.2%
	18:00～19:00	34.5%	27.9%	18.1%
	19:00～20:00	22.3%	13.9%	14.8%
	20:00～21:00	7.5%	8.9%	7.5%
	21:00～22:00	3.3%	6.1%	5.0%
	平均利用率		31.2%	32.5%

(注)「平均利用率」は、監査人が「時間」毎の利用率を平均して算出した数値である。

貸出施設名	時間	R3年度	R4年度	R5年度
スタジオ	9:00～10:00	6.7%	26.7%	35.9%
	10:00～11:00	25.3%	46.2%	52.6%
	11:00～12:00	29.8%	48.5%	58.2%
	12:00～13:00	18.7%	31.8%	34.5%
	13:00～14:00	33.4%	53.5%	62.7%
	14:00～15:00	32.0%	54.9%	69.4%
	15:00～16:00	45.1%	57.9%	69.6%
	16:00～17:00	52.6%	65.7%	62.4%
	17:00～18:00	38.4%	42.1%	46.5%
	18:00～19:00	45.7%	56.3%	57.9%
	19:00～20:00	31.8%	43.2%	44.0%
	20:00～21:00	4.5%	23.1%	25.9%
	21:00～22:00	1.7%	8.4%	8.1%
	平均利用率		28.1%	42.9%

(注)「平均利用率」は、監査人が「時間」毎の利用率を平均して算出した数値である。

貸出施設名	時間	R3年度	R4年度	R5年度
展示コーナー	9:00～10:00	59.5%	71.0%	76.2%
	10:00～11:00	59.5%	71.0%	76.2%
	11:00～12:00	59.5%	71.0%	76.2%
	12:00～13:00	59.5%	71.0%	76.2%
	13:00～14:00	59.5%	71.0%	76.2%
	14:00～15:00	59.5%	71.0%	76.2%
	15:00～16:00	59.5%	71.0%	76.2%
	16:00～17:00	59.5%	71.0%	76.2%
	17:00～18:00	59.5%	71.0%	76.2%
	18:00～19:00	59.5%	71.0%	76.2%
	19:00～20:00	59.5%	71.0%	76.2%
	20:00～21:00	59.5%	71.0%	76.2%
	21:00～22:00	59.5%	71.0%	76.2%
	平均利用率	59.5%	71.0%	76.2%

(注)「平均利用率」は、監査人が「時間」毎の利用率を平均して算出した数値である。

貸出施設名	時間	R3年度	R4年度	R5年度
映像ホール	9:00～10:00	39.8%	44.6%	33.1%
	10:00～11:00	44.3%	52.1%	39.0%
	11:00～12:00	45.4%	52.9%	41.2%
	12:00～13:00	43.2%	49.3%	39.6%
	13:00～14:00	45.4%	52.6%	43.5%
	14:00～15:00	42.9%	49.6%	42.1%
	15:00～16:00	44.6%	47.9%	40.7%
	16:00～17:00	41.2%	34.5%	36.5%
	17:00～18:00	12.3%	16.2%	17.0%
	18:00～19:00	9.7%	12.0%	13.1%
	19:00～20:00	8.1%	10.3%	12.5%
	20:00～21:00	5.3%	5.8%	8.4%
	21:00～22:00	3.1%	3.6%	4.5%
	平均利用率	29.6%	33.2%	28.6%

(注)「平均利用率」は、監査人が「時間」毎の利用率を平均して算出した数値である。

表 3-I-1-4 の各施設の平均利用率を見ると、日単位で利用率を算出している表 3-I-1-3 より全体的に低く、保育室の平均利用率は 10%前後であることが分かる。また、各施設共

通して、19時以降の時間帯で利用率が低くなっている傾向が読み取れる。

県は、日単位の利用率のほか、利用件数、利用料の実績等を確認・分析し、必要に応じて利用率向上の施策を検討しているということだが、検討にあたっては、それに加え、利用時間ごとの利用実績によって利用率も算定し、もって施設利用の促進等に資する方策の検討に活用することが必要であると考えられる。

（意見1）地球市民かながわプラザの貸出施設の利用率と有効活用について

地球市民かながわプラザには、ホール、会議室、展示室などの貸出施設が13室存在している。そこで監査人が当該施設の利用状況を質問したところ、保育室及び映像ホールを除き、全体的に利用率が高い回答を得た。保育室については直近3年連続で利用率が50%を下回っている。

ここで、県の利用率の算出方法が時間単位ではなく、日単位を用いている点に留意が必要である。日単位とは、当該予約区分（時間毎）に一つでも予約が入っていれば、その日を利用した日とみなして算出しているからである。

そこで監査人は、時間毎（9時～22時までの1時間毎）に基づいた利用実績を入手し、各施設の平均利用率を計算したところ、日単位の利用率と比べて全体的に低い結果であることを確認した。特に保育室の平均利用率は10%前後である。また、各施設共通して、19時以降の時間帯で利用率が低くなっている傾向を確認した。

したがって、県は、これまでの日単位の利用率の実績や利用件数、利用料の実績のほか、利用時間ごとの利用実績によって利用率も算定し、もって施設利用の促進等に資する方策に活用することとされたい。

（2）貸出施設の未利用率に対応する減価償却費

次に、地球市民かながわプラザの設立年月日及び取得価額、経済的耐用年数、建物延床面積を質問したところ、以下の回答を得た。

【県からの回答】

表3-I-1-5のとおりです。

表3-I-1-5 地球市民かながわプラザの基礎情報

設立年月日	平成9年7月1日
取得価額	11,311,295,000円
経済的耐用年数	50年
建物延床面積	12,576㎡

表 3-I-1-5 の取得価額を建物延床面積で除して算出した金額、すなわち床面積 1 m²当たりの金額は 899,435 円/m² (=11,311,295 千円÷12,576 m²) と計算される。そして、耐用年数を 50 年、残存価額ゼロ、定額法で減価償却費を計算すると、床面積 1 m²当たりの 1 年間の減価償却費は 17,988 円 (=899,435 円/m²÷50 年) と算出される。このようにして算出された床面積 1 m²当たり減価償却費を表 3-I-1-3 の面積に乗ずると、貸出施設ごとの 1 年間の減価償却費が計算される。これに未利用率を乗じて算出した金額(未利用率に対応する減価償却費)が表 3-I-1-6 である。

ここで減価償却費とは、減価償却資産の取得に要した金額を取得した時に全額費用とするのではなく、その資産の使用可能期間の全期間に配分していく手続で発生する費用である。また、減価償却資産とは、業務のために用いられる建物、建物附属設備、機械装置、器具備品、車両運搬具などの一般的に時の経過等によってその価値が減少していく資産のことである。そのため、減価償却費は過去の支出を費用配分しているものであり、現金支出を伴う費用ではない点に留意する必要がある。

表 3-I-1-6 貸出施設ごとの未利用率に対応する減価償却費(推計)

貸出施設名	面積 A	減価償却費 B	未利用率 C	未利用率に対応する減価償却費 D
プラザホール	1,040 m ²	18,707,520 円	58.3%	10,906,484 円
展示室 A	180 m ²	5,216,520 円	27.3%	1,424,110 円
展示室 B	110 m ²			
会議室	180 m ²	3,237,840 円	47.2%	1,528,260 円
創作スタジオ	120 m ²	2,158,560 円	43.6%	941,132 円
多目的室	165 m ²	2,968,020 円	63.5%	1,884,693 円
保育室	50 m ²	899,400 円	86.1%	774,383 円
ワークショップルーム	93 m ²	1,672,884 円	48.6%	813,022 円
研修室 A	84 m ²	1,510,992 円	68.6%	1,036,541 円
研修室 B	63 m ²	1,133,244 円	70.0%	793,271 円
スタジオ	45 m ²	809,460 円	51.7%	418,491 円
展示コーナー	136 m ²	2,446,368 円	23.8%	582,236 円
映像ホール	225 m ²	4,047,300 円	71.4%	2,889,772 円
			計	23,992,395 円

(入手資料より監査人が推計)

(注1)「B減価償却費」は、「A面積」×17,988 円(1 m²当たり減価償却費)として算出した数値

(注2)「C未利用率」は、「1 - (表 3-I-1-4 における令和 5 年度の平均利用率)」で算出した数値

(注3)「D未利用率に対応する減価償却費」は、「B減価償却費×C未利用率」で算出した数値

図 3- I -1-1 利用率及び未利用率に対応する減価償却費のイメージ

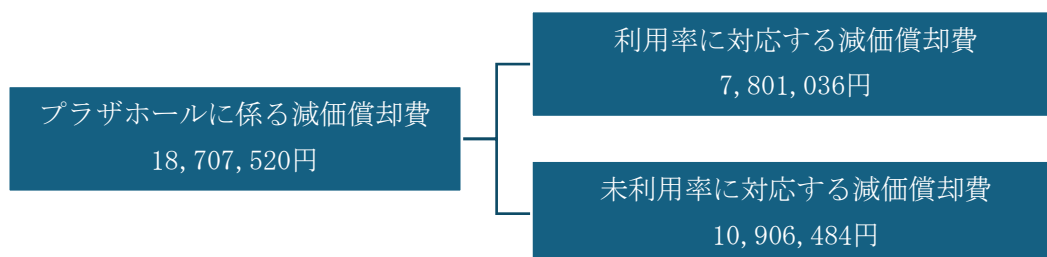


表 3- I -1-6 を見ると、地球市民かながわプラザのうち、指定管理業務の対象である貸出施設の未利用率に対応する減価償却費だけで年間約 24 百万円と推計される。この未利用率に対応する減価償却費は、過去の取得価額から算出される減価償却費をもとに推計したものであり、監査日現在において現金の支出を伴う性質のものではないが、過去の建物投資額を有効に活用できていない部分と考えれば、やはり無視することができないものである。

未利用の原因は、様々な要因が複合的に絡み合っていることから、容易に利用率を向上させることは難しいとは考えられるが、未利用の状態はそれに対応する減価償却費が伴っているという意識（過去の投資を有効に活用できていない）のもと、貸出施設の利用率向上に努められたい。

（意見 2）地球市民かながわプラザの貸出施設に関わる未利用率に対応する減価償却費について

地球市民かながわプラザの指定管理業務の対象となっている貸出施設の一部の利用率が新型コロナウイルスによる影響を除いても低迷した状況が続いている。

約 113 億円を投じて建設した地球市民かながわプラザの延床面積から算出される減価償却費をもとに推計した未利用率に対応する減価償却費は、令和 5 年度の実績で年間約 24 百万円と推計される。

未利用の原因は、様々な要因が複合的に絡み合っていることから、容易に利用率を向上させることは難しいとは考えられるが、未利用の状態はそれに対応する減価償却費が伴っているという意識（過去の投資を有効に活用できていない）のもと、貸出施設の利用率向上に努められたい。

2 留学生支援事業について

県は、多文化共生社会及びグローバル人材が活躍する活力ある神奈川の実現を図るため、

留学生の県内定着に向けた支援として、「かながわ国際ファンクラブ KANAFAN STATION」を拠点に、各種交流会等を開催するとともに、留学生の県内就職に向けて、就職支援講座や合同会社説明会等を開催することを目的として留学生支援事業を行っている。

当該事業の令和5年度の予算額は72,750千円であり、実績額は71,401千円であった。そこで、留学生支援事業費の直近5年間の事業費内訳の推移について質問したところ、以下の回答を得た。

【県からの回答】

事業費内訳の推移は表3-I-2-1のとおりです。

表3-I-2-1 留学生支援事業費の内訳推移

(単位：千円)

事業費	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
留学生支援事業費	13,744	10,275	11,271	11,188	10,351
留学生就職支援事業費	16,765	15,509	13,827	12,382	12,382
留学生支援強化事業費					39,354
留学生就職支援強化事業費					9,314
合計	30,509	25,784	25,098	23,570	71,401

表3-I-2-1を見ると、令和5年度から留学生支援強化事業費及び留学生就職支援強化事業費が新規で計上されていることが分かる。そこで、各強化事業費の主な目的を確認したところ、次のとおりであった。

まず初めに留学生支援強化事業費であるが、主な目的は、「かながわ国際ファンクラブ KANAFAN STATION」を運営し、各種情報提供、交流スペースの貸出等を行う。また、留学生を含む外国籍県民の困りごとを解決するため、就職・生活相談等に関する相談体制を強化すること。

また、これまで実施してきたかながわ国際ファンクラブ交流会等の開催に加え、大規模交流会、県内の文化・歴史等を学ぶ交流プログラムなど、留学生の交流の機会等を拡充する。また、県内への留学生受入れ拡大を目指すため、新たにベトナム学生向け交流プログラムを実施することである。

次に留学生就職支援強化事業費であるが、主な目的は、留学生の県内定着を図るため、就職支援講座や合同会社説明会を開催するとともに、新たに日本語力など留学生が就職活動に必要な能力を向上させる講座や県内企業との交流会を開催し、留学生の県内就職に向けた取組を拡充することである。

いずれも留学生を対象に、上記4事業の合計で7千万円を超える予算が充てられおり、県

としても主要施策の一つとして位置付けていることが伺える。

したがって、当該事業が有効に機能しているかどうか、すなわち事業予算の有効性が重要となる。そこで、留学生支援事業費について外部委託の有無及び内容について質問したところ、以下の回答を得た。

【県からの回答】

「グローバル人材支援事業運営業務委託」として、留学生支援事業費、留学生就職支援事業費、留学生支援強化事業費、留学生就職支援強化事業費の4つを併合執行し、令和5年度は（株）パソナ パソナ横浜に委託しています（契約額 61,414,950 円）。

主な業務内容は、留学生支援拠点「かながわ国際ファンクラブ KANAFAN STATION」の運営、大学等の教育機関や民間企業、経済団体等と連携した留学生の受入拡大に向けた取組みによる支援の実施、留学生の県内への定着と、県内企業への優秀な人材の確保につなげるため、就職支援を実施することです。

また、上記のほか、「KANAGAWA FESTIVAL in DANANG 2023」の企画運営等業務委託に加え、同フェスティバル会場使用料及び「かながわ国際ファンクラブ KANAFAN STATION」の什器購入等についても、本事業費に含まれています。

県からの回答によると、事業費合計7千万円のうち約6千万円を外部委託していることが分かった。そこで、外部委託先からの提案書及び見積書、契約書、実績報告書などの関係書類の提示を依頼し、精査の再実施を行った。

ここでは、委託先の主な業務内容の一つである KANAFAN ステーションの運営について取り上げる。まず、KANAFAN ステーションの利用者数の月次推移を示すと、表 3-I-2-2 のとおりである。なお、利用率の情報は実績報告書には記載されていなかった。

表 3-I-2-2 KANAFAN ステーションの月別利用者数

月区分	来所者数	電話利用者数	WEB相談	総計利用者数	稼働日数	1日平均利用者数
2023年4月	312人	5件	9件	326人	25日	13.0人
2023年5月	329人	12件	9件	350人	26日	13.5人
2023年6月	373人	2件	10件	385人	25日	15.4人
2023年7月	362人	6件	7件	375人	26日	14.4人
2023年8月	350人	26件	6件	382人	26日	14.7人
2023年9月	400人	16件	1件	417人	26日	16.0人
2023年10月	435人	17件	1件	453人	25日	18.1人
2023年11月	457人	5件	1件	463人	26日	17.8人
2023年12月	367人	4件	3件	374人	23日	16.3人
2024年1月	377人	16件	2件	395人	24日	16.5人
2024年2月	366人	5件	2件	373人	24日	15.5人
2024年3月	437人	9件	4件	450人	27日	16.7人
合計	4,565人	123件	55件	4,743人	303日	15.7人

(入手資料より監査人が作成)

表 3-I-2-2 を見ると、KANAFAN ステーションの1日平均利用者数は最低の月では13.0人(4月)、最大の月でも18.1人(10月)であることが分かる。

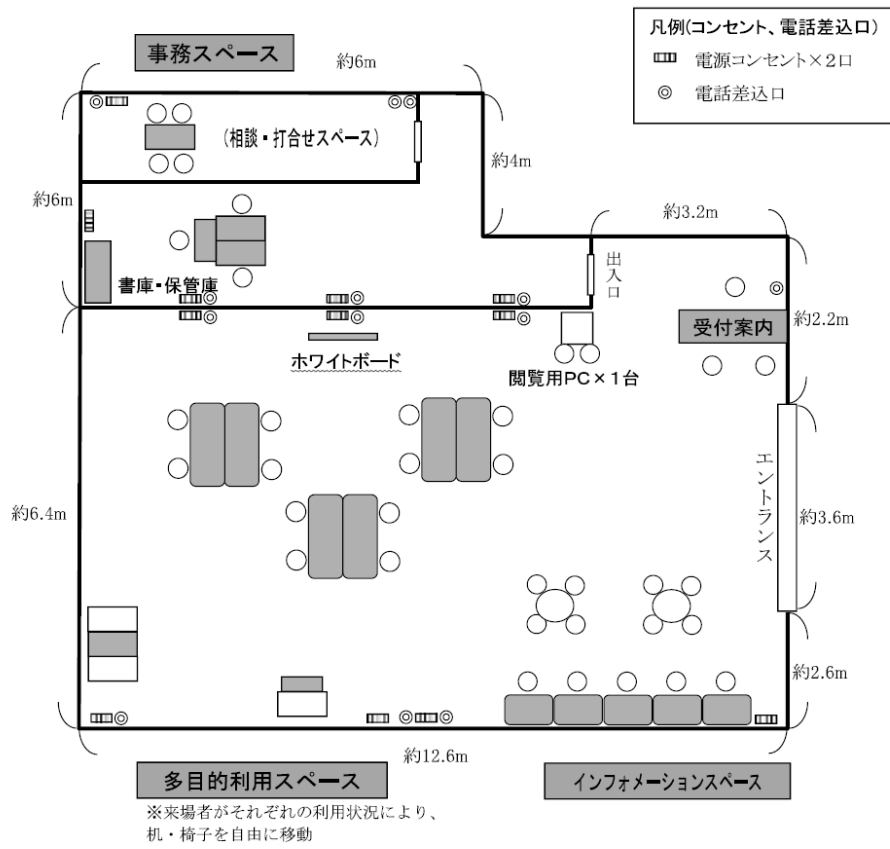
次に、上記利用者数の利用率を確認しようとしたところ、利用率の情報は実績報告書に記載されていないため、一定の仮定を設けて推定することとした。まず初めに、利用率の分母である施設の大きさについてであるが、施設の概要を委託仕様書により把握したところ、施設概要は表 3-I-2-3、施設図は表 3-I-2-4 のとおりである。

表 3-I-2-3 KANAFAN ステーション概要

名称	かながわ国際ファンクラブ KANAFAN STATION
所在地	神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター2階
開設期間	令和5年4月1日(土)から令和6年3月31日(日)まで
施設内容及び面積	留学生交流スペース 約87㎡ 事務スペース等 約42㎡
開館時間	平日(月曜日を除く) 10時から18時まで 土曜日、日曜日、祝日 10時から17時まで
休館日	月曜日(月曜日が祝日の場合も含む)及びかながわ県民センターの休館日 ※例年、かながわ県民センターの休館日は8日程度(年末年始及び設備点検等)

(入手資料より監査人が作成)

表 3-I-2-4 KANAFAN ステーション施設図 (設置イメージ)



(入手資料より転載)

写真 3-I-2-1 KANAFAN ステーション



(監査人が撮影)

表 3-I-2-4 を見ると、KANAFAN ステーションは最大 25 名分の席数があることが分かる。来所者の平均滞在時間の情報が無いため正確な利用率を算出することはできないが、参考に、来所者の平均滞在時間を 2 時間と仮定し、座席が 25 名分すべて埋まった場合を 100% とした場合の KANAFAN ステーションの推定利用率は表 3-I-2-5 のとおりである。

表 3- I -2-5 KANAFAN ステーションの推定利用率

月区分	来所者数 A	利用日数 B	利用時間数 C ※ 1	最大利用可能 時間数 D ※ 2	利用率 E (C/D)
2023年4月	312人	25日	624h	4,687.5h	13.3%
2023年5月	329人	26日	658h	4,875.0h	13.5%
2023年6月	373人	25日	746h	4,687.5h	15.9%
2023年7月	362人	26日	724h	4,875.0h	14.9%
2023年8月	350人	26日	700h	4,875.0h	14.4%
2023年9月	400人	26日	800h	4,875.0h	16.4%
2023年10月	435人	25日	870h	4,687.5h	18.6%
2023年11月	457人	26日	914h	4,875.0h	18.7%
2023年12月	367人	23日	734h	4,312.5h	17.0%
2024年1月	377人	24日	754h	4,500.0h	16.8%
2024年2月	366人	24日	732h	4,500.0h	16.3%
2024年3月	437人	27日	874h	5,062.5h	17.3%
合計	4,565人	303日	9,130h	56,812.5h	16.1%

(入手資料より監査人が作成)

※ 1 来所者の平均滞在時間を 2 時間とした場合の来所者の月間利用時間数合計 (= A 来所者数 × 2 時間)

※ 2 最大利用可能時間数 = 利用日数 × 開館時間数 (7.5 時間) × 利用可能席数 (25 席)

開館時間数は平日 8 時間と土曜日、日曜日、祝日 7 時間の間をとって 7.5 時間と仮定した。

利用可能席数は仕様書より 25 席と仮定した。

平均滞在時間を 2 時間と仮定したが、施設のコネプトが自由に交流できる大学のサークルのような交流スペースであるため、場合によっては滞在時間が 2 時間より長時間に及ぶこともあり得るだろう。座席についても、25 名分すべてを使う利用形態を前提としていないことも考えられることから、利用率が 100%になることは想定していないだろうし、あり得ないことは十分に理解できる。

また、コロナ禍を経て、人々の行動様式が変化中、より多くの留学生に、留学生支援の取組を利用いただくため、オンラインやハイブリット形式による就職支援講座等も積極的に取り入れており、留学生にとっては、ステーションを訪れなければ支援を受けられないという状況ではなく、自宅や学校等から気軽にオンラインで KANAFAN ステーションと繋がることができ、利用を行っているという実態もある。

しかしながら、費用対効果の観点、また留学生が留学生同士、日本人学生又は地域の方々等、人と人との交流を深める場として、人のぬくもりを感じることができるリアルの場が存在することに重要な意味があると考えられるため、オンラインによる支援等も図りつつ、引き続き KANAFAN ステーションの利用率向上に努められたい。

（意見 3）KANAFAN ステーションの利用率の把握について

県は、「かながわ国際ファンクラブ KANAFAN STATION」を拠点に留学生支援事業を行っており、当該 KANAFAN ステーションの運営を外部に委託している。県は、外部委託先から利用者数の実績について報告を受けているが、この利用者数のみからでは KANAFAN ステーションの有効性・効率性を正確に把握することは困難であり、したがって、利用率向上の対策を講じることも難しい状況であると言える。当該報告においても平日の午前中の利用が課題であると記載されていることから、県は、時間帯別の利用率を把握するなどして、事業の有効性・効率性を判断するために必要な情報を把握し分析することとされたい。

（意見 4）KANAFAN ステーションの有効活用について

KANAFAN ステーションについては、費用対効果の観点、また留学生が留学生同士、日本人学生又は地域の方々等、人と人との交流を深める場として、人のぬくもりを感じることができるリアルの場が存在することに重要な意味があると考えられるため、オンラインによる支援等も図りつつ、引き続き KANAFAN ステーションの利用率向上に努められたい。

3 「KANAGAWA FESTIVAL」事業について

県は、これからの未来を担うベトナムの学生たちを対象に、県への留学や就労に関する情報や、観光、文化など様々な面での魅力を発信している。県に対する関心を高め、県とベトナムの将来にわたる交流促進に繋げていくことを目的として、「KANAGAWA FESTIVAL in DANANG 2023」及び「KANAGAWA FESTIVAL in HANOI 2023」を開催している。

【KANAGAWA FESTIVAL 2023】

(1) KANAGAWA FESTIVAL in DANANG 2023

- ア 日時 令和5年 11 月 16 日 (木)
- イ 場所 ベトナム ダナン市
- ウ 内容 ベトナム学生向け交流プログラム

(2) KANAGAWA FESTIVAL in HANOI 2023

- ア 日時 令和5年 11 月 17 日 (金) から 11 月 19 日 (日) まで
- イ 場所 ベトナム ハノイ市
- ウ 内容 ・経済プログラム (神奈川投資セミナー等)
・文化交流プログラム

ここでは、上述している留学生支援事業 71,401 千円に含まれている「KANAGAWA FESTIVAL in DANANG 2023」事業の有効性について取り上げる。なお、「KANAGAWA FESTIVAL in HANOI

2023」は、ベトナム文化等交流事業費として別途予算が充てられており、当該事業には「ベトナムフェスタ in 神奈川 2023」も含まれており、併せて5,480万円の予算が充てられている。

そこで、「KANAGAWA FESTIVAL in DANANG 2023」について、下記の書類の提示を依頼し、精査の再実施を行った。

- (1) 提案書の募集について
- (2) 募集要項
- (3) 仕様書
- (4) 委託事業者プロポーザル提出書類（ダナン）
- (5) 集計結果
- (6) 委託事業者からの提案書
- (7) 委託事業者からの見積書
- (8) 契約書
- (9) 委託事業者からの実施報告書

県は、委託を受けた事業者から実施報告書を提出させている。この実施報告書には「来場者のアンケート結果」等を記載することになっており、その結果は表3-I-3-1のとおりである。

表3-I-3-1 来所者アンケート結果

項目	アンケート結果
1. 性別	男性 : 119 人 女性 : 207 人 その他 : 2 人
2. 国籍	ベトナム : 325 人 日本 : 2 人 その他 : 1 人
3. 年齢	9 歳以下 : 4 人 10 代 (10~19 歳) : 142 人 20 代 (20~29 歳) : 172 人 30 代 (30~39 歳) : 5 人 40 代 (40~49 歳) : 2 人 50 代 (50~59 歳) : 2 人 60 歳以上 : 0 人

	その他：1人
4. 居住地域	ダナン：283人 フエ：1人 ホイアン：27人 その他：17人
5. このイベントを何でお知りになりましたか？	Facebook：44人 公式HP：12人 学校からの紹介：302人 友人・知人の紹介：19人 その他：5人
6. 「日本」を知っていますか？	はい：316人 いいえ：5人 今日知った：6人 その他：1人
7. 「神奈川」を知っていますか？	はい：228人 いいえ：10人 今日知った：89人 その他：1人
8. 「神奈川」へ行ってみたいですか？	はい：290人 いいえ：6人 どちらでもない：31人 その他：1人
9. 「神奈川」への留学に関心がありますか？	はい：263人 いいえ：13人 どちらでもない：51人 その他：1人
10. 「神奈川」への就職に関心がありますか？	はい：255人 いいえ：12人 どちらでもない：60人 その他：1人
11. 今日のイベントはいかがでしたか？	とても有意義だった：259人 有意義だった：66人 あまり有意義でなかった：0人 全然有意義ではなかった：2人 その他：1人
12. 参加して良かったコンテンツについて	神奈川の魅力プレゼンテーション：149人

(複数回答可)	学生対抗プレゼンテーション：221人 留学生オンライン交流会：140人 就職基本セミナー等：120人 県のクイズ大会：101人 その他：2人
13. 来年も KANAGAWA FESTIVAL in DANANG の開催を希望しますか？	ぜひ開催して欲しい：302人 どちらでもよい：23人 開催して欲しくない：2人 その他：1人
14. ご自由に、ご意見、ご要望、感想などお書きください	204 の回答があった（内容省略）

(入手資料より監査人が作成)

表 3-I-3-1 のアンケート結果を見ると、「神奈川について今日知った」という回答 89 人や「神奈川への留学に関心がある」という回答が 263 人、「神奈川への就職に関心がある」という回答が 255 人など、当該事業に一定の効果があつたことが伺える。しかしながら、県は、その効果（当該事業を通じて県へ留学もしくは就職したという効果）の持続性を検証していない。事業における P D C A という観点からは、事業終了後の翌年度以降、継続的な効果検証を行うべきである。

なお、県によれば、「KANAGAWA FESTIVAL in DANANG」として実施したのは令和 5 年度が初めてである。しかしながら、県は、「KANAGAWA FESTIVAL in DANANG」の前身となる若者交流プログラム「KANAGAWA FESTIVAL in HANOI」を、令和 4 年度に DANANG で実施している。

(意見 5) 「KANAGAWA FESTIVAL」事業の効果検証と今後の継続について

県は、これからの未来を担うベトナムの学生たちを対象に、県への留学や就労に関する情報や、観光、文化など様々な面での魅力を発信している。県に対する関心を高め、県とベトナムの将来にわたる交流促進に繋げていくことを目的として、「KANAGAWA FESTIVAL in DANANG 2023」及び「KANAGAWA FESTIVAL in HANOI 2023」を開催している。

「KANAGAWA FESTIVAL in DANANG 2023」について、県は、委託事業者から実施報告書を入力している。当該報告書には「来場者のアンケート結果」等を記載することになっているが、この効果（当該事業を通じて県へ留学もしくは就職したという効果）の持続性を検証していないことから、事業における P D C A という観点から、事業終了後の翌年度以降、継続的な効果検証を行う方法を検討されたい。

II 文化事業について

1 県民ホール、芸術劇場及び音楽堂について

県民ホール、芸術劇場及び音楽堂の3館については、以下の理由をもって非公募による指定管理者制度を導入している。監査日現在、指定管理期間は第4期（令和3年4月1日から令和8年3月31日まで）であり、芸術文化財団が指定管理者として選定されている。

【第4期非公募理由】

本県の拠点文化施設であり、東京2020大会のレガシーとマグカルの取組を継続した上で、県の文化行政と一体的な対応が必要なため。

直近3年間の県民ホール、芸術劇場及び音楽堂の利用率及び入場者数の推移は表3-II-1-1のとおりであり、県の文化拠点施設として多くの方々から利用されていることが分かる。

表3-II-1-1 県民ホール、芸術劇場及び音楽堂の利用率及び入場者数の推移

	R3年度	R4年度	R5年度
県民ホール			
利用率（大ホール）	65.0%	81.1%	83.4%
利用率（小ホール）	77.8%	84.6%	85.8%
入場者数	335,833人	461,853人	534,789人
芸術劇場			
利用率（ホール）	94.3%	98.1%	95.2%
利用率（大スタジオ）	81.1%	92.2%	85.2%
入場者数	214,380人	215,112人	180,930人
音楽堂			
利用率	63.4%	83.1%	84.0%
入場者数	51,476人	80,941人	111,662人
県民ホール、芸術劇場、音楽堂 合計			
入場者数	601,689人	757,906人	827,381人

（入手資料より監査人が作成）

また、県民ホール、芸術劇場及び音楽堂の3館合計の直近3年間の収支状況を示したものが表3-II-1-2である。

なお、これらの表の収支状況推移には特定資産取崩収入及び特定資産取得支出が含まれていることから、本報告書ではこれらを除外して適正な期間損益計算に近似した収支差額を算出することを目的に「収支差額（（イ）（ロ）除く）」の欄を設け、当該収支差額がプラスの場合は黒字、マイナスの場合は赤字として議論のスタートとしている。

表 3-Ⅱ-1-2 において、県民ホール、芸術劇場及び音楽堂の 3 館合計の直近 3 年間の収支状況の推移を見てみると、「収支差額（(イ) (ロ) 除く）」は令和 4 年度と令和 5 年度の 2 期連続で赤字となっている。「収支差額（税引き後）」に至っては 3 期連続の赤字となっている。一般的に 2 期連続以上の赤字は、事業の継続性に懸念を持たれるなど好ましい状況とはされないことから、連続赤字の理由について県に質問したところ、以下の回答を得た。

【県からの回答】

令和 3 年度後半より、特に光熱費が高騰したため、施設維持管理運営事業において費用が大幅に増加し、令和 3、4 年度の収支悪化の要因の一つとなりました。

令和 4 年度の光熱費の高騰分については、令和 5 年度に県から約 45 百万円の補助をしています。令和 5 年度の光熱費の高騰分については、令和 6 年度に県から約 22 百万円の補助をしています。

表 3-Ⅱ-1-2 県民ホール、芸術劇場及び音楽堂の 3 館合計の収支状況推移

(単位：千円)

項目	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
収入			
事業収入	311,452	371,426	291,619
利用料収入	412,763	452,809	478,931
指定管理料収入	1,506,000	1,506,000	1,506,666
立替収入	21,395	16,596	13,470
補助金等収入	154,727	135,289	78,535
受託収入	48,077	40,315	61,335
その他収入	106,911	20,060	87,286
特定資産取崩収入 (イ)	58,177	99,890	52,556
収入 合計 (A)	2,619,506	2,642,386	2,570,401
支出			
文化事業費	663,001	846,381	700,006
(うち業務委託料)	(527,872)	(658,660)	(544,446)
施設維持管理費	1,023,726	1,102,148	1,085,762
(うち業務委託料)	(801,078)	(812,675)	(820,856)
(うち光熱水費支出)	(147,136)	(210,075)	(181,334)
運営費	149,098	124,234	144,384
人件費	583,302	570,470	584,299

積立資産取得支出（ロ）	221,222	68,079	70,322
支出 合計（B）	2,640,351	2,711,314	2,584,774
収支差額（B）－（A）	△20,844	△68,928	△14,373
法人税等	10,724	10,203	13,035
収支差額（税引き後）	△31,568	△79,131	△27,408
収支差額（（イ）（ロ）除く）	131,475	△110,942	△9,642

（注）3館の内部取引等は相殺消去している。

（入手資料より監査人が作成）

そこで、より掘り下げて検討するために、県民ホール、芸術劇場及び音楽堂の3館合計の収支状況推移をさらに施設単位で示したものが表3-II-1-3から表3-II-1-5までである。

表3-II-1-3 県民ホールの収支状況推移

（単位：千円）

項目	R3年度	R4年度	R5年度
収入			
事業収入	35,599	47,235	33,686
利用料収入	217,356	233,229	252,604
指定管理料収入	622,614	623,978	626,821
立替収入	7,387	8,244	7,910
補助金等収入	27,675	37,064	29,201
受託収入	40,000	23,500	39,000
その他収入	4,165	4,315	35,877
特定資産取崩収入（イ）	13,088	28,263	2,081
収入 合計（A）	967,887	1,005,831	1,027,182
支出			
文化事業費	124,718	214,080	168,692
（うち業務委託料）	(99,592)	(155,903)	(119,026)
施設維持管理費	513,246	555,933	565,134
（うち業務委託料）	(394,053)	(401,922)	(416,706)
（うち光熱水費支出）	(88,904)	(121,652)	(115,160)
運営費	64,330	55,506	61,971
人件費	217,797	223,054	231,900
積立資産取得支出（ロ）	70,643	19,297	16,040
支出 合計（B）	990,737	1,067,872	1,043,739

収支差額 (B) - (A)	△22,849	△62,041	△16,556
法人税等	6,290	6,910	8,424
収支差額 (税引き後)	△29,140	△68,951	△24,981
収支差額 ((イ) (ロ) 除く)	28,414	△77,918	△11,022

(入手資料より監査人が作成)

表 3-II-1-4 芸術劇場の収支状況推移

(単位：千円)

項目	R3年度	R4年度	R5年度
収入			
事業収入	266,583	281,662	231,103
利用料収入	170,408	190,636	191,647
指定管理料収入	668,582	665,617	662,242
立替収入	13,892	8,166	5,388
補助金等収入	89,894	65,156	47,743
受託収入	8,077	16,815	22,335
その他収入	85,387	6,985	38,917
特定資産取崩収入 (イ)	30,000	54,231	49,475
収入 合計 (A)	1,332,826	1,289,271	1,248,853
支出			
文化事業費	468,349	511,298	472,890
(うち業務委託料)	(375,033)	(404,285)	(375,226)
施設維持管理費	390,754	422,991	401,941
(うち業務委託料)	(303,274)	(313,408)	(307,585)
(うち光熱水費支出)	(47,165)	(67,372)	(47,244)
運営費	67,358	54,767	69,556
人件費	263,416	249,322	251,788
積立資産取得支出 (ロ)	135,694	42,538	51,538
支出 合計 (B)	1,325,573	1,280,919	1,247,715
収支差額 (B) - (A)	7,253	8,352	1,137
法人税等	4,021	3,207	4,610
収支差額 (税引き後)	3,231	5,145	△3,472
収支差額 ((イ) (ロ) 除く)	108,926	△6,547	△1,408

(入手資料より監査人が作成)

表 3-Ⅱ-1-5 音楽堂の収支状況推移

(単位：千円)

項目	R3年度	R4年度	R5年度
収入			
事業収入	9,269	42,527	26,829
利用料収入	24,998	28,943	34,679
指定管理料収入	214,804	216,405	217,603
立替収入	115	185	171
補助金等収入	36,376	33,068	1,590
受託収入	-	-	-
その他収入	7,339	8,758	12,491
特定資産取崩収入(イ)	15,088	17,395	1,000
収入 合計(A)	307,992	347,283	294,365
支出			
文化事業費	63,814	121,002	58,423
(うち業務委託料)	(48,963)	(98,471)	(50,193)
施設維持管理費	119,725	123,223	118,687
(うち業務委託料)	(103,750)	(97,344)	(96,564)
(うち光熱水費支出)	(11,066)	(21,050)	(18,929)
運営費	17,409	13,960	12,856
人件費	102,088	98,093	100,609
積立資産取得支出(ロ)	14,884	6,242	2,742
支出 合計(B)	317,922	362,523	293,320
収支差額(B)-(A)	△9,930	△15,239	1,045
法人税等	411	85	-
収支差額(税引き後)	△10,341	△15,324	1,045
収支差額((イ)(ロ)除く)	△10,546	△26,477	2,788

(入手資料より監査人が作成)

表 3-Ⅱ-1-3 から表 3-Ⅱ-1-5 までを見ると、県民ホールの令和4年度の赤字が大きく、これが3館合計の赤字に大きく影響していることが分かる。上述の県からの説明にもあるように、令和4年度赤字になった主な原因が電気代・ガス代などの光熱費の高騰だとすれば、なぜ指定管理者の収支状況が赤字になっているのかという点に疑問を持った。なぜならば、不可抗力に起因する場合を除く物価変動等のリスク分担は指定管理者が負う旨、協定が締結されているからである。

この点、令和4年度の電気代・ガス代などの光熱費の高騰は地政学的リスクに起因するものであり、不可抗力に起因するものとして県が全て負担すべきと考えるのが自然である。にもかかわらず赤字になるということは、指定管理者である芸術文化財団が電気代・ガス代の価格高騰分を一部負担しているからに他ならないと考えた。

そこで、県と指定管理者との間で電気代・ガス代の価格高騰分について、実際にどの程度の負担按分としたのかという点を確認するために、県民ホール、芸術劇場及び音楽堂の電気代・ガス代の価格高騰分の負担額の算出にかかる資料を入手した。これを基に別途監査人が作成した算出表が表3-II-1-6から表3-II-1-9までである。

表3-II-1-6 電気代・ガス代の価格高騰分の指定管理者負担分の算出表（県民ホール）

(単位：円)

	実績額(年間) A	提案額(年間) B	増額分(年間) C=A-B	乗率 D	上限額(年間) E=B×D	採用額(年間) F=C or E
電気	90,646,203	61,158,000	29,488,203	34.9%	21,344,142	21,344,142
ガス	17,250,754	12,782,000	4,468,754	64.8%	8,282,736	4,468,754
計	107,896,957	73,940,000	33,956,957		29,626,878	25,812,896

(入手資料より監査人が作成)

(注) 乗率は、企業物価指数の対前年同月比の平均値(令和4年度)により算出しているとのことである。

表3-II-1-7 電気代・ガス代の価格高騰分の指定管理者負担分の算出表（芸術劇場）

(単位：円)

	実績額(年間) A	提案額(年間) B	増額分(年間) C=A-B	乗率 D	上限額(年間) E=B×D	採用額(年間) F=C or E
電気	47,313,774	30,000,000	17,313,774	34.9%	10,470,000	10,470,000
ガス	14,662,265	8,192,000	6,470,265	64.8%	5,308,416	5,308,416
計	61,976,039	38,192,000	23,784,039		15,778,416	15,778,416

(入手資料より監査人が作成)

(注) 乗率は、企業物価指数の対前年同月比の平均値(令和4年度)により算出しているとのことである。

表 3-Ⅱ-1-8 電気代・ガス代の価格高騰分の指定管理者負担分の算出表（音楽堂）

（単位：円）

	実績額(年間) A	提案額(年間) B	増額分(年間) C=A-B	乗率 D	上限額(年間) E=B×D	採用額(年間) F=CorE
電気	19,738,127	9,950,000	9,788,127	34.9%	3,472,550	3,472,550
ガス	12,970	27,000	-	64.8%	17,496	0
計	19,751,097	9,977,000	9,788,127		3,490,046	3,472,550

（入手資料より監査人が作成）

（注）乗率は、企業物価指数の対前年同月比の平均値（令和4年度）により算出しているとのことである。

表 3-Ⅱ-1-9 電気代・ガス代の価格高騰分の指定管理者負担分の算出表（3館合計）

（単位：円）

	実績額(年間) A	提案額(年間) B	増額分(年間) C=A-B	乗率 D	上限額(年間) E=B×D	採用額(年間) F=CorE
電気	157,698,104	101,108,000	56,590,104	34.9%	35,286,692	35,286,692
ガス	31,925,989	21,001,000	※ 10,939,019	64.8%	13,608,648	9,777,170
計	189,624,093	122,109,000	67,529,123		48,895,340	45,063,862

（入手資料より監査人が作成）

※ 表 3-Ⅱ-1-6 から表 3-Ⅱ-1-8 までを単純に合算しているため、C=A-Bとは一致しない。

表 3-Ⅱ-1-6 から表 3-Ⅱ-1-9 を見て分かるように、電気代に関しては実際の増額分の全額を県が負担しているのではなく、年度協定書で提案した額に一定の率を乗じた額を県が負担すべき額として算出している。具体的には、指定管理者である芸術文化財団が年度当初に提案した額よりも増加した 56 百万円のうち、県が負担した金額は 35 百万円に過ぎず、残りの 21 百万円は芸術文化財団が負担したということになる。

ここで改めて、令和 2 年 1 月に第 4 期（令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）の指定管理者申請要項で記載されているリスク分担表を見ると、次のように定められている。

【リスク分担表より一部抜粋】

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		指定管理者	県
物価・金利変動	物価変動・金利変動により発生し	○	

	た損失や費用等の負担（不可抗力に起因する場合を除く）		
--	----------------------------	--	--

(注)「不可抗力」とは、天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常気象、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）並びに県及び指定管理者の責めにも期することができない事由をいい、施設利用者数の増減は含みません。

令和4年度の電気代の価格高騰は、複合的な要因が考えられるものの実質的には人災（戦争）に起因するものであり、このリスク分担表で定義する不可抗力に該当すると考えられる。したがって、第一義的には県がそのリスクを負担すべきこととなる。

しかしながら、県と指定管理者との間で電気代をわざわざ按分計算しており、リスク分担表の定義から大きく乖離している可能性が高い。

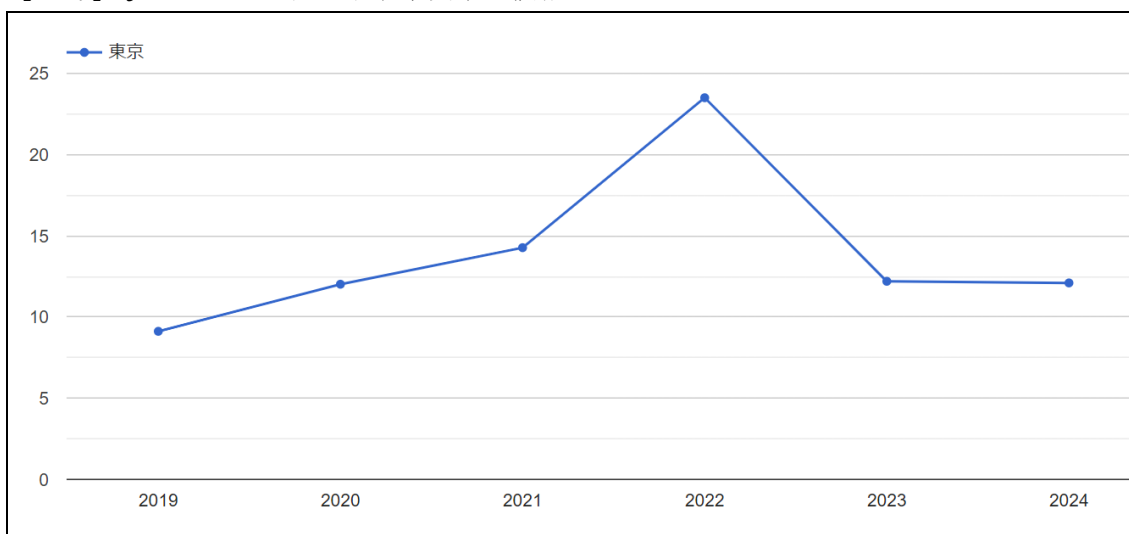
また、次の点も問題である。乗率に日本銀行が公表する企業物価指数を用いているが、今回のような電気代の価格高騰にかかる負担の按分計算に企業物価指数を用いることは疑問である。

純粋な電気代の増加分の実態に着目して比較したいのであれば、消費者物価指数、もしくはJEPX（日本卸電力取引所）における電気のスポット市場年度平均価格の推移を見るのが自然であろう。実際にスポット市場の年度平均価格の推移を見てみると、以下のとおりであり、令和3年度（2021年度）と令和4年度（2023年度）の増加分は64.6%と計算される。

令和3年度平均価格 14.27 円/kWh

令和4年度平均価格 23.50 円/kWh

【参考】 J E P X スポット市場年度平均価格



仮に、上述のリスク分担表で定める不可抗力に該当しないとして、令和4年度の電気代の価格高騰分を按分計算したとしても、その計算式が県にとって極めて有利なものであれば、結果的に指定管理者に対して必要以上の損失を押し付けてしまうこととなり公正な指定管理業務を遂行しているものとは言えないこととなる。これは、公の施設の継続性に多大なる影響を与えかねない由々しき問題である。

JEPXのスポット市場の年度平均単価が64.6%増額しているとして監査人が試算したところ、表3-II-1-10のとおり、結果的に電気代の増額分の全額を県が負担すべきこととなる。県が公の施設を直営していたのであれば当然に全額負担するのであるから、指定管理者制度を採用したとしてもその本質は変わるものではなく、表3-II-1-10の結果は全く違和感がないものとなる。

表3-II-1-10 電気代価格高騰分の指定管理者負担分の算出表（3館合計）監査人試算

(単位：円)

	実績額(年間)	提案額(年間)	増額分(年間)	乗率	上限額(年間)	採用額(年間)
	A	B	C=A-B	D	E=B×D	F=CorE
電気	157,698,104	101,108,000	56,590,104	64.6%	65,315,768	56,590,104

(入手資料より監査人が作成)

以上を要約すると、監査日現在、県民ホール、芸術劇場及び音楽堂の指定管理業務におけるリスク分担について、二つの点に問題がある。一つは、リスク分担表で定義される不可抗力の適用範囲であり、いま一つはリスク負担額の計算式において採用する乗率の考え方である。

本報告書における監査対象年度は、あくまでも令和5年度に限られるものであるが、令和4年度に発生したリスク分担の考え方は依然として引き継がれており、県と指定管理者との間で著しく不公平な運用が継続しているという点に問題がある。このことは指定管理業務の継続性を脅かすものであり、経費の節減とは全く別次元の問題である。

(意見6) 県民ホール、芸術劇場及び音楽堂のリスク分担について

県民ホール、芸術劇場及び音楽堂について、特定資産関連収支を除く収支差額が令和4年度、令和5年度と2期連続で赤字となっている。その要因の一つに電気代の価格高騰が挙げられるが、そのコスト負担について二つの問題点が検出された。

一つは、指定管理者との間で締結されている協定書内のリスク分担表で定義される不可抗力の適用範囲であり、いま一つはリスク負担額の計算式において採用する乗率の考え方である。いずれも曖昧な状態で運用されることによって、本来は県が負担すべき電気代を指定管理者との間で按分する結果となっているが、このような運用をしては指定管理者

制度の継続性が脅かされ、持続可能な公共サービスを提供することが困難となる可能性が高い。

したがって、県は指定管理業務におけるリスク分担の運用について改めて整理するとともに、継続的な運用を担保するよう努められたい。

2 指定管理業務の第三者委託について

神奈川県立県民ホール及び音楽堂の管理に関する基本協定書第 15 条のとおり、指定管理者は第三者への管理業務の一括委託を原則として禁止されている。それに加えて、指定管理者による管理業務の一部委託を受けた第三者がさらにほかの第三者に業務を委託することは原則として禁止されている。

【神奈川県立県民ホール及び音楽堂の管理に関する基本協定書第 15 条】

第 15 条 乙は管理業務を一括して第三者に委託してはならない。

2 乙は、管理業務の一部を第三者に委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 当該第三者がさらにほかの第三者に業務を委託することを禁じなければならない。

(2) 前号の規定にかかわらず、乙は、やむを得ず、当該第三者からほかの第三者に当該業務の一部を委託する場合には、あらかじめ次のアからカまでに規定する項目を記載した書面を甲に提出しなければならないこと。ただし、個人情報を含む業務を委託する場合は、個人情報保護に関する別記事項第 14 条第 2 項から第 5 項の規定により実施すること。

ア 委託を行う業務の内容

イ 委託の期間

ウ 委託が必要な理由

エ 委託の相手方

オ 委託の相手方の監督方法

カ その他甲が必要と認める事項

(以下省略)

そこで、監査人は、第三者からほかの第三者に業務の一部を委託した場合における書面等を依頼したところ、県から以下の回答を得た。

【県からの回答】

業務の一部を第三者からほかの第三者に委託した案件は、設備の保守点検を中心に 3 館合計 34 件ありました。施設設備全体の監視を担う業者から財団へは再委託の通知を書面により行っていましたが、財団から県への協議書類提出はありませんでした。

神奈川県立県民ホール及び音楽堂の管理に関する基本協定書第 15 条第 2 項において、指定管理業務の一部を受託した第三者がさらにほかの第三者に委託することを原則禁じているのは、利益の中抜きを防止することによって、指定管理料の肥大化を防止することであると考えられる。

指定管理者から県への協議書類提出がないということは、公金を原資とした指定管理料の肥大化防止の趣旨を脱却することと同義であり、県が知らないうちに再委託の再委託が無限に続く可能性すら否めないこととなる。

(指摘 1) 指定管理業務の第三者委託について

神奈川県立県民ホール及び音楽堂の管理に関する基本協定書第 15 条第 2 項において、指定管理業務の一部を受託した第三者がさらにほかの第三者に委託することを原則禁じており、あらかじめ県が認めた場合に限って許容される旨規定されている。これは、複数の第三者が介在することによる、いわゆる利益の中抜きを防止し、もって公金を原資とした指定管理料の肥大化を防止するためである。

そうであるにもかかわらず、県は指定管理者の管理業務の一部委託を受託した第三者からさらにほかの第三者へ委託した場合に入手すべき協議書類を一切入手しておらず、また該当する委託の有無についての確認も行っていなかった。このような状況は、公金を原資とした指定管理料の肥大化防止の趣旨を脱却することと同義であり、県が知らないうちに再委託の再委託が無限に続く可能性すら否めないこととなる。

したがって、県は、神奈川県立県民ホール及び音楽堂の管理に関する基本協定書第 15 条の趣旨を十分に理解し、指定管理者を通じた協議書類を適時に受領するとともに該当する委託の有無を定期的に確認するなどして、再委託の妥当性について検討できる体制を構築されたい。

3 指定管理業務の月例モニタリングについて

表 3-II-1-2 の「収支差額 ((イ) (ロ) を除く)」が 2 期連続で赤字であった要因の一つに電気代の価格高騰が挙げられることは上述のとおりであるが、それ以外にも委託料等の増加によって赤字幅が増大している。

収支差額が赤字であったからといって、必ずしも指定管理業務を継続することができないというわけではないが、利益追求を目的としない公の施設が対象である以上、連続赤字という事実は施設運営の継続性に懸念を抱かせることになる。監査日現在、新型コロナウイルスは一定程度落ち着きを見せてはいるものの、少し前まで経験したことがないような世界的なパンデミックの状況下で想定以上の利用者の減少を経験しているのであるから、公の施設の設置者として持続的な公共サービスを提供できるよう様々な観点からモニタリング

を継続して実施する必要があると考えられる。

この点、神奈川県立県民ホール及び音楽堂の管理に関する基本協定書第 47 条第 2 項において、月例モニタリングの具体的な手法として収支状況を把握する旨、規定されている。

【神奈川県立県民ホール及び音楽堂の管理に関する基本協定書より一部抜粋】

(管理業務の実施状況の確認)

第 47 条 甲は、月例モニタリングにより、乙の管理業務の実施状況については、基本協定書、年度協定書、申請事項等及び提案書に沿って実施されているかを確認する。

2 管理業務の実施状況のモニタリングを行うに当たり、甲が求めた場合は、乙は年度途中における収支状況を報告しなければならない。

そこで、監査人は県に対して、どのタイミングで月例モニタリングによる収支状況の報告を芸術文化財団に求めたのかを確認したところ、月次の収支状況の報告は一切求めていないとの回答であった。

ところで、指定管理者である芸術文化財団は、貸借対照表上の正味財産が約 11 億円（うち一般正味財産は約 6 億円）と、財務的な健全性を一定程度確保しているが、令和 4 年度のように 1 年間で 1 億円を超える赤字が発生した場合は、財務的な影響は少なくないであろうと推察される。

公の施設の設置者としての県は、指定管理者の財務的な影響について直接的な責任を負う必要はないが、指定管理者の経営状況の悪化に伴って指定管理業務に何らかの悪影響が発生してしまえば公の施設における公共サービスの提供に問題が生じてしまうことになる。したがって、年度末の決算が確定してから指定管理者の経営状況が悪化している事実を把握しているようでは、県の対応としては遅いと言わざるを得ない。

県は、公の施設の設置者として円滑な公共サービスを継続して提供できるよう機動的な意思決定をしていかなければならない立場にあるのであるから、神奈川県立県民ホール及び音楽堂の管理に関する基本協定書第 47 条第 2 項の規定を単なる努力義務規定として捉えるのではなく、施設運営の急激な変化に応じ、指定管理者に対して収支状況の報告を求めていく規定であると解釈する必要があると考える。

（意見 7）指定管理業務の月例モニタリングについて

神奈川県立県民ホール及び音楽堂の管理に関する基本協定書第 47 条第 2 項において、月例モニタリングを行うに当たり、県が求めた場合は、指定管理者は年度途中における収支状況を報告しなければならない旨、規定されている。

ところが、監査人は県に対して、どのタイミングで月例モニタリングによる収支状況の報告を芸術文化財団に求めたのかを確認したところ、月次の収支状況の報告は一切求めているとの回答であった。

公の施設の設置者としての県は、指定管理者の財務的な影響について直接的な責任を負う必要はないが、指定管理者の経営状況の悪化に伴って指定管理業務に何らかの悪影響が発生してしまえば公の施設における公共サービスの提供に問題が生じてしまうことになる。

したがって、県は施設運営の急激な変化に応じ、指定管理者に対して収支状況の報告を求め、公の施設の設置者として円滑な公共サービスを継続して提供できるよう体制を強化されたい。

4 モニタリング結果報告書における利用者満足度評価について

県は、公の施設の利用者の苦情・意見等を施設の運営に反映し、指定管理業務のサービス水準の向上を図るため、利用者の満足度調査を実施すべき旨を基本協定書において規定している。

この利用者満足度評価については、県民ホール、芸術劇場、音楽堂、アートホールのいずれの施設についてもモニタリング結果報告書で確認することができる。なお、監査日現在、監査対象年度である令和5年度のモニタリング結果報告書を提示されなかったことから、確認することが可能な直近年度の令和4年度のを本報告書の監査対象として確認することとする。

令和4年度モニタリング結果報告書のうち利用者満足度関連をまとめたものが表 3-II-4-1 である。

表 3-II-4-1 県民ホール、芸術劇場、音楽堂及びアートホールの利用者満足度評価結果

施設名	評価結果	調査内容	実績結果と分析
県民ホール	S	(1) 簡易アンケート 管理施設の窓口等に常時用紙を備え、管理施設の利用者等に対して、簡便な方法で常時実施するアンケート (2) 詳細アンケート 年1回、時期を定めてより詳細な質問項目のアンケートを、管理施設の利用者等へアンケート用紙の配布及び管理	・利用者について 有効回答数は21件であった。 「施設を利用した全体的な印象」、「施設・設備を利用した感想」、「職員の対応」については全員が「満足」「どちらかといえば満足」や「良い」「どちらかといえば良い」との回答であることから、概ね評価していただいていることが分か

		施設HPにおいて実施し、結果を分析するアンケート (3) 回収数/配布数 25件/85件=29.4%	る。 今回、利用した理由(複数回答可)については、17件が「収容人数」、「立地条件」も17件、14件が「料金」、4件が「舞台装置」、3件が「その他」と回答している。
芸術劇場	S		・利用者について 有効回答数は4件であった。 「施設を利用した全体的な印象」、「施設・設備を利用した感想」、「職員の対応」については全員が「満足」との回答であることから、概ね評価していただいたことが分かる。
音楽堂	S	(1) 簡易アンケート 同上 (2) 詳細アンケート 同上 (3) 回収数/配布数 10件/25件=40.0%	・利用者について 有効回答数は10件であった。 「施設を利用した全体的な印象」、「施設・設備を利用した感想」、「職員の対応」については全員が「満足」「どちらかといえば満足」や「良い」「どちらかといえば良い」との回答であることから、概ね評価していただいていることが分かる。 「今後の音楽堂の利用予定」の設問に対しては、「次の予定が決まっている」が90%であった。
アートホール	S	(1) 簡易アンケート 管理施設の窓口に常時用紙を備え、利用者に記入していただくなど、簡便な方法で随時実施するアンケート (2) 詳細アンケート	協定に定めた年1回の詳細アンケートを6月1日～8月21日と12月25日～1月31日に実施した。 アンケート用紙による回答は419件、インターネット回答は

		<p>最低年1回、時期を定めて、より詳細な質問項目のアンケートを管理施設の利用者等へのアンケート用紙の配布及び管理施設HPにおいて実施し、結果を分析するアンケート</p> <p>(3) 回収数/配布数</p> <p>511件/1,018件=50.2%</p>	<p>92件であった。</p> <p>意見・要望では、館内や設備がいつも清潔で使いやすいこと、職員対応への感謝などが多数寄せられており、施設の維持管理は適切に実施されていると考えられる。</p>
--	--	---	---

(入手資料より監査人が作成)

表3-II-4-1を見ると、アンケート回収数が、県民ホールは21件、芸術劇場は4件、音楽堂は10件であり、類似施設であるアートホールのアンケート回収数511件（貸館利用者及び主催事業の来場者）と比べて少ないことが分かる。また、回収率もアートホールよりも相当程度低い水準である。

この点、県民ホール、芸術劇場及び音楽堂のアンケート回収数及び回収率が少ない理由について県に質問したところ、以下の回答であった。

【県からの回答】

ここでいう「利用者」とは、「入場者」ではなく「貸館利用者」のことを指しています。また、配布数に対して、一定の回答を得られているものと考えます。

県民ホール、芸術劇場及び音楽堂のアンケートの回収数及び回収率がアートホールと比べて低い状況であるにもかかわらず、一定の回答を得られているとの県の評価については疑問を持たざるを得ない。そこで、監査人は指定管理業務の年度協定書を閲覧することとした。

なお、令和5年度における神奈川県立県民ホール及び音楽堂の管理に関する年度協定書別紙5において、以下のとおり対象者について明記されている。

【神奈川県立県民ホール及び音楽堂の管理に関する年度協定書より一部抜粋】

管理施設の利用者の苦情・意見等を施設の運営に反映し、管理業務のサービス水準の向上を図るため、県民ホール（本館・芸術劇場）及び音楽堂の来館者、利用者等を対象として、次のとおり利用者満足度調査（詳細アンケート）を実施する。

なお、個別の質問項目については、調査実施1ヶ月前までに県と協議する。

1 対象者

- ア 来館者
- イ 利用者
- ウ ホームページの閲覧者

一方、神奈川県立県民ホール及び音楽堂の管理に関する基本協定書第 50 条において、以下のとおり規定されている。

【神奈川県立県民ホール及び音楽堂の管理に関する基本協定書第 50 条より一部抜粋】

(利用者満足度調査)

第 50 条 乙は、管理施設の利用者の苦情・意見等を施設の運営に反映し、管理業務のサービス水準の向上を図るため、次に示す方法による管理施設の利用者の満足度を調査（以下「利用者満足度調査」という。）を行うものとする。

(1) 簡易アンケート

管理施設の窓口に常時用紙等を備え、利用者に記入を求めるなど、簡便な方法で随時実施するアンケート

(2) 詳細アンケート

アンケート用紙等を利用者等に一斉に送付し、回収・分析するなど、詳細な内容で定期的実施するアンケート

2 乙は、利用者満足度調査の実施方法等について、年度協定書の締結の際に甲と協議の上、決定する。なお、前項第 2 号による詳細アンケートの実施方法等については、年度協定書で規定するものとする。

(以下、省略)

このように神奈川県立県民ホール及び音楽堂の管理に関する基本協定書第 50 条第 2 項において、利用者満足度調査の実施方法を年度協定書において締結するとしたうえで、年度協定書別紙 5 において利用者満足度調査の対象を来館者、利用者及びHPの閲覧者と規定されているのであるから、利用者満足度調査のモニタリングすべき対象は貸館の利用者のみに限定すべきではなく、来館者、利用者及びHPの閲覧者とすべきである。

そうであるにもかかわらず、県の主張のとおり貸館の利用者に対するアンケート結果のみをもって指定管理業務の利用者満足度調査のモニタリングと称して評価するのであれば、当該評価は基本協定書の趣旨から逸脱したものであり、公の施設における利用者満足度に対する評価として不適切である。

そして、利用者満足度評価が適切に実施されていないということは、指定管理業務の費用対効果、とりわけ効果部分の評価が適切に実施されていないということと同義であることから、指定管理業務を指定管理者に委任する根拠を失っているとも言える。

(意見8) モニタリング結果報告書における利用者満足度評価について

県は、公の施設の利用者の苦情・意見等を施設の運営に反映し、指定管理業務のサービス水準の向上を図るため、利用者の満足度調査を実施すべき旨を基本協定書において規定し、モニタリング結果報告書において利用者満足度評価を行っている。

監査日現在に確認できた令和4年度のモニタリング結果報告書において、県民ホール、芸術劇場、音楽堂及びアートホールのそれぞれの評価結果を見ると、利用者アンケートの回収数が県民ホール及び芸術劇場25件、音楽堂10件とアートホールの511件と比べて少ない状況であった。このような状況であるにもかかわらず、いずれの施設もS評価とされ、指定管理業務の評価結果とされている。

そこで、監査人が前者の利用者アンケートの回収数が少ない理由を確認したところ、利用者満足度評価の対象を貸館の利用者のみに限定しており、来館者やHP閲覧者を含めて評価していないことが検出された。

神奈川県立県民ホール及び音楽堂の管理に関する基本協定書及び年度協定書を見ると、利用者満足度調査の対象を来館者、利用者及びHPの閲覧者とされているのであるから、モニタリングの評価対象に来館者やホームページ閲覧者のアンケート結果を含めていない現状の運用は不適切であると言わざるを得ない。

指定管理者制度における利用者満足度評価は、費用対効果における効果を測定するための重要な要素であることから、県は基本協定書及び年度協定書で締結された内容に即して利用者満足度調査結果を評価し、もって指定管理者制度の適切な運用を実施されたい。

5 芸術劇場ホール吊物機構操作卓等更新工事に係る入札について

県では、令和5年度に「ホール吊物機構操作卓等更新工事」を契約金額212,080千円(税込み)で条件付き一般競争入札により発注している。当該工事の概要は、以下のとおりである。

【工事等請負契約内容及び入札参加資格要件公表書より一部抜粋】

【工事概要】

県民ホール神奈川芸術劇場ホール吊物機構について、吊物機構の動きをコントロールする制御盤及び吊物の動きを指示する操作卓が高い使用頻度により老朽化が著しいほか、耐用年数を超過し、動作が不安定になるなどの不具合が生じていることから、制御盤内の部品交換及び操作卓の更新を行う。

本件工事の入札は、結果的に当該装置を製作した会社が落札した。芸術劇場の舞台における特殊装置に関する工事であるため、同業他社と比べて装置を製作した会社の方が有利に

働くであろうことは自然であるが、公金を投入する以上、地方自治法第2条第14項において規定される「最少の経費で最大の効果」を挙げられるかどうかについて、県は細心の注意を払わなければならない。

ところで、入札事務にあたって「最少の経費で最大の効果」をあげるためには、一定の競争原理を働かせること、すなわち、発注工事の予定価格を適正な水準に設定することが実務上重要である。そして、この予定価格は、発注工事の詳細な内容を積算した設計書を基に設定される。

そこで、監査人は令和5年度の文化行政の中で最も多額の発注工事である本件工事の設計書に妥当性があるかどうかを確かめるために、実際の設計書の内容を確認したところ、以下のとおりであった。

【芸術劇場ホール吊物機構操作卓等更新工事の設計書より一部抜粋】

名称	形状・寸法	数量	単位	単価	金額	備考
ホール吊物機構操作卓等更新工事		1.0	式			次頁内訳参照
運送運搬費		1.0	式			
産業廃棄物処理費		1.0	式			
共通仮設費		1.0	式			
現場管理費		1.0	式			
一般管理費		1.0	式			
合計（税抜き）						
消費税相当額						
合計（税込み）						

【内訳】

名称	形状・寸法	数量	単位	単価	金額	備考
○設計費		1.0	式			次頁内訳参照
○操作卓		1.0	式			
(操作卓内訳)						
・PC関係部品		1.0	式			サーバ-PC、クライアントPC、モニターなど
・PLC		1.0	式			
・インバータ	200V・0.75kw	1.0	式			

・直接電流		1.0	式			
・操作用品及び伝送部品		1.0	式			
・操作卓		1.0	式			メイン卓、バッテリーワゴン卓、CUE卓
○エンコーダアンブレ	NCV-20	12.0	式			
○検査費		1.0	式			
○現地工事費		1.0	式			

これを見ると、設計内容があまりにも大まか過ぎることから、監査人はさらに詳細な設計があるであろうと想定し詳細な内容を示した設計を追加で依頼した。

その結果、ホール吊物機構操作卓等更新工事費には、設計費、部品費、現地工事費、試運転調整費、検査費、操作教育費、運送搬入費及び産廃処理費から構成されており、そのうち部品費については、要求するスペックと必要な物品（75品目）を列挙する形式で記載されていることが判明した。

そして、部品費で列挙されている物品のうち、一見すれば汎用性が高いであろう物品、かつ明らかに高額な設定となっている可能性が高いものを表3-II-5-1で示すこととする。なお、それら以外の物品については、表3-II-5-1と同様に市場の相場価格と比べて高額な金額で設定されている可能性は否定できないが、ここでは言及を控えることとする。

表3-II-5-1 部品費における検出事項（一部）

名称	形状・寸法	数量	単位	単価（円）	金額（円）
デスクトップPC	<ul style="list-style-type: none"> ・OS:Windows 10 Pro ・CPU:2.4G以上 ・メモリ:8G以上 ・内蔵ストレージ:SSD512GB以上 	8	台	847,000	6,776,000
タッチ機能付きディスプレイ	<ul style="list-style-type: none"> ・LCD23インチ以上 タッチパネル付き 	8	台	112,000	896,000
ラックマウント式PC	<ul style="list-style-type: none"> ・OS:Windows Server 2016 Standard ・CPU:2.4G以上 ・メモリ:8G以上 	3	台	2,130,000	6,390,000

県の説明によると、表 3-II-5-1 に列挙された物品は、汎用性のある民生用 PC ではなく、受注生産を前提とした産業用 PC であるため高額になるとのことであったが、表 3-II-5-1 を見る限りにおいて産業用 PC の仕様であることは容易に読み取れず、また当該価格が適正な水準なものかどうかを判断することができない。

そこで、当該設計書を作成するにあたって、参考見積書を何社から入手したのか、業務フローとともに確認したところ、以下の回答であった。

【県からの回答より一部抜粋】

- 参考見積書は 1 社から徴しています。
1 社からもらっている理由としては、本工事は、「県民ホール神奈川芸術劇場のホールに設置された吊物機構のシステムの一部を更新するものであるため、施工に際しては、当該システム全体を把握し、施設としての特性、建築時の設計情報や更新対象設備の実地での使用環境及び使用条件を理解した上で、正しく設置・設定するとともに、システム全体との整合性を確保し、動作を確認すること」を仕様としているため、確実に行うことが出来る設計施工業者に参考見積を依頼しています。
- 設計書作成の業務フローは以下のとおりです。
 - ① 指定管理者とともに、更新箇所を選定の上、施工業者に参考見積依頼
 - ② 参考見積について課内で確認
 - ③ 指定管理者と協議の上、参考見積を基に設計書を作成

県からの回答によると、吊物機構のシステムの一部の更新工事であるために 1 社からしか参考見積書を入手しないとのことであるが、一定の物品（部品費）については他者からも入手することは可能であることから、県として設計書の妥当性をどのように確認しているのかについて追加で質問したところ、以下の回答であった。

【県からの回答】

設計書の妥当性については、参考見積書の内容が、施設としての特性、建築時の設計情報や更新対象設備の実地での使用環境及び使用条件に問題ないかを指定管理者とともに確認したうえで、文化課内において、部品の型番、参考見積書の部品内容が仕様と相違ないか等を確認し、妥当性を検証しています。

(意見9) 芸術劇場ホール吊物機構操作卓等更新工事に係る入札について

県では、令和5年度に「ホール吊物機構操作卓等更新工事」を契約金額212,080千円(税込み)で条件付き一般競争入札により発注している。当該工事の詳細設計を見ると、ホール吊物機構操作卓等更新工事費には、設計費、部品費、現地工事費、試運転調整費、検査費、操作教育費、運送搬入費及び産廃処理費から構成されているが、仕様書のスペックの記載が曖昧であった。また、県の説明によれば、本工事の予定価格を設定するための参考見積書を吊物機構システムの製作会社からしか入手しておらず、他者からの参考見積書を入手していないとのことであった。

このような状況にあっては、一連の契約手続の流れの中で経済性を担保することできたかどうかを客観的に検証することが困難であると考えられることから、県は工事発注の際の予定価格が妥当な水準で設定されているのかどうかを確認する体制を強化するとともに、経済性を担保できるような体制を構築されたい。

6 アートホールの指定管理業務の公募について

アートホールは、神奈川県立保土ヶ谷公園のほぼ中心に位置し、県民の芸術活動をサポートする施設として平成3年に建設され、神奈フィルのリハーサル会場として利用されているほか、多くの人々の練習の場や発表の場として広く利用されている。

このアートホールの管理運営については、県は指定管理者制度を採用し、平成21年4月1日から平成27年3月31日までを第1期、平成27年4月1日から令和2年3月31日までを第2期、令和2年4月1日から令和7年3月31日までを第3期として、いずれの期間も公募によって指定管理者を選定している。

そして、第3期の指定管理期間が令和6年度末をもって終了することから、神奈川県立アートホール条例に基づき第4期(令和7年4月1日から令和12年3月31日まで)の募集を令和6年1月に開始し、監査日現在、神奈川フィルハーモニー管弦楽団グループ(神奈フィル及び株式会社横浜アーチスト)が指定管理者として選定されている。

ところで、県では公の施設としての芸術文化施設をいくつも保有しているが、類似の施設として県民ホール及び音楽堂が挙げられる。これらの施設も指定管理者制度を採用しているが、指定管理者の選定にあたっては非公募とされている。

監査人は、県が芸術文化行政を推し進めるにあたり必要な公の施設において、指定管理者の選定方法が公募の場合と非公募の場合とが混在しているという事実疑問をもったことから、まずは県民ホール及び音楽堂の直近の指定管理期間について非公募とした理由を県に質問したところ、以下の回答を得た。

【県からの回答】

第4期（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

- ・選定方法：非公募
- ・非公募理由：本県の拠点文化施設であり、東京2020大会のレガシーとマグカルの取組を継続していく上で、県の文化行政と一体的な対応が必要なため。

回答にあるように県の文化行政と一体的な対応が必要と主張するのであれば、「地域に密着した音楽文化の創造を使命に」を活動理念に掲げている神奈フィルが指定管理者として選定されているアートホールについても同様のことが言えるはずである。

そこで、監査人は、令和5年度に第4期の募集が開始されたアートホールの指定管理者募集事務について深く掘り下げることにより、県の財務に関する事務の執行が公平性、経済性の観点から妥当なのかどうか検討することとした。

まず、アートホールの利用率及び利用者数の推移を示すと表 3-II-6-1 のとおりである。

表 3-II-6-1 アートホール全体の利用率及び利用者数の推移

	R3年度	R4年度	R5年度
利用率（ホール）	87.2% (29.0%)	97.5% (24.0%)	96.1% (19.0%)
利用率（第1スタジオ）	93.8% (0.0%)	100.0% (0.0%)	98.5% (0.0%)
利用率（第2スタジオ）	71.3% (28.0%)	83.9% (16.0%)	78.6% (17.0%)
利用率（第3スタジオ）	68.3% (48.0%)	86.8% (25.0%)	83.3% (23.0%)
利用率（第4スタジオ）	65.1% (13.0%)	89.2% (6.0%)	90.9% (13.0%)
利用率（第5スタジオ）	76.8% (7.0%)	88.9% (6.0%)	89.4% (8.0%)
利用者数	38,241人	55,719人	45,395人

（県HP及び入手資料より監査人が作成）

（注）カッコ書きは、神奈フィルによる利用率を示している（小数点以下切捨て）。

次に、収支決算の直近3期の推移と指定管理者募集時における想定収支を示すと表 3-II-6-2 のとおりである。

表 3-II-6-2 アートホールの収支決算推移と募集時想定収支

(単位：千円)

項目	R3年度	R4年度	R5年度	想定収支
収入				
指定管理料収入	104,354	104,296	104,339	128,082
利用料金収入	14,103	16,808	12,352	18,650
立替収入等	3,914	6,289	8,651	6,390
収入 合計 (A)	122,371	127,394	125,343	153,122
支出				
施設維持管理費	91,848	99,989	95,232	104,463
(うち業務委託料)	(73,697)	(76,796)	(76,766)	(82,096)
運営費	15,760	14,597	10,923	3,946
物件費 計	107,609	114,586	106,156	108,409
人件費	13,360	18,479	16,449	18,138
直接経費 計	120,970	133,066	122,606	126,547
一般管理費				12,655
消費税				13,920
支出 合計 (B)	120,970	133,066	122,606	153,122
収支差額 (B) - (A)	1,401	△5,672	2,737	-

(県HPより監査人が作成)

(注) 項目は、募集時想定収支で使用しているものをそのまま転記している。

表 3-II-6-2 の想定収支を見ると、指定管理料が第3期と比べて増額されており、物価上昇が顕著となってきた近年のトレンドと合致していることから一定の合理性があるようにも考えられる。しかしながら、第4期の想定収支の項目と比較すると、疑問を抱かせる項目が存在した。それは人件費の積算である。

想定収支における人件費 18,138 千円は、直近3年間の実績推移と遜色のない水準で見込んでいる。

ところが、神奈川県立かながわアートホール維持管理及び運営等に関する業務の基準を見てみると、「舞台運営業務等基準」の「3 職員の配置」及び「4 業務分担」において、技術部門と受付部門を合わせて少なくとも7名の職員(統括責任者1名、技術部門4名、受付部門2名)を配置しなければならないこととなる。これを前提として1名当たり人件費を計算すると、2,591 千円(=18,138 千円÷7名)と算出される。

県は、「6 配置人員の条件」において一定の技術水準や実績などを求めていることも考慮すれば、果たして1名当たり人件費 2,591 千円が本当に妥当な水準なのかどうか疑問を

持たざるを得ない。そこで、想定収支で見積もられた人件費の妥当性についてさらに掘り下げて検討することとした。

【神奈川県立かながわアートホール維持管理及び運営等に関する業務の基準（一部抜粋）】

3 職員の配置

(1) 技術部門

統括責任者（兼務可）、主任（チーフ、舞台・音響・照明）、一般職（担当、舞台・音響・照明）

(2) 受付部門

統括責任者（兼務可）、主任（チーフ）、一般職（担当）

4 業務分担

(1) 総括責任者

- ・業務全般の総括的指導に関すること。
- ・事務部門の補助に関すること。

(2) 主任（チーフ）

- ・総括責任者の補佐に関すること。
- ・技術スタッフの指導に関すること。
- ・保守点検計画の策定及び実施に関すること。

(3) 一般職

- ・舞台装置等の操作及び維持管理に関すること。
- ・舞台装置等利用者に対する技術的援助に関すること。

(4) 一般職

- ・音響機器の操作及び維持管理に関すること。
- ・音響機器利用者に対する技術的援助に関すること。

(5) 一般職

- ・照明機器の操作及び維持管理に関すること。
- ・照明機器利用者に対する技術的援助に関すること。

(6) 受付

- ・施設利用の受付に関すること。

5 人員配置

(1) 統括責任者、主任（チーフ）を配置すること。

(2) 技術部門の職員は、夜間も含めて舞台の専門的知識を有するものを配置すること。

(3) 受付の職員を夜間も含めて配置すること。

6 配置人員の条件

施設の公共性を認識し、健康かつ身元確実にして善良なる者とする。

(1) 総括責任者は、舞台経験が豊富で、技術部門全体の指揮ができる者で、かつ事務管

理能力を有する者。

(2) 主任（チーフ）は、舞台、音響、照明等の専門的知識を有し、技術スタッフの指導ができる者で、かつ事務管理能力を有する者。

(3) 一般職は、舞台運営、音響、照明の各専門的知識を有する者。

(4) 受付は、サービス接遇検定 2 級以上又は同等の能力を有し、施設利用者、来館者等に対して質の高いサービスが提供できる者。

7 業務日時

(1) 業務日

開館日

(2) 業務時間

受付業務 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

受付業務以外の業務 午前 9 時 00 分から午後 9 時 00 分まで

神奈川県アートホール条例第 9 条及び神奈川県立かながわアートホール維持管理及び運営等に関する業務の基準「7 業務日時」において、開館日は年末年始の 8 日間を除く 357 日（＝（1 年）365 日－（休館日）8 日）、業務時間は午前 8 時 30 分から午後 9 時 00 分まで 1 日 12 時間 30 分と定められているのであるから、指定管理者目線からすると、労働基準法のいわゆる 36 協定を遵守するためには当然に 7 名を超える人員を確保しない限りアートホールの指定管理業務を受任することができないということになる。

このような中、第 4 期指定管理期間において想定する人件費は法定福利費、各種手当を含めて 18,138 千円と設定されているのである。

仮に 36 協定を度外視したとしても、開館日 357 日の利用に対して最低 7 名を配置しなければならないわけだから、上述の 1 名当たりの人件費は 2,591 千円（＝18,138 千円÷7 名）を前提として、1 名の 1 時間当たりの人件費を算出すると次のとおりとなる。すなわち、1 年間の業務時間を 4,463 時間（＝開館日 357 日×1 日の業務時間 12 時間 30 分）とすると、1 名の 1 時間当たりの人件費（法定福利費及び各種手当を含む）は 580 円（＝18,138 千円÷（開館時間）4,463 時間÷7 名）と計算され、県の最低賃金（監査日現在時給 1,112 円）を大きく下回る。当然ながら、通常の民間事業者等は到底応募できる水準ではない。

そこで、県に対して想定収支の人件費をどのように積算したのか確認したところ、以下の業務分担を基に、業務管理部門のみを人件費として積算した一方、舞台業務等については委託費として積算を行っていることが判明した。

【人件費の積算上の人員配置より一部抜粋】

○アートホールの業務は（公財）神奈川フィルハーモニー管弦楽団と（株）横浜アーチストの業務分担で実施

○人件費には、神奈川フィルハーモニー管弦楽団の雇用分を計上

団体名・人員配置	業務分担
公益財団法人神奈川フィル ハーモニー管弦楽団 館長 1 名 業務管理部門 3 名 うち部長 1 名 うち常勤職員 2 名	1. 代表者の権限に係る業務 2. アートホール主催事業の企画立案及び実施 3. 施設貸付業務 4. 施設維持管理業務 5. 広報・営業業務 6. 神奈川県との連絡調整 7. 指定管理業務全般の進行管理 8. 指定管理業務以外の自主事業の実施
株式会社横浜アーティスト (舞台業務等委託) 副館長 1 名 受付担当 5 名 舞台関係業務担当 5 名	1. 舞台技術業務 (照明・音響・舞台技術、舞台関係設 備・備品の管理を含む) 2. 施設貸付業務の補助 3. 施設維持管理業務の補助 4. 受付案内業務 (夜間の利用料金收受手続を含む) 5. 音楽情報コーナーの管理運営

(※) 指定管理事業共同体協定書より、文化課作成

そして、想定収支上、舞台業務等にかかる委託料は 43,051 千円を見積もっており、県は以下のとおり問題ないと主張する。

【県の主張】

共同企業体による指定管理においては、代表企業とその他構成企業の関係は業務委託の形態を取ることが一般的です。共同企業体が指定管理を行っている現状をもとに当該部分を「委託料」として指定管理料を見積もったものですが、募集時に提示した費用の配分はあくまで参考であり、具体の配分は提案者の裁量によるため、本件見積りは共同企業体による応募を前提としているかのような先入観を持たせるものではないと考えます。

(なお、指定管理の募集の際に「参考資料 4 各年度想定収支」の「業務委託料」に「舞台業務委託」と記載し、当該部分が委託費として積算されていることが分かるようにしています。)

確かに、人件費であろうと委託料であろうと、指定管理料算出の根拠として考慮されているのであれば経済的な不利益などの問題は生じ得ない。また、上述の人件費 18,138 千円と委託料 43,051 千円の合計 61,189 千円を基に、1 名の 1 時間当たり人件費 (法定福利費及び各種手当を含む) を算出すると 1,958 円 (=61,189 千円 ÷ (開館時間) 4,463 時間 ÷ 7 名)、法定福利費を除いたとしても 1 名の 1 時間当たり人件費は 1,688 円 (=1,958 円 ÷ 1.16 (法

定福利費率を16%として計算))となり、県の最低賃金を下回っておらず、著しい低賃金単価で見積もられたわけではないということも確認できる。

しかしながら、指定管理料を算出するための想定収支の中で舞台業務等を人件費として積算せずに委託料として見積もることは、民間事業者等による応募を即座に断念させてしまう可能性が高いという点に十分留意すべきである。

なぜならば、たとえ共同企業体による指定管理においては代表企業とその他構成企業の関係は業務委託の形態を取ることが一般的であったとしても、募集要項上、受付業務時の施設利用承認や利用料金徴収などの業務は指定管理者自らが実施すべきものと規定されており、舞台業務等のうち少なくとも窓口業務については第三者への委託ができない仕様となっているからである。そして、窓口業務が第三者への委託を前提としない以上、人件費18,138千円の中で窓口業務についても人員配置を考慮しなければならないと考える方が自然であり、民間事業者等にとって不採算案件となる公算が大きいと判断される可能性が極めて高いものと考えられる。

【神奈川県立アートホール指定管理者募集要項より一部抜粋】

(5) 業務の第三者への委託

指定管理者は、業務の一部を委託することは可能ですが、指定管理業務を一括して第三者に委託することはできません。

(中略)

ただし、次の業務は、第三者に委託することはできません。

ア 施設の利用承認に関する業務（公権力の行使に関する業務）

イ 利用料金の徴収及び収納に関する業務

ウ 災害又は緊急時の対応業務

そもそも指定管理者制度とは、公の施設の管理運営を行う民間事業者等を指定管理者として指定することにより、民間のノウハウを活用しつつ、サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的とした制度である。そして、この制度趣旨の実現のためには、公平・公正な競争環境が存在することが極めて重要である。

そうであるにもかかわらず、第4期指定管理期間のアートホールの指定管理業務は、通常の民間事業者等が適正な意思決定の下で応募することができない条件で公募がなされているように誤認を招く恐れがあり、公平・公正な競争環境の確保に影響が懸念される。

(意見10) アートホールの指定管理業務の公募について

令和6年1月にアートホールの第4期(令和7年4月1日から令和12年3月31日まで)

にかかる指定管理業務の公募が開始されているが、県のHP上で公表されている第4期の想定収支は通常の民間事業者等が適正な意思決定の下で応募することができない条件で公募がなされているように誤認を招く恐れがある内容となっている。

具体的には、一見すると想定収支で見積もられた人件費では募集要項の条件を満たすことができないであろうと解釈される可能性が高いため、新たに応募しようとする者にとって説明を注意深く確認しなければ不採算となる公算が大きいと誤導する結果となっている。

県の主張によれば、指定管理業務は公募が原則であることから公募としたとのことであるが、通常の民間事業者等が応募できないような条件で公募したとしても実質的な競争性は何ら担保されず、経済性も発揮できない。また、類似施設である音楽堂は、県の文化行政と一体的に行うことを目的として指定管理業務を非公募によって行っている。

今後も引き続きアートホールの指定管理者を公募しようとするのであれば、施設の推定収支を精緻に見積もるとともに、人件費の積算を明示することにより、他の民間事業者等との競争性など、公募に係る公平・公正な競争環境を確保することとされたい。

7 アートホールの実績報告書等の公表について

神奈フィル及び株式会社横浜アーティストは公益財団法人神奈川フィルハーモニー管弦楽団グループを組成し、令和2年4月1日から令和7年3月31日までにおけるアートホールの指定管理者として様々な業務に従事している。

この指定管理業務の範囲を定めた神奈川県立かながわアートホールの管理に関する基本協定書第52条を見ると、以下のとおり、県と指定管理者は毎年度の実績報告書及び財務書類等をHP等に公表するなど、県民への周知に努めることとされている。

【神奈川県立かながわアートホールの管理に関する基本協定書第52条より一部抜粋】

第52条 乙は、年度ごとに管理業務の実績を記載した実績報告書、財務書類及びその他甲が必要と認める書類（以下「実績報告書等」という。）を管理業務の会計年度の終了後45日以内に、甲に提出しなければならない。

（中略）

4 甲及び乙は、実績報告書等を自らのホームページ等に公表するなど、県民への周知に努めるものとする。

しかしながら、監査日現在、県、アートホール及び神奈フィルのHPのどこを探しても公表すべきとされている実績報告書等が一切見当たらない状況にある。（令和6年10月現在、県及びアートホールのウェブサイトに掲載済み。）

そこで、神奈川県立かながわアートホールの管理に関する基本協定書で規定しておきながら実績報告書等を公表していない理由について質問したところ、以下のとおり回答を得

た。

【県からの回答】

公表は失念により現在指定管理者で掲載準備中です。
完了後、県HPにも掲載します。

そもそも指定管理者制度とは、公の施設の管理運営を行う民間事業者等を指定管理者として指定することにより、民間のノウハウを活用しつつ、サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的とした制度であり、県のHPにおいても「指定管理者制度の運用に関する指針（令和4年3月（一部改正）」（以下「運用指針」という。）を公表するなどして、広く情報公開を行っている。

ここで、当該指針を見てみると、次のように規定されている。

【指定管理者制度の運用に関する指針（令和6年3月（一部改正））より一部抜粋】

VI 指定管理者の指定

（中略）

3 事業計画書の公表

公の施設の管理運営を行うにあたっては高い公共性が求められるため、透明性を高める観点及び指定管理者による施設の運営方針等を明らかにする観点から、指定期間の開始までに指定管理者が提出した事業計画書をHPに掲載する。

県の運用指針においてこのように規定されるのは、広く県民に対して、公の施設の管理運営結果を公表することによって、行政サービスが経済性、効率性及び有効性の観点から問題がないことを事後的に検証することを可能にするためであると考えられる。

公の施設の管理運営について、計画と実績の対比はもちろんのこと、それが複数年度で行われない限り、指定管理者制度の目的である経費の削減等が実現されたかどうか判断することができない。したがって、現状の取扱い、すなわち指定管理者制度導入から現在に至るまでの期間にわたり事業計画書や実績報告書等が一切公表されていないという状況は、アートホールにかかる指定管理者制度の透明性を確保しているとは到底言えるものではない。

（指摘2）アートホールの実績報告書等の公表について

神奈川県立かながわアートホールの管理に関する基本協定書第52条を見ると、県と指定管理者は、毎年度の実績報告書、実績報告書等をそれぞれのHPに掲載し、県民への周知に努めるべきこととされている。

しかしながら、監査日現在、県及び指定管理者である公益財団法人神奈川フィルハーモニ

一管弦楽団グループ（神奈フィル及び株式会社横浜アーティスト）のいずれのHPにおいても当該情報は公表されておらず、また、アートホールのHPにおいても一切情報が公表されていない。

そこで監査人が一切の情報が公表されていない理由を県に質問したところ、県からは「公表は失念により現在指定管理者で掲載準備中です。」との回答であった。

県及び指定管理者である公益財団法人神奈川フィルハーモニー管弦楽団グループは、まずは基本協定書に基づき、相応の期間における実績報告書等の必要な情報を迅速に公表するなどして県民への周知を徹底されたい。

また、指定管理者制度の運用に関する指針において規定されているように、指定管理業務の実績を評価するためには事業計画書も当然に公表すべきであると考えられることから、基本協定書及び年度協定書において公表すべき情報に事業計画書が含まれている旨を明文化するとともに、適時適切な情報公開がなされているかどうかを県が確認できる体制を強化されたい。

8 神奈フィルに対する補助金について

県は、神奈フィルに対して補助金を交付しており、令和元年度からの交付実績は表 3-II-8-1 のとおりである。

表 3-II-8-1 神奈フィルに対する補助金の交付実績推移

(単位：千円)

項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
補助金	165,716	157,525	162,384	238,675	232,522

(入手資料より監査人が作成)

神奈フィルは公益財団法人であるため営利事業を主たる目的とした団体ではないことから、地方公共団体等からの補助金等に一定程度依存せざるを得ない。この点は十分に理解できる。一方、直近2年間の補助金交付実績は年2億円を超え、県が一団体に交付する補助金の額という観点からは目立つ存在となっている。

そこで、交付した補助金の適正なモニタリングがどのように実施されているかどうかを確認するため、所管課としてのモニタリングの状況及びその実績結果資料の提示を依頼したところ、以下の回答を得た。

【県からの回答】

【モニタリングについて】

地方自治法第 199 条第 7 項に基づく財政援助団体等監査の対象となっています。直近

では、平成 27 年度、平成 30 年度、令和 4 年度に監査があり指摘はありませんでした。

これは 3～4 年ごとに監査委員監査を実施しており、直近の監査結果を見ても指摘がなかったことという事実をもってモニタリングに問題はないという意味で回答をしているものと思われるが、監査人が質問しているのはあくまでも所管課としてのモニタリング状況であり監査委員監査とは目的が異なることから、論点が大きくずれていることになる。

この点、補助金の交付等に関する規則第 13 条を見ると、補助金の額の確定に際しては必要に応じて現地調査等を行うことが可能な旨規定されているが、現地調査等を行わず実績報告書等の書類審査のみでは補助対象経費として不適切なものが混在していないかどうか、すなわち同規則第 15 条第 1 項で規定される補助金の額の決定の取消しに必要な情報を確認することが不可能であると考えられる。

【補助金の交付等に関する規則より一部抜粋】

(補助金等の額の確定)

第 13 条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定する。

(中略)

(決定の取消し)

第 15 条 知事は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部及び一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

(2) 補助金等を他の用途に使用したときその他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。

(以下省略)

そこで、監査人は、補助金の交付決定にあたり、どのように補助率を定め、交付決定及び補助金精算時点の精査をどのように実施しているのか、さらにはどのような視点をもって補助金の額の確定を実施してきたのか質問したところ、以下の回答を得た。

【県からの回答】

【予算額について】

○事業区分ごとに次のとおり補助率を定めており、過去の実績から積算しています。

区分	補助率
----	-----

事業費	自主公演事業	1 / 3
	音楽教育事業	1 / 2
	依頼公演事業	対象外
	事業共通費	1 / 2
	事業人件費	1 / 2
	事業管理人件費	1 / 2
	事務費	1 / 3

【補助対象経費の精査の具体的な方法について】

【交付申請時】

○ 交付申請書の内容を添付書類として提出のあった当該年度の収支予算書と照合して、精査をしています。

【実績報告時】

○ 実績報告書の内容を添付書類として提出のあった当該年度の決算書類（正味財産計算書）と照合して、精査をしています。

【確認の視点】

交付申請	実績報告
<p>【補助対象経費の算定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請書添付書類の「補助対象経費配分」における算出方法に誤りがないか確認する。 <p>確認の視点 1</p> <p>各事業の予算額は適切か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予算額が収支予算書（オーケストラ）と一致しているか。 ・ 前年度と比較して大幅に変更になっているところなどあれば理由を確認する。 <p>確認の視点 2</p> <p>算出方法（事業別補助率、補助対象経費）が適切か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業別補助率が県の予算調整における結論と同一か。 ・ 補助対象外経費の考え方が県の予算調整における結論と同一か。 ・ 計算に誤りがないか。 	<p>【補助対象経費の算定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請書添付書類の「補助対象経費配分」における算出方法に誤りがないか確認する。 <p>確認の視点 1</p> <p>各事業の予算額は適切か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実績額が申請者の決算書類（正味財産計算書（オーケストラ））と一致しているか。 <p>確認の視点 2</p> <p>算出方法（事業別補助率、補助対象経費）が適切か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業別補助率、補助対象外経費は交付決定した内容と同一か、県の予算調整における結論と同一か。 ・ 計算に誤りがないか。 ・ 補助金充当額の「合計」欄は交付決定

	額以下か(交付決定額以上の支払いはできない。交付決定額以下で差額がある場合は額の確定通知の発出と精算が必要となる。)
--	--

この回答を受けて、監査人は追加で実績報告時に精査をしているという関係書類の提示を依頼し、精査の再実施を行った。実績報告時の補助対象経費配分を示したものが表 3-II-8-2 である。

表 3-II-8-2 実績報告時の補助対象経費配分

(単位：千円)

	実績額 A	補助対象外 経費 B	補助対象 経費 C	補助金充 当額 D	充当率 D/C
事業費	825,982	179,481	646,501	232,522	
自主公演事業費	197,471	2,597	194,874	61,315	31.5%
うち巡回公演等	52,311	-	52,311	18,546	35.5%
音楽教育事業費	53,199	25,154	28,045	13,840	49.4%
うちゆめコンサート等	3,970	-	3,970	3,970	100.0%
依頼公演事業費	89,141	89,141	-	-	対象外
事業共通費	38,251	3,735	34,516	12,978	37.6%
事業人件費	317,772	33,606	284,166	106,896	37.6%
事業管理人件費	92,417	2,275	90,142	33,803	37.5%
事務費	37,731	22,972	14,759	3,690	25.0%
管理費	14,833	14,833	-	-	
管理人件費	7,629	7,629	-	-	対象外
事務費	7,204	7,204	-	-	対象外
合計	840,815	194,314	646,501	232,522	

(入手資料より監査人が作成)

(注) 自主公演事業費及び音楽教育事業費については、ふるさと納税の充当分があるため、予算調整時の定めた補助率を超えていたとしても問題はない。

確かに、表 3-II-8-2 の実績額と正味財産計算書数値との一致及び予算調整時に定めた補

助率の枠内で交付決定していることは、再実施をしたことにより確認できたが、現行の補助対象経費、または補助対象外経費が適切な水準なのかどうかについて確認している事実は確認できなかった。

上述の「確認の視点2」にも示されているように「算出方法（事業別補助率、補助対象経費）が適切か」を確認しようとするのであれば、現地調査等を行って総勘定元帳の通査やサンプリングによる試査などの手続を実施しない限り、実効性のある手続とはならない可能性が高い。

また、補助額の算出にあたり補助対象経費から事業収益を減算していないことも違和感がある。

神奈フィルの正味財産増減計算書（オーケストラ事業）の経常収益のうち事業収益を取り出したものが表3-II-8-3である。

表3-II-8-3 神奈フィルの正味財産増減計算書より一部抜粋

(単位：千円)

科目	公益目的 事業会計	収益事業等 会計	法人会計	合計
事業収益	351,014	66,592	-	417,607
自主公演事業収益	126,553	-	-	126,553
音楽教育事業収益	98,566	-	-	98,566
依頼公演事業収益	125,895	66,592	-	192,488

(入手資料より監査人が作成)

実際に、表3-II-8-2と表3-II-8-3の自主公演事業及び音楽教育事業の二つの事業について、収益と補助対象経費等を比較したものが表3-II-8-4である。

表3-II-8-4 事業収益と補助対象経費の比較表

(単位：千円)

事業	事業費 A	補助額 B	差引 C = A - B	事業収益 D	差引 C - D
自主公演事業	197,471	61,315	136,156	126,553	9,603
音楽教育事業	53,199	13,840	39,359	98,566	△59,207

(監査人が作成)

表3-II-8-4を見ると、音楽教育事業については発生した事業費よりも事業収益の方が大きく事業利益45,367千円が発生しているにもかかわらず、そこに補助金13,840千円が充

当されているように見受けられる。

そこで、監査人は県に対して当該状況について追加の説明を求めたところ、以下のとおり音楽教育事業費は赤字であるため、補助金の過大交付には該当しないとの回答であった。

【県からの回答】

音楽教育事業の収支（令和5年度）								
	事業収入 (a)	うち文化庁分 (b)	県補助金 (c)	文化庁除く 収入計 (a)-(b)+(c)= (d)	支出 (e)	うち文化庁分 (f)	文化庁除く 支出計 (e)-(f)=(g)	収支 (d)-(g)
音楽教育事業		25,153,990	13,840,644		53,198,670	25,153,990	28,044,680	
事業共通費			2,532,286		7,463,634			
事業人件費	98,565,661	15,850,303	20,857,875	102,107,975	62,004,787	15,850,303	79,013,078	△ 4,949,783
事業管理人件費			6,595,833		18,032,769			
事務費			719,970		7,362,191			
合計			98,565,661		41,004,293			

本回答によると、収支が赤字であり補助金の交付について結果的に問題がないように受け取ることができるが、そもそも本回答は提示された実績報告書から把握できる内容ではなく、事業単位の収支の確認が不十分であるため、補助金の交付等に関する規則第13条で定める「補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうか」の調査が不足していると言える。

（意見11）神奈フィルに対する補助金について

令和5年度の神奈フィルに対する補助金は232,522千円交付されているが、所管課におけるモニタリングは実施されておらず、また、補助金交付の決定に際して確認する事項に不足が生じている。具体的には、県は確認事項として①各事業の予算額は適切かという点と、②算出方法（事業別補助率、補助対象経費）が適切かという点を挙げているが、実際には補助金の実績報告書における書類審査にとどまるため、補助対象経費が正確に集計されているのか、事業単位の収支については確認が不足している。

したがって、県は事業年度単位で実効性のあるモニタリング、例えば総勘定元帳の通査やサンプリングによる試査などの技術を用いて補助対象経費の集計の妥当性を検証するとともに、事業単位の収支についても検証できる体制を構築されたい。

9 神奈川近代文学館のホール、中会議室、小会議室及び和室の利用状況について

文学振興会は、県の指定管理者として、神奈川県立神奈川近代文学館の管理に関する基本協定書第8条第2項に基づき、神奈川近代文学館のホール、中会議室、小会議室及び和

室の利用の受付及び承認（取消しを含む。）に関する業務や利用案内に関する業務等を実施する必要がある。

【神奈川県立神奈川近代文学館の関する基本協定書より一部抜粋】

（業務管理の内容等）	
第8条	
2 管理施設の利用承認に関する業務（目的外使用許可を除く。）	
ア ホール、中会議室、小会議室及び和室（以下「ホール等」という。）の利用の受付及び承認（取消しを含む。）に関する業務	
イ 管理施設の利用案内に関する業務	
ウ 管理施設の利用に伴う備品類の貸出しに関する業務	
エ 利用料金の領収に関する業務	

また、文学振興会が県に提出している事業計画「2 管理施設の運営に関する業務」
 (1) ホール等の利用の受付、利用の承認（取消しを含む。）に関する業務において、ホール等の利用の受付及び承認に関する業務の遂行に当たっては、利用者の利便を図るとともに、広報に努め、利用率の向上を図るものとしている。

そこで監査人は、文学振興会の過去3年間における事業報告に記載されている神奈川近代文学館のホール等の利用日数、指定管理事業・自主事業の利用日数及び利用可能日数に基づいて、その利用率を算出したところ、以下の表3-II-9-1のとおりであった。

表3-II-9-1

	R3年度 (利用可能日数 212日)		R4年度 (利用可能日数 301日)		R5年度 (利用可能日数 313日)	
	利用日数	利用率	利用日数	利用率	利用日数	利用率
ホール	47	22.17%	81	26.19%	81	25.88%
中会議室	104	49.06%	160	53.16%	145	46.33%
小会議室	72	33.96%	154	51.16%	188	60.06%
和室	57	26.89%	104	34.55%	111	35.46%

表3-II-9-1を見ると、神奈川近代文学館のホール等の利用率が上昇傾向にあることが見て取れる。しかしながら、この上昇は、新型コロナウイルス感染症の位置付けが、令和5年5月より、感染症法上の2類相当から5類に移行したため、以前の水準に戻りつつあるに過ぎないと考えられる。特に、ホール、中会議室及び和室については、令和5年度の

利用率が 50%を下回っており、神奈川近代文学館のホール等の有効活用が十分とは言い難い。

したがって、県は、神奈川近代文学館のホール等の有効活用の観点から、各施設の利便性や広報を改善するなどして利用率の改善を図るよう、文学振興会に助言や必要な支援を実施する必要があると考えられる。

(意見 12) 神奈川近代文学館の利用率と有効活用について

文学振興会は、県の指定管理者として、神奈川県立神奈川近代文学館の管理に関する基本協定書第 8 条第 2 項に基づき、神奈川近代文学館のホール、中会議室、小会議室及び和室の利用の受付及び承認（取消しを含む。）に関する業務や利用案内に関する業務等を実施する必要がある。文学振興会が県に提出している事業計画「2 管理施設の運営に関する業務」(1) ホール等の利用の受付、利用の承認（取消しを含む。）に関する業務において、ホール等の利用の受付及び承認に関する業務の遂行に当たっては、利用者の利便を図るとともに、広報に努め、利用率の向上を図るものとしている。

そこで監査人は、文学振興会の過去 3 年間における事業報告で報告されている神奈川近代文学館のホール等の利用日数、指定管理事業・自主事業の利用日数及び利用可能日数に基づいて、その利用率を算出したところ、ホール等の利用率が上昇傾向にあることを確認した。しかしながら、この上昇は、新型コロナウイルス感染症の位置付けが、令和 5 年 5 月より、感染症法上の 2 類相当から 5 類感染症になったため、以前の水準に戻りつつあるに過ぎないと考えられる。特に、ホール、中会議室及び和室については、令和 5 年度の利用率が 50%を下回っており、神奈川近代文学館のホール等の有効活用が十分とは言い難い。

したがって、県は、神奈川近代文学館のホール等の有効活用の観点から、各施設の利便性や広報を改善するなどして利用率の改善を図るよう、文学振興会に助言や必要な支援を実施されたい。

10 県民ホールの利用状況について

(1) 県民ホールの利用率について

芸術文化財団は、令和 5 年度において、県民ホール、芸術劇場及び音楽堂の指定管理業務を実施している。

そこで監査人は、県民ホールの大ホールを例に利用状況を確認した。

ところで、県民ホールの利用料金の上限額は、神奈川県立県民ホール条例に基づいて、表 3-II-10-1 のように定められている。

表 3-II-10-1 県民ホールの利用料金の上限 (神奈川県民ホール条例別表第 1 より一部抜粋)

1 施設利用料金								
(1) ホール利用料金								
区分			平日			日曜日、土曜日及び休日		
			午前 9 時から 午後 0 時 30 分 まで	午後 1 時から 午後 4 時 30 分 まで	午後 5 時 30 分 から午後 9 時 まで	午前 9 時から 午後 0 時 30 分 まで	午後 1 時から 午後 4 時 30 分 まで	午後 5 時 30 分 から午後 9 時 まで
大ホール	利用に係る催し等について	徴収する入場料の額が 3,000 円を超える場合	193,600 円	254,100 円	284,350 円	217,800 円	326,700 円	326,700 円
	入場料を徴収する場合	徴収する入場料の額が 3,000 円以下の場合	145,200 円	193,600 円	205,700 円	157,300 円	242,000 円	242,000 円
	利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合		96,800 円	133,100 円	145,200 円	114,950 円	169,400 円	169,400 円
小ホール	利用に係る催し等について	徴収する入場料の額が 3,000 円を超える場合	44,770 円	61,710 円	68,970 円	52,010 円	76,210 円	76,210 円
	入場料を徴収する場合	徴収する入場料の額が 3,000 円以下の場合	33,870 円	47,170 円	49,610 円	37,510 円	55,650 円	55,650 円
	利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合		24,200 円	31,450 円	37,510 円	26,610 円	39,910 円	39,910 円
(2) リハーサル室利用料金								
区分			午前 9 時から 午後 0 時 30 分まで	午後 1 時から 午後 4 時 30 分まで	午後 5 時 30 分から 午後 9 時まで			
ホールの利用に伴って利用する場合			6,400 円	6,400 円	7,970 円			
ホールの利用に伴って利用する場合			12,810 円	12,810 円	15,970 円			

以外の場合			
-------	--	--	--

(3) 楽屋利用料金

区分		午前9時から 午後0時30分まで	午後1時から 午後4時30分まで	午後5時30分から 午後9時まで
大ホール	第1楽屋	2,650円	2,650円	2,650円
	第2楽屋	1,320円	1,320円	1,320円
	第3楽屋	1,320円	1,320円	1,320円
	第4楽屋	1,320円	1,320円	1,320円
	第5楽屋	1,320円	1,320円	1,320円
	第6楽屋	1,320円	1,320円	1,320円
	第7楽屋	1,320円	1,320円	1,320円
	第8楽屋	2,650円	2,650円	2,650円
小ホール	第1楽屋	1,320円	1,320円	1,320円
	第2楽屋	1,320円	1,320円	1,320円
特別室		1,320円	1,320円	1,320円

(4) ギャラリー利用料金

区分		午前9時から午後6時まで
第1展示室	利用に係る催し等について入場料を徴収する場合	8,840円
	利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合	5,680円
第2展示室	利用に係る催し等について入場料を徴収する場合	8,840円
	利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合	5,680円
第3展示室	利用に係る催し等について入場料を徴収する場合	10,390円
	利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合	7,010円
第4展示室	利用に係る催し等について入場料を徴収する場合	10,390円

	利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合	7,010 円
第5展示室	利用に係る催し等について入場料を徴収する場合	26,350 円
	利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合	17,520 円

(5) 会議室利用料金

区分	平日		日曜日、土曜日及び休日	
	午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで
大会議室	1時間につき	1時間につき	1時間につき	1時間につき
	3,500 円	4,960 円	4,960 円	5,420 円
小会議室	同	同	同	同
	530 円	840 円	840 円	950 円

(6) 駐車場利用料金

区分	1時間以内の場合		1時間を超える場合	
普通自動車	1台につき	470 円	1台最初の1時間につき	470 円 1台最初の1時間を超える時間 30分までごとに つき
大型自動車	同	1,070 円	同	1,070 円 同
				230 円 530 円

2 設備利用料金

(省略)

表 3-II-10-1 を見ると、大ホールは、平日と土・日・休日に区別し、かつ利用に係る催し等について入場料を徴収する場合の金額に区別して、利用する時間帯に応じた利用料金を設定している。

ここで、芸術文化財団が県に提出している令和5年度の指定管理業務実績報告書から大ホールの利用状況を抜粋すれば、表 3-II-10-2 のとおりである。

表 3-Ⅱ-10-2 令和5年度の大ホールの利用状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	29	31	366
休館日	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	0	0	5
利用対象外日数	4	5	4	2	2	1	3	2	0	8	3	2	36
利用可能日数(A)	26	26	26	29	29	29	28	28	29	20	26	29	325
利用日数(B)	21	20	20	21	26	28	27	23	25	15	21	24	271
主催利用日数	0	4	0	0	4	0	0	0	3	0	3	0	14
共催利用日数	1	0	0	0	4	5	4	2	3	4	1	3	27
特例利用日数	3	2	7	11	7	13	5	14	7	5	6	4	84
一般利用日数	17	14	13	10	11	10	18	7	12	6	11	17	146
利用率(B/A)%	80.7	76.9	76.9	72.4	89.6	96.5	96.4	82.1	86.2	75.0	80.7	82.7	83.3

(入手資料より監査人が作成)

一方、令和6年3月について、条例設定の利用枠ごとに、大ホールの利用申込書による利用実績を示したものが、表 3-Ⅱ-10-3 である。

表 3-Ⅱ-10-3 令和6年3月の大ホールの利用実績

		大ホール (3F~6F)		
		①9:00~12:30	②13:00~16:30	③17:30~21:00
R6.3.1	金			
R6.3.2	土	○	○	○
R6.3.3	日	○	○	○
R6.3.4	月	○	○	
R6.3.5	火			○

R6. 3. 6	水	○		
R6. 3. 7	木	○		
R6. 3. 8	金	○	○	○
R6. 3. 9	土	○	○	○
R6. 3. 10	日	○	○	○
R6. 3. 11	月	利用対象外		
R6. 3. 12	火			
R6. 3. 13	水	○	○	
R6. 3. 14	木			
R6. 3. 15	金	○	○	○
R6. 3. 16	土	○	○	
R6. 3. 17	日	○	○	○
R6. 3. 18	月	共催	共催	共催
R6. 3. 19	火	共催	共催	共催
R6. 3. 20	水 (祝)	共催	共催	共催
R6. 3. 21	木			
R6. 3. 22	金	○	○	○
R6. 3. 23	土	○	○	○
R6. 3. 24	日	○	○	○
R6. 3. 25	月	利用対象外		
R6. 3. 26	火	○	○	○
R6. 3. 27	水	○	○	○
R6. 3. 28	木	○	○	○
R6. 3. 29	金			
R6. 3. 30	土	○	○	
R6. 3. 31	日	○	○	○
集計		23	21	18
利用率は 71.2% = 利用枠 62 ÷ 全体枠 87				

○：当該枠に一般利用があったことを示す。共催：当該日に終日共催利用があったものと仮定している。

(入手資料より監査人が作成)

表 3-II-10-3 のとおり、条例設定の利用枠ごとに、利用申込書による利用実績を当てはめてみると、令和 6 年 3 月の大ホール利用率は 71.2% (= 実績枠 62 ÷ 利用枠 87) となる。これに対して、指定管理業務実績報告書における令和 6 年 3 月の大ホール利用率は 82.7% である。このように、10 ポイント以上の差異が生じる原因は、条例の設定枠が 1 日当たり 3 枠で設定しているにもかかわらず、指定管理業務実績報告書の利用率が 1 日 1 枠で設定し、

条例枠の一つでも利用があれば1日利用されているとして算定していることにある。

条例に基づく利用料金設定が、1日3枠とし、曜日や時間帯に応じて変動している趣旨に鑑みれば、芸術文化財団は、管理する県の全ての施設について、条例設定の利用枠ごとの利用実績によって利用率を算定し、もって管理施設の有効活用に資する方策に活用することが必要であると考えられる。

(意見 13) 県民ホールの利用率と有効活用について

県民ホールの大ホールについて、条例設定の利用枠ごとに、令和6年3月の利用申込書による利用実績を当てはめてみると、その利用率は71.2% (=62÷87) となる。これに対して、指定管理業務実績報告書における令和6年3月の大ホール利用率は82.7%である。このように、10ポイント以上の差異が生じる原因は、条例の設定枠が1日当たり3枠で設定しているにもかかわらず、指定管理業務実績報告書の利用率が1日1枠で設定し、条例枠の一つでも利用があれば1日利用されているとして算定していることにある。

条例に基づく利用料金設定が、1日3枠とし、曜日や時間帯に応じて変動している趣旨を鑑みれば、県は、全ての施設について、条例設定の利用枠ごとの利用実績によって利用率を算定し、もって管理施設の有効活用に資する方策に活用できるよう、芸術文化財団と調整されたい。

(2) 県民ホールの小会議室について

次に、監査人は県民ホールの会議室について、その利用状況を確認した。令和5年度の指定管理業務実績報告書から会議室の利用状況を抜粋すれば、表3-II-10-4のとおりである。

表3-II-10-4 令和5年度の会議室の利用状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	29	31	366
休館日	0	0	0	0	0	0	0	0	3	4	0	0	7
利用対象外日数	2	3	1	1	2	2	2	2	1	2	2	2	22
利用可能日数(A)	28	28	29	30	29	28	29	28	27	25	27	29	337
利用日数(B)	19	15	26	25	25	20	23	25	22	19	20	22	261
主催利用日数	0	1	1	8	5	2	0	0	3	1	3	1	25
共催利用日数	0	0	0	0	0	5	0	1	0	0	0	3	9
特例利	0	0	0	6	2	1	0	3	0	1	0	0	13

用日数													
一般利 用日数	19	14	25	11	18	12	23	21	19	17	17	18	214
利用率 (B/A)%	67.8	53.5	89.6	83.3	86.2	71.4	79.3	89.2	81.4	76.0	74.0	75.8	77.4

(入手資料より監査人が作成)

一方、令和6年3月について、条例設定の利用枠ごとに、会議室の利用実績を示したものが、表3-II-10-5である。

表3-II-10-5 令和6年3月の会議室の利用実績

		大会議室		小会議室		小会議室単独の可能性	
		①9:00~ 17:00	②17:00 ~22:00	①9:00~ 17:00	②17:00 ~22:00	①9:00~ 17:00	②17:00 ~22:00
R6.3.1	金	○					◆
R6.3.2	土					◆	◆
R6.3.3	日					◆	◆
R6.3.4	月	○					◆
R6.3.5	火	○					◆
R6.3.6	水	○	○				
R6.3.7	木	○					◆
R6.3.8	金	○					◆
R6.3.9	土	○		○			◆
R6.3.10	日	○	○	○	○		
R6.3.11	月	利用対象外					
R6.3.12	火	○					◆
R6.3.13	水	○					◆
R6.3.14	木	○					◆
R6.3.15	金	○					◆
R6.3.16	土					◆	◆
R6.3.17	日	○					◆
R6.3.18	月	共催	共催	共催	共催		
R6.3.19	火	共催	共催	共催	共催		
R6.3.20	水 (祝)	共催	共催	共催	共催		
R6.3.21	木					◆	◆

R6. 3. 22	金	○					◆
R6. 3. 23	土	主催	主催	主催	主催		
R6. 3. 24	日					◆	◆
R6. 3. 25	月	利用対象外					
R6. 3. 26	火	○					◆
R6. 3. 27	水	主催／○	○	主催			
R6. 3. 28	木	○	○	○	○		
R6. 3. 29	金	○					◆
R6. 3. 30	土					◆	◆
R6. 3. 31	日					◆	◆
集計		22	8	8	6	7	21
大会議室：利用率 51.7%＝利用枠 30÷全体枠 58							
小会議室：利用率 24.1%＝利用枠 14÷全体枠 58							

○：当該枠について一般利用があったことを示す。

共催：当該日に終日共催利用があったと仮定している。

主催：自主事業に伴う利用日を示す。

◆：小会議室が単独で利用可能と考えられる枠を示す。

(入手資料より監査人が作成)

表 3-II-10-5 を見ると、条例設定の全体枠 58 のうち、大会議室の利用枠が 30 枠であったことから、その利用率は 51.7% (=30÷58) となり、小会議室の利用枠が 14 枠であったことから、その利用率は 24.1% (=14÷58) となる。

小会議室の利用率が特に低い原因の一つが、小会議室の利用条件が単独での利用を認めず、大会議室と併用する場合のみ、その利用を認めていることが考えられる。監査人は、このような利用条件を設ける理由を質問したところ、芸術文化財団から「大会議室と小会議室は扉で往来可能な構造であり、また音が漏れ伝わる構造にあるため」との回答を得た。そうであれば、同時に異なる対象者に対して大小の会議室を同時に貸し出すことは適切とは言えないということは理解できる。

しかしながら、そもそも大会議室の利用率が 50%程度であることから、約半分の枠は小会議室のみの利用を希望する者に貸し出すことが可能であると考えられる。

表 3-II-10-5 を見ると、小会議室単独の利用が可能となる枠は、日中 7 枠と夜間 21 枠の合計 28 枠となる。監査人は令和 6 年 3 月以外の状況を確認していないが、表 3-II-10-5 から推定すると、大会議室の利用予定がない枠についてまで小会議室の利用を制限することは、公の財産の有効活用を図る観点から適切とはいえない。したがって、小会議室の単独利用を全面的に禁止する取扱いを見直す必要があると考えられる。

(意見 14) 県民ホールの小会議室の利用制限の見直しについて

県民ホールの会議室について、条例設定に基づいて利用枠を算定する全体枠は 58 である。このうち、令和 6 年 3 月の利用実績は、大会議室の利用枠が 30 枠で利用率は 51.7% ($=30 \div 58$)、また小会議室の利用枠が 14 で利用率 24.1% ($=14 \div 58$) となる。

小会議室の利用率が特に低い原因の一つが、小会議室の利用条件が単独の利用を認めておらず、大会議室と併用する場合のみ、その利用を認めていることが考えられる。このような利用条件を設ける理由を質問したところ、芸術文化財団から「大会議室と小会議室は扉で往来可能な構造であり、また音が漏れ伝わる構造にあるため」との回答を得た。そうであれば、同時に異なる対象者に対して大小の会議室を同時に貸し出すことは適切とは言えないということは理解できる。

しかしながら、そもそも大会議室の利用率が 50%程度であることから、約半分の枠は小会議室のみの利用を希望する者に貸し出すことが可能であると考えられる。

したがって、大会議室の利用予定がない枠についてまで小会議室の利用を制限することは、公の財産の有効活用を図る観点から適切とは言えない。したがって、県は、県民ホールの小会議室について、単独利用を全面的に禁止する取扱いを見直すよう、芸術文化財団と調整されたい。

Ⅲ 観光事業について

1 アンテナショップ運営業務委託事業について

(1) アンテナショップ「かながわ屋」運営委託について

令和5年度アンテナショップ運営業務委託契約書第1条によれば、契約金額は23,565千円である。当該金額には消費税及び地方消費税額2,142千円が含まれているとのことから、税抜の契約金額は、21,423千円となる。この契約金額の根拠は、次のとおり、アンテナショップ運営業務委託契約の委託業者である公益社団法人神奈川県観光協会（以下「観光協会」という。）から提出された見積書である。

令和5年 3月 22日				
令和5年度アンテナショップ運営業務委託 見積書				
神奈川県知事 殿			横浜市中区山下町1番地 公益社団法人 神奈川県観光協会 会 長	
項目	単価	数量	金額	備考
什器等リース料（冷凍ケース）				
什器等リース料（棚什器）				
什器等リース料（座席用什器）				
什器等リース料（カウンター他）				
レジレンタル料				
通信運搬費				
消耗品費				
広告宣伝費				パンフレット、チラシ等作成費 宣伝用動画放映用機器代
店長賃金				
副店長賃金				
アルバイト賃金				
宣伝販売促進員賃金				
県内巡回検査代				
管理運営費				事務費他
小計			21,423,402 円	
消費税			2,142,340 円	
合計			23,565,742 円（税込）	
※契約期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日				
※契約希望金額：23,565,742円×100/110=21,423,402円				
本件にかかる責任者及び担当者				E 7

この見積書において、広告宣伝費、腸内細菌検査代及び管理運営費を除くリース料、人件費等の運営経費の2分の1の金額が契約の希望金額とされている。この希望金額を消費税等課税区分の観点からまとめると表3-Ⅲ-1-1のとおりである。

表3-Ⅲ-1-1 見積書の消費税等課税区分まとめ

(単位：千円)

摘要	金額	消費税等課税区分
人件費	14,331	不課税
広告宣伝費	4,740	課税
リース料等	930	課税
その他経費	1,422	課税
合計	21,423	

アンテナショップの運營業務を委託することが契約内容であるが、実際には運営経費等の一部を負担することが主な内容となっている。

そこで、監査人は観光協会にとって、アンテナショップ「かながわ屋」の位置付けは、どのようなものであるかを考察することとした。

観光協会の目的は、定款第3条によって「神奈川県における観光及び物産等の紹介宣伝並びに観光客誘致に関する事業を行い、もって観光及び物産にかかる事業の健全な発展及び改善を図り、地域経済の振興及び文化の発展に寄与する」としている。また、その目的達成のための事業として、定款第4条の(3) 県内の物産の展示及び普及啓発、(5) 観光及び物産関係の団体及び機関との提携及び連絡調整、(12) 名産品・特産品の販売を掲げている。そうであるならば、観光協会が県から受託しているアンテナショップ「かながわ屋」の運営そのものが観光協会の事業の1つであると考えられる。

【観光協会の定款より一部抜粋】

(目的)

第3条 この法人は、神奈川県における観光及び物産等の紹介宣伝並びに観光客誘致に関する事業を行い、もって観光及び物産にかかる事業の健全な発展及び改善を図り、地域経済の振興及び文化の発展に寄与するとともに、国民の観光レクリエーション活動の充実及び国際観光を通じての国際間の相互理解の増進その他運輸に関する観光の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の公益目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光の紹介宣伝並びに観光客誘致
- (2) 観光情報の収集及び提供

- (3) 県内の物産の展示及び普及啓発
 - (4) 観光美化の推進
 - (5) 観光及び物産関係の団体及び機関との提携及び連絡調整
 - (6) 観光事業従事者の資質の向上及び接遇改善の指導
 - (7) 外国人旅行者の受入体制の整備
 - (8) 旅行業及び観光案内
 - (9) 観光客のための案内所・休憩所の運営
 - (10) 駐車場の運営及び管理
 - (11) 旅行サービス手配業
 - (12) 名産品・特産品の販売
 - (13) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項第1号から第4号、第12号及び第13号の事業については、本邦及び海外において行い、同項第5号から第11号の事業については、神奈川県において行うものとする。

アンテナショップ「かながわ屋」の運営は、形式的には受託者である観光協会が県から受託して実施しているが、実質的には観光協会の主たる事業そのものの一つであることから、観光協会が運営するアンテナショップの経費の一部を県が補助しているものと解釈することができる。このように解釈した場合、県が負担している委託金額は、実質的には「かながわ屋」の運営経費に対する補助金等の交付であると考えられる。仮に県が今後は補助金等として交付した場合、交付する金額は、補助金等の対象となる観光協会側での運営経費について消費税等が課税された金額となるが、この運営経費のうち人件費は消費税等が課税されないことから、現在の契約内容と比べると人件費に係る消費税等相当額だけ県の負担額が少なくなるものと考えられる。

以上のことから、県は、アンテナショップ運営管理について、補助金等の交付とするか委託費用の支払いとするかを再検討するとともに、それぞれの選択に応じて、その支払金額を見直すことが必要であると考えられる。

(意見 15) アンテナショップ運営委託の見直しについて

アンテナショップ「かながわ屋」の運営管理は、形式的には受託者である観光協会が県から受託して実施しているが、実質的には観光協会の主たる事業そのものの一つであることから、観光協会が管理運営するアンテナショップの経費の一部を県が補助しているものと解釈することができる。このように解釈した場合、県が負担している委託金額は、実質的には「かながわ屋」の運営経費に対する補助金等の交付であると考えられる。仮に県が今後は補助金等として交付した場合、交付する金額は、補助金等の対象となる観光協会側での運営

経費について消費税等が課税された金額となるが、この運営経費のうち人件費は消費税等が課税されないことから、現在の契約内容と比べると人件費に係る消費税等相当額だけ県の負担額が少なくなるものと考えられる。

したがって、県は、アンテナショップ運営管理について、補助金等の交付とするか委託費用の支払いとするかを再検討するとともに、それぞれの選択に応じて、その支払金額の見直しをされることとされたい。

(2) アンテナショップとしての立地について

県における観光課題の一つである「地域の産品を活用した情報発信」の具体的な施策の一つとして「アンテナショップを拠点とした情報発信」を掲げている。第5期神奈川県観光振興計画には、下記のとおり記載されている。

【第5期神奈川県観光振興計画より一部抜粋】

本県のアンテナショップ「かながわ屋」で、県産品の情報発信や消費者ニーズを把握することにより、県産品の発掘・磨き上げを行い県産品の振興に取り組みます。また、多様な関係者と連携して地域の産品のプロモーション等を行い、本県の魅力を発信します。

「かながわ屋」は、JR横浜駅に隣接したそごう横浜店の地下2階食料品売場の奥の中央に位置しており、アクセスが非常に良い。そごう横浜店地下2階及び「かながわ屋」利用者に対する人流に係る情報が入手できないことから、利用者がどのような地域に居住しているか、どのような目的で利用しているか等の属性が分からなかった。もちろん、その立地の利便性から相当数の人流があることは容易に想像することができる。また、監査人が「かながわ屋」を視察した際、平日にもかかわらず、そごう横浜店地下2階には相当数の利用客がいたことから、アンテナショップとしての立地としては問題がないと考えられる。

「かながわ屋」に来店する利用者の多くは鉄道を利用して横浜に来る方と考えられるが、例えば、県内に観光で来る方の交通手段を電車に限らず、自家用車及び観光バス等の自動車も多いと想定すれば、アンテナショップの立地の候補地としては、県内外の高速道路SAやPA、道の駅、空港等も考えられる。

空港に出店するためには予算のハードルが高いものと考えられるが、県内外の道の駅を利用することは、予算上の実現可能性が高く、費用対効果も期待できると考えられる。

道の駅は、道路利用者のための「休憩機能」、道路利用者や地域の方々のための「情報発信機能」、そして「道の駅」をきっかけに町と町とが手を結び活力ある地域づくりを共に行うための「地域の連携機能」、の三つの機能を併せ持つ施設として誕生した。近年では、三つの機能に加え、観光・防災などの多様な機能を備えた地方創生の拠点であるとの位置付けとなっている。

現在、県内には、図 3-III-1-1 のとおり、道の駅が四か所存在する。

- ① 道の駅「箱根峠」 神奈川県足柄下郡箱根町
 - ② 道の駅「山北」 神奈川県足柄上郡山北町
 - ③ 道の駅「清川」 神奈川県愛甲郡清川村
 - ④ 道の駅「足柄・金太郎のふるさと」 神奈川県南足柄市
- (道の駅「湘南ちがさき」が令和7年7月に開所予定)

図 3-III-1-1



(県HPより監査人が作成)

このうち、「箱根峠」及び「山北」は県土整備局道路部が管理し、町が運営を行っている。観光課が所管する施設ではないため、今までアンテナショップとして利用はされていなかったようであるが、新たにアンテナショップを開設すれば、道の駅としての機能を高めると

ともに、県の観光事業の有効性を高めるという相乗効果を期待することができる。したがって、観光事業の有効性の観点から、現在アンテナショップを運営している観光協会と調整のうえ、道の駅の運営を行っている町や施設を管理している県土整備局と協議し、関係者で連携することによって、道の駅に新たにアンテナショップを設けることを検討すべきである。

(意見 16) アンテナショップの新たな立地について

県のアンテナショップは横浜駅に隣接するそごう横浜店地下2階「かながわ屋」一か所である。「かながわ屋」に来店する利用者の多くは鉄道を利用して横浜に来る方と考えられるが、例えば、県内に観光で来る方の交通手段を電車に限らず、自家用車及び観光バス等の自動車も多いと想定すれば、アンテナショップの立地の候補地としては、県内外の高速道路SAやPA、道の駅、空港等も考えられる。

現在、県内には、道の駅が四か所存在し、このうち「箱根峠」及び「山北」の二か所については県土整備局道路部が管理し、町が運営を行なっている。観光課が所管する施設ではないため、今までアンテナショップとして利用されていなかったようであるが、新たにアンテナショップを開設すれば、道の駅としての機能を高めるとともに、県の観光事業の有効性を高めるという相乗効果を期待することができる。したがって、観光事業の有効性の観点から、現在アンテナショップを運営している観光協会と調整のうえ、道の駅の運営を行っている町や施設を管理している県土整備局と協議し、関係者で連携することによって、道の駅に新たなアンテナショップを設けることを検討されたい。

2 観光の核づくり推進費補助事業について

観光の核づくり推進費補助事業の募集、申請及び交付手続について、関係書類を閲覧するとともに、県担当者に質問を実施した。この事業は、横浜、鎌倉、箱根に次ぐ国際観光地の創出に向けたネクストステージとして、観光の核づくり地域である城ヶ島・三崎、大山、大磯の三つの地域における民間事業者と連携した主体的かつ効果的な取組等に対して補助するものであり、城ヶ島・三崎地域（三浦市）、大山地域（伊勢原市、秦野市、厚木市）、大磯地域（大磯町）が対象である。

「令和5年度観光の核づくり推進補助金実績報告書」に基づいて、主な事例を挙げると下記のとおりである。

- ① 二町谷浮棧橋第1号、第2号 給電給水設備整備事業
- ② 「地域通訳案内士制度」の導入・活用によるインバウンド受入体制整備事業
- ③ ヤビツ峠を中心とした登山ツアー
- ④ サイクリング観光推進
- ⑤ 新たな風物詩イベント「大磯まつり」実施事業

など

ソフト及びハード面での推進等様々なものがあるが、上記①のようなハード面での整備を伴う事業の場合には、固定資産の取得を伴うものもある。交付要綱では、第 19 条（財産の管理）において「補助事業により取得し又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業の完了後も、取得財産等管理台帳を備え、その保管状況を明らかにし、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。」と定めている。

そこで、取得財産等管理台帳の様式の有無を質問したところ、以下の回答を得た。

【県の回答】

所定のものではなく、補助金受領者が「善良なる管理者の注意」をもって任意の様式に基づき管理すべきことを求めており、当該管理台帳の提出も求めていない。

補助金により取得した財産等については、補助金の対象となる事業目的達成のために使用することを前提としており、他の目的のために利用等することを制限している。以下のとおり、補助金の交付等に関する規則第 17 条において財産の処分の制限の規定がなされ、交付要綱第 20 条において処分の制限が必要な財産の種類及び期間について具体的に定めている。

【交付要綱より一部抜粋】

（財産の処分の制限）

第 20 条 規則第 17 条ただし書きの規定により知事が定める期間並びに同条第 2 号及び第 3 号の規定により、知事が定める財産の種類は、次のとおりとする。

財産の種類	期間
(1) 不動産及びその従属物	10 年
(2) 上記以外のもの	5 年（ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）において、耐用年数が 5 年未満のものはその年数とする。）

2 補助対象者は、規則第 17 条に規定する知事の承認を受けようとする場合は、観光の核づくり推進補助金財産処分承認申請書（第 14 号様式）を知事に提出するものとする。

3 規則第 17 条の規定により、知事の承認を得て処分したことにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

【補助金の交付等に関する規則より一部抜粋】

（財産の処分の制限）

第 17 条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、補助事業者等が交付を受けた補助金等の全部に相当する金額を県に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して知事が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 機械及び重要な器具で知事が別に定めるもの
- (3) その他知事が補助金等の交付の目的を達成するために特に必要があると認めて別に定めるもの

【「交付の条件」より一部抜粋】

補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄することはできません。ただし、次に掲げる期間を経過した場合はこの限りではありません。

- (1) 不動産及びその従属物 10 年
- (2) 取得価格が 50 万円以上のもの 5 年

また、補助金を財源に事業者が取得した財産等について、県でリストアップした管理台帳等が存在するか確認したところ、そのような資料は県にない旨の回答を得た。

しかしながら、上記のように、補助金により取得した不動産及びその従物の処分の制限期間が 10 年とされていること、また取得価格が 50 万円以上の財産の処分制限が原則 5 年とされていることから、当該事業者は補助金により取得した財産とそれ以外の財産を区別して管理しなければならないとともに、県は、その管理・処分の状況を把握するために管理台帳等を整備することが必要であると考えられる。

なお、他の地方自治体では、補助金を財源に事業者が取得した財産等について、「取得財産等管理台帳」の様式を準備している事例が存在する。その一例は、次のとおりである。

【事例】

取得財産等管理台帳										
区分	財産の名称	仕様	数量	単価 (円)	取得価額 (円)		取得年月 日	処分制限 期間 (耐 用年数)	施設・設 置・保管 場所	備 考
					うち補助 金相当額 (円)	補助率 (%)				

注1 区分については、取得した財産が不動産及びその従物の場合は「不動産」、50万円以上の機械、器具、その他備品の場合は「備品」と記載してください。
 2 財産名については、取得した財産の名称を記載してください。
 3 仕様については、規格や機種、規模（大きさ、長さ）など特徴を記載してください。
 4 数量については、同一規格であれば一括して記載して差し支えありませんが、単価が異なる場合には区別して記載してください。
 5 うち補助相当額については、取得金額に事業終了時に確定した補助率（補助対象経費に占める補助金の割合）を乗じた金額を記載してください。
 6 取得年月日については、工事等の完了確認をした年月日もしくは納入年月日を記載してください。
 7 耐用年数については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を記載してください。
 8 当該財産の処分等にあたって補助金の返還を必要とする場合は、残存価格をもとに返還額を算定することとする。

さて、監査人は観光の核づくり推進費補助事業により事業者が取得した財産等について、その実態を把握するため、令和2年度から令和5年度までの実績報告書を入手し、その内容を検討したところ、下記の事項が検出された。

【令和2年度観光の核づくり推進補助金実績報告書より一部抜粋】

所在地
申請者名
代表者職・氏名

令和2年度観光の核づくり推進補助金実績報告書

令和2年10月13日付け国文総第10055号で補助金の交付決定を受け、令和2年12月16日付け 国文総第1783号で変更交付決定を受けた観光の核づくり推進補助金に係る二町谷北公園整備事業の実績について、次のとおり報告します。

1 実施結果

実施事業の名称	二町谷北公園整備事業
実施内容	二町谷地区に新しい人の流れを作るため、ヴィラ、コンドミニアム、スモールホテル、浮棧橋などの施設利用者が訪れるだけでなく、観光客等が気軽に立ち寄ることのできるパブリックな居心地の良い空間として、二町谷北公園を整備した。

※ 別途、成果物等を証するもの、写真を添付すること。

2 補助事業の実績

- (1) 交付決定額 20,000,000 円
 (2) 実績額 20,000,000 円
 (3) 不要額 0 円

[実績額の内訳]

費用の内容		費用
補助 対象 経費	二町谷北公園整備工事費	40,000,000 円
		円
		円
	計 (A)	40,000,000 円
外 経費 補助 対象		円
		円
		円
	計 (B)	円
総事業費 (A+B)		40,000,000 円
補助対象経費 (Aの2分の1)		20,000,000 円

上記の内訳では二町谷北公園整備工事費のみが記載されており、取得した財産が明確ではない。そこで実績報告書の添付資料として提出された当該工事に係る内訳書を確認したところ、下記のとおり、財産に該当するものが含まれていた。

(単位：千円)

項目	金額
ロングベンチ	1,593
メッシュフェンス	2,229
樹木等の植栽	17,693

(注) 上記金額は直接費のみで工事管理等の間接経費の配賦はしていない。

【令和3年度観光の核づくり推進補助金実績報告書より一部抜粋】

所在地□□
 申請者名□
 代表者職・氏名□

←
 令和3年度観光の核づくり推進補助金実績報告書←

←
 令和3年12月7日付け□国文総第10165号で補助金の交付決定を受けた観光の核づくり推進補助金に係る二町谷北公園第二期整備事業の実績について、次のとおり報告します。←
 ←

【令和4年度観光の核づくり推進補助金実績報告書より一部抜粋】

所在地□□
 申請者名□
 代表者職・氏名□

令和4年度観光の核づくり推進補助金実績報告書

令和4年8月24日付け□国文総第10034号で補助金の交付決定を受けた観光の核づくり推進補助金に係る二町谷土地利用トレーラーハウス整備事業の実績について、次のとおり報告します。

1 実施結果

実施事業の名称	二町谷土地利用トレーラーハウス整備事業
実施内容	<p>昨年度は、二町谷地区北側及び西側にある浮棧橋利用者のためのレストルーム及びレセプション施設としてトレーラーハウスを整備した。</p> <p>今年度は、飲食の提供を中心とした多様なサービスを展開するトレーラーハウスを1台整備し、国家戦略特区である当土地が目指す開発と、そのターゲットである富裕層に向けたブランディングのため、サービス提供の充実を図り、新たな集客や地域活性化につながる取組を行った。</p>

※別途、成果物等を証するもの、写真を添付すること。

2 補助事業の実績

(1) 交付決定額 □□10,000,000円

(2) 実績額 □□□10,000,000円

(3) 不要額 □□□□□□□□□□□□□□0円

〔実績額の内訳〕

費用の内容		費用
補助対象経費	二町谷土地利用トレーラーハウス整備費	20,000,000円
		円
	計(A)	20,000,000円
補助対象外経費	二町谷土地利用トレーラーハウス整備費	1,996,200円
		円
	計(B)	1,996,200円
総事業費(A+B)		21,996,200円
補助対象経費(Aの2分の1)		10,000,000円

上記の実績報告書から取得した財産はトレーラーハウス 1 台と判断される。

(単位：千円)

項目	金額
トレーラーハウス	21,996

【令和 5 年度観光の核づくり推進補助金実績報告書より一部抜粋】

所在地□□
申請者名□
代表者職・氏名□

←
令和 5 年度観光の核づくり推進補助金実績報告書←

←
令和 5 年 12 月 15 日付け□国文総第 10049 号で補助金の交付決定を受けた観光の核づくり推進補助金に係る□□□事業の実績について、次のとおり報告します。←

←
1 □実施結果←

実施事業の名称←	← 二町谷浮棧橋第 1 号、第 2 号 給電給水設備整備事業←
実施内容←	← 二町谷浮棧橋第 1 号、第 2 号を本格供用するためには給電給水サービスが必要であることから、給水給電設備の整備を行う。← 今後、海の玄関口としての機能を充実させることで富裕層をターゲットとした新たなイベントの実施などによる、更なるブランディングを進めるとともに、既存産業の新たなビジネスチャンスの創出等を図り、国家戦略特区の目的である国際経済活動の拠点の形成の一助とする。←

□※□別途、成果物等を証するもの、写真を添付すること。←

2 □補助事業の実績←

(1) □交付決定額□□ 1 0, 0 0 0, 0 0 0 □円←

(2) □実績額□□□□ 1 0, 0 0 0, 0 0 0 □円←

(3) □不要額□□□□□□□□□□□□□□ 0 □円←

上記実績額の内容より、補助対象及び補助対象外経費の全額が財産（給水給電設備）である。

(単位：千円)

項目	金額
給水設備	15,971
給電設備	43,510

上記のとおり、令和2年度から令和5年度までに係る観光の核づくり推進補助金実績報告書を確認したところ、実績報告書の記載のみでは、補助金によって取得した財産の有無及びその明細が不明確であることが判明した。取得財産の有無及び明細が不明確であることは、実績報告書にそのことを明示する様式となっていないことが原因であると考えられる。このような状況では財産の使用を制限することの実効性を損なう恐れがあることから、実績報告書の様式「実績額の内訳」に「不動産及びその従属物」及び「取得価格が50万円以上のもの」の欄を追加するなど実績報告書の様式を見直すことが必要であると考えられる。

(意見 17) 観光の核づくり推進補助金実績報告書の様式の見直しについて

補助金により事業者が取得した財産については、補助対象となる事業目的達成のために使用することを前提としており、他の目的のために利用することや財産の処分を制限している。そこで、令和2年度から令和5年度までの観光の核づくり推進補助金実績報告書を確認したところ、そこには取得した財産が具体的に明示されていなかった。したがって、事業経費に係る見積書等を精査しなければ、補助金により取得した財産を把握することができない状況である。

このような状況では財産の使用を制限することの実効性を損なう恐れがあることから、実績報告書の様式「実績額の内訳」に「不動産及びその従属物」及び「取得価格が50万円以上のもの」の欄を追加するなど実績報告書の様式を見直すこととされたい。

(意見 18) 「取得財産等管理台帳」の様式の見直しについて

補助金を財源に事業者が取得した財産等について、県ではリストアップした管理台帳等が存在するか確認したところ、そのような資料は存在しない旨の回答を得た。事業者には善良な管理者として注意義務があり、取得財産等の管理については補助事業者の責任において管理しなければならないというのが、その理由である。しかしながら、補助金により取得した不動産及びその従属物の処分の制限期間が10年とされていること、また、取得価格が50万円以上の財産の処分制限が原則5年とされていることから、当該事業者は補助金により取得した財産とそれ以外の財産を区別して管理しなければならないとともに、県は、その管

理・処分の状況を把握するために管理台帳等を整備することとされたい。

3 津久井湖観光センターについて

津久井湖観光センターの建物は、その取得日が昭和43年10月31日である。新耐震基準を織り込んだ建築基準法は昭和56年であり、津久井湖観光センターの建物はそれ以前に取得している。そこで、耐震診断の実施の有無を質問したところ、令和2年7月に耐震診断を実施している旨の回答を得た。しかしながら、監査人が建物台帳を確認したところ、「耐震診断実施年度」欄に記載がないことが判明した。

【津久井湖観光センターの概要】

津久井湖観光センターは、津久井湖城山公園「花の苑地」に立地し、津久井湖が一望でき、地域の名産品から新鮮な地場野菜などを販売している。



(県HPより抜粋)



(県HPより抜粋)

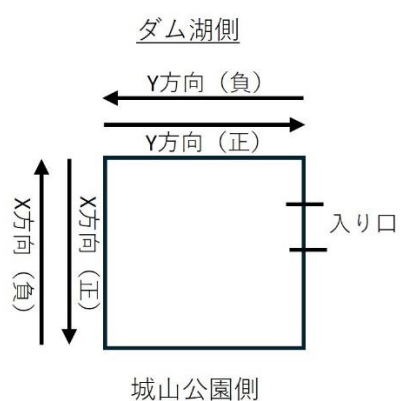
【津久井湖観光センターの耐震診断結果の概要】

- ・ 調査時期：令和2年7月
- ・ 調査事業者：有限会社 水谷建築設計事務所
- ・ 診断結果：以下、一部抜粋

第 2 次 診 断

Y 方 向 (正 加 力 : 西 → 東)												
階	$\frac{(n+1)}{(n+i)}$	C	F	F _u	E _o	S _D	T	I _s	I _{so}	I _s /I _{so}	C _{TU} ・S _D	判 定 ※)
2	0.750	1.41	1.00	1.00	1.054	0.687	0.900	0.65	0.60	1.08	0.72	Ⅲ
1	1.000	0.41	0.80	0.80	0.325	0.676	0.900	0.19	0.60	0.32	0.27	I

Y 方 向 (負 加 力 : 東 → 西)												
階	$\frac{(n+1)}{(n+i)}$	C	F	F _u	E _o	S _D	T	I _s	I _{so}	I _s /I _{so}	C _{TU} ・S _D	判 定 ※)
2	0.750	1.37	1.00	1.00	1.030	0.698	0.900	0.64	0.60	1.07	0.71	Ⅲ
1	1.000	0.40	0.80	0.80	0.323	0.701	0.900	0.20	0.60	0.33	0.28	I



診断結果によれば、津久井湖観光センターの1階部分についてY方向に係るI_s値が正加力について0.19、負加力について0.20であった。この数値は一般財団法人日本耐震診断協会HPにおける「耐震診断の基準」(表3-Ⅲ-3-1参照)の解説によると、I_s値が0.3未満の場合、震度6～7程度の地震に対して「倒壊、又は崩壊する危険性が高い」という区分に該当することとなる。

表 3-III-3-1

耐震診断の基準 (is値)

is値とは構造耐震指標のことをいい、地震力に対する建物の強度、靱性（じんせい：変形能力、粘り強さ）を考慮し、建築物の階ごとに算出します。「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」の告示（平成18年度国土交通省告示 第184号と185号）により、震度6～7程度の規模の地震に対するis値の評価については以下の様に定められています。

is値が0.6以上	倒壊、又は崩壊する危険性が低い
is値が0.3以上 0.6未満	倒壊、又は崩壊する危険性がある
is値が0.3未満	倒壊、又は崩壊する危険性が高い

（一般財団法人日本耐震診断協会 HP より転載）

この結果に対する対応を県に質問したところ、以下の回答を得た。

【県の回答】

県有地の有効活用及び県有施設の適正配置等の全庁的な調整を行うことを目的とした県有地・県有施設利用調整会議を令和2年11月24日に実施しました。

当初の調整では、耐震強度不足の判明に伴い施設の「改修改善」（耐震補強）の方向性で検討しておりましたが、相模原市への移譲も検討していたため、会議では方向付けを保留し、相模原市と方針を整理したうえで改めて審議することとしました。

また、その後の県と相模原市との調整経緯を質問したところ、以下の回答を得た。

【県の回答】 県及び相模原市の調整経緯

年 月	内 容
令和2年7月	耐震診断調査結果が判明
令和2年8月	三者（県、相模原市、津久井観光協会）での意見交換 ⇒耐震診断調査結果を受け、三者で協議したが、結果として安全対策を施したうえで、現行施設での営業継続となった。
令和2年11月	県有地・県有施設利用調整会議 ⇒方向付けを保留し、相模原市と方針を整理したうえで改めて審議することとなった。

令和3年2月～令和6年7月	相模原市と施設移譲に向けた協議を実施
令和6年7月	相模原市に、安全面を考慮し令和6年度末をもって、貸し出しを終了する旨を伝達

令和2年8月の三者による意見交換後、現在に至るまで耐震補強等の改修工事がなされないまま営業が継続されている。施設の対策は、令和2年9月に「津久井湖観光センター地震対応マニュアル」を整備して、「震度5強以上」の地震が発生した場合の施設利用者安全確保に備えることである。

当該施設には不特定多数の利用者が存在することから、その利用者に耐震診断調査結果を周知させるべきである。この点を質問したところ、法令上は公表が必要な施設に該当しないため耐震診断調査結果を公表していないが、物産を販売する観光協会や店舗のスタッフには施設の耐震が不足していることを周知のうえ、安全対策として当該マニュアルを作成するとともに、2階の休憩スペースを閉鎖した旨の回答を得た。

当該マニュアルには、①想定規模、②緊急地震速報が発表された場合（初動対応）、③地震発生時の対応（「震度5強以上」の地震が発生した場合）、④大きな揺れが収まったら、及び⑤センターで地震が発生した場合の危険性の5項目について記載がなされており、地震が発生した場合には、建物内で安全確保をすることが前提となっている。

しかしながら、耐震診断調査結果からすれば、震度6以上の地震が発生した場合、建物自体が倒壊又は崩壊する可能性が高いことになる。したがって、当該マニュアルでは震度6以上の地震が発生した場合に安全が確保されないものと考えられる。

ここで、令和2年7月以降に日本で発生した震度5強以上の地震について調べると、表3-III-3-2のとおり、29回も発生している。このうち震度6弱以上は8回である。

表3-III-3-2 令和2年7月以降に日本で発生した震度5強以上の地震

	発生日	震源地	マグニチュード	最大震度
1	令和6年8月8日	日向灘 宮崎の東南東30km付近	M7.1	6弱
2	令和6年6月3日	石川県能登地方	M6.0	5強
3	令和6年4月17日	豊後水道	M6.6	6弱
4	令和6年1月6日	能登半島沖	M4.3	6弱
5	令和6年1月6日	石川県能登地方	M5.4	5強
6	令和6年1月3日	石川県能登地方	M5.6	5強

7	令和6年1月3日	石川県能登地方	M4.9	5強
8	令和6年1月2日	能登半島沖	M4.6	5強
9	令和6年1月1日	石川県能登地方 輪島の南南西20km付近	M5.7	5強
10	令和6年1月1日	石川県能登地方 輪島の南南西20km付近	M6.1	5強
11	令和6年1月1日	石川県能登地方 輪島の東北東30km付近	M7.6	7
12	令和6年1月1日	石川県能登地方	M5.7	5強
13	令和5年5月11日	千葉県南部	M5.2	5強
14	令和5年5月5日	石川県能登地方	M5.9	5強
15	令和5年5月5日	石川県能登地方	M6.5	6強
16	令和4年11月9日	茨城県南部	M4.9	5強
17	令和4年8月11日	宗谷地方北部	M5.4	5強
18	令和4年6月20日	石川県能登地方	M5.0	5強
19	令和4年6月19日	石川県能登地方	M5.4	6弱
20	令和4年3月18日	岩手県沖	M5.6	5強
21	令和4年3月16日	福島県沖 牡鹿半島の南南東60km付近	M7.4	6強
22	令和4年1月22日	日向灘	M6.6	5強
23	令和4年1月4日	父島近海	M6.1	5強
24	令和3年12月9日	トカラ列島近海	M6.1	5強
25	令和3年10月7日	千葉県北西部	M5.9	5強
26	令和3年10月6日	岩手県沖	M5.9	5強
27	令和3年5月1日	宮城県沖	M6.8	5強
28	令和3年3月20日	宮城県沖 牡鹿半島の北東20km付近	M6.9	5強
29	令和3年2月13日	福島県沖	M7.3	6強

(日本気象協会の地震情報により監査人が作成)

県は、津久井湖観光センターについて、令和6年7月に相模原市に、安全面を考慮し令和6年度末をもって貸し出しを終了する旨を伝達したとのことであるが、当該施設について、県は抜本的な対策を早急に講ずる必要がある。

(意見 19) 津久井湖観光センター建物台帳「耐震診断実施年度」欄の是正について

津久井湖観光センターの建物は、その取得日が昭和 43 年 10 月 31 日である。新耐震基準を織り込んだ建築基準法は昭和 56 年であり、津久井湖観光センターの建物はそれ以前に取得している。そこで、耐震診断の実施の有無を質問したところ、令和 2 年 7 月に耐震診断を実施している旨の回答を得た。しかしながら、監査人が建物台帳を確認したところ、「耐震診断実施年度」欄に記載がないことが判明した。ただし、監査期間中には是正措置が講じられ問題は払拭しているが、今後、台帳への記載は正確かつ適時になされることに留意願いたい。

(指摘 3) 津久井湖観光センター耐震性問題の抜本的かつ早急な対応について

津久井湖観光センターの建物は、令和 2 年 7 月の耐震診断の結果、震度 6 以上の地震で倒壊又は崩壊の可能性が高い。診断結果直後の方針は耐震補強であったが、その後、相模原市への移譲で調整がなされたことから、耐震補強が保留された現在も、相模原市と調整中である。

物産を販売する観光協会や店舗のスタッフには施設の耐震が不足していることを周知のうえ、安全対策として地震対応マニュアルを作成するとともに、2 階の休憩スペースを閉鎖しているが、建物 1 階の店舗等は現在も利用されていることから、非常に危険な状態にある。

令和 6 年 7 月には相模原市に、安全面を考慮し令和 6 年度末をもって貸し出しを終了する旨を伝達したとのことであるが、当該施設について、県は抜本的な対策を早急に講じられたい。

IV スポーツ事業について

1 スポーツセンターの利用状況について

スポーツセンターは、昭和 28 年、藤沢市から陸上競技場等の移管を契機に周辺用地等を買収し、サッカー場、バレーボールコートの新設を行い、昭和 30 年に県営藤沢総合運動場として発足した。その後、昭和 43 年に室内体育施設及び各種研究室等が完成したことに伴い総合的体育施設として「県立体育センター」が設置された。平成 28 年より施設再整備が開始され、再整備終了後の令和 2 年 4 月に「スポーツセンター」に改称して供用開始を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため供用開始を延期し、7 月（21 日）から団体利用、9 月（1 日）から個人利用へ感染防止対策を講じた上で供用を開始した。

そのため、オープン直後にコロナ禍の影響による利用制限から再整備後の利用者数は低調のまま推移し、コロナの収束とともに徐々に回復し、年度ごとの利用者数は次のとおりとなっている。

令和 2 年度	81,869 人
令和 3 年度	182,154 人
令和 4 年度	300,580 人
令和 5 年度	301,452 人（アリーナ 1 は令和 5 年 10 月以降改修のため閉鎖中）

令和 5 年度はアリーナ 1 が改修のため半年間使用できなかったものの、令和 4 年度と同様に約 30 万人超の利用者数があり、今後、アリーナ 1 の改修が完了すれば利用者数はさらに増加することが予測される。

このような状況において、令和 5 年度のスポーツセンター費は当初予算 561,520 千円に対して実績は 491,984 千円であった。減額となったのは、スポーツセンター維持運営費のうち光熱水費が 62,536 千円の執行残となったためであり、その理由は宿泊棟の利用者が少なかったことが影響している。

令和 5 年度のスポーツセンター費 491,985 千円を総利用者 301,452 人で割ることにより、利用者一人当たりコストは、1,632 円/人と推計することができる。利用率が低い施設の利用者数を増やすことによって、スポーツセンターの利用者一人当たりコストをさらに低く抑えれば、より費用対効果を高めていくことができる。

そこで、令和 5 年度の月別の利用人数報告書を見たところ、各施設の利用日数及び利用率は表 3-IV-1-1 のとおりであった。

表 3-IV-1-1 令和 5 年度におけるスポーツセンターの各施設の利用日数及び利用率

施設		利用日数	利用率
アリーナ 1 (令和 5 年 10 月以降)	メインフロア	151 日	96.1%
	サブフロア	108 日	68.7%

は改修に入り、営業日数は157日)	会議室	63日	40.1%
	研修室	65日	41.4%
アリーナ2 (営業日数307日)	メインフロア	297日	97.0%
	放送選手控室	68日	22.1%
	役員控室	95日	30.9%
	ボクシングフロア	85日	27.6%
	フェンシングフロア	187日	60.9%
	ウェイトリフティングフロア	95日	30.9%
	多目的フロア1	222日	72.3%
	多目的フロア2	270日	87.9%
	プール(専用)	294日	95.7%
	プール(個人)	292日	95.1%
	トレーニングルーム	301日	98.0%
陸上競技場(営業日数306日)		261日	85.29%
補助競技場(営業日数306日)		48日	15.6%
フットサルコート(営業日数306日)		287日	93.7%
テニスコート(営業日数306日)		290日	94.7%
球技場1(天然芝)(営業日数193日)		69日	35.7%
球技場2(人工芝)(営業日数306日)		189日	61.7%
宿泊棟(営業日数307日)		131日	42.6%
グリーンハウス ミーティングルーム(営業日数307日)		199日	64.8%
グリーンハウス ラウンジ(営業日数307日)		26日	8.5%

(入手資料より監査人が作成)

表3-IV-1-1を見ると、メインフロア、プール、トレーニングルーム、フットサルコート及びテニスコートの利用率は90%を超えており、その利用状況は良好である。これに対して、宿泊棟は年間の利用日数が131日であり、年間営業日数(307日)の40%程度に留まる利用率となっている。また、これ以外にも、ボクシングフロアとウェイトリフティングフロアの利用日数が各々85日と95日であり、年間営業日数(307日)の3分の1にも満たない、低い利用率である。さらに、グリーンハウスのラウンジの利用日数は26日であり、月別の利用日数は、表3-IV-1-2のとおり1日も専用利用がない月が見られる(ラウンジは専用利用がない場合、時間を定めて無料開放している)。

表 3-IV-1-2 令和5年度におけるグリーンハウスのラウンジの月別の専用利用の日数

(単位：日)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
0	0	3	4	3	2	3	2	4	1	1	3

(入手資料より監査人が作成)

県は、ホームページにおいて各施設の写真、整備状況（どのような規模の施設か）及び料金表等を掲載してスポーツセンターを紹介しているが、上記のように利用率が低い宿泊棟、ボクシングフロア、ウェイトリフティングフロア及びグリーンハウスのラウンジ等については、利用率を増やすべく、例えば、実際の利用状況の写真を掲載して、どのような団体やグループがどのような目的で利用しているかを宣伝するなどして、より周知の程度を高めることが必要であると考えられる。

監査人が令和5年度のスポーツセンター費を総利用者で割ることにより、利用者一人当たりコストを推計したところ、@1,632円（＝491,984千円／301,452人）となった。利用率が低い施設の利用者数を増やすことによって、スポーツセンターの利用者一人当たりコストをさらに低く抑えれば、より費用対効果を高めていくことができると考えられる。

(意見 20) スポーツセンターの利用状況の改善について

令和5年度のスポーツセンター費は当初予算 561,520千円に対して実績は 491,984千円であった。減額となった理由は、宿泊棟の利用者が少なかったため、スポーツセンター維持運営費のうち光熱水費が 62,536千円の執行残となったからである。令和5年度のスポーツセンター費 491,984千円を総利用者 301,452人で割ることにより、利用者一人当たりコストは、1,632円/人と推計することができる。利用率が低い施設の利用者数を増やすことによって、スポーツセンターの利用者一人当たりコストをさらに低く抑えれば、より費用対効果を高めていくことができる。

令和5年度の月別の利用人数報告書を見ると、メインフロア、プール、トレーニングルーム、フットサルコート及びテニスコートの利用率は 90%を超えており、利用状況は良好である。これに対して、宿泊棟は年間の利用日数が 131日であり、年間営業日数（307日）の 40%程度に留まる利用率となっている。また、これ以外にも、ボクシングフロアとウェイトリフティングフロアの利用日数は各々 85日と 95日であり、年間営業日数（307日）の 3分の1にも満たない利用率である。さらに、グリーンハウスのラウンジの専用利用の日数は、年間で合計 26日であり、1日も専用利用がない月も見られる。

県は、ホームページにおいて各施設の写真、整備状況（どのような規模の施設か）及び料金表等を掲載してスポーツセンターを紹介しているが、利用率が低い宿泊棟、ボクシングフロア、ウェイトリフティングフロア及びグリーンハウスのラウンジ等については、利用率を増やすべく、例えば、実際の利用状況の写真を掲載して、どのような団体やグループがどの

ような目的で利用しているかを宣伝するなどして、より周知の程度を高めるなど検討することとされたい。

2 スポーツセンターにおける貸出用具の受払管理のルールについて

県は、「かながわパラスポーツ」の普及推進のため市町村や団体と連携し、かながわパラスポーツフェスタや体験会等を開催するとともに、スポーツセンターにおいてパラスポーツ等の用具の貸出しを行っている。この貸付けは原則として有償であるが、一定の基準等を満たす場合は、無償でも貸付けを行っている。

スポーツセンターにおいて貸出すパラスポーツ等の用具は、表 3-IV-2-1 のとおりである。

表 3-IV-2-1 スポーツセンターにおける貸出用具

	品名	数量	備考
1	レクリエーションボッチャ	25 セット	
2	ボッチャターゲット	5 枚	
3	ボッチャランプ	8 台	
4	フライングディスク	39 枚	
5	フライングディスクスローイングライン	1 セット	
6	アキュラシーゴール	2 セット	ゴール①、審判用フラッグ①
7	ゴールボール	4 個	
8	アイシェード	13 個	
9	S T Tラケット	8 個	
10	ブラインドサッカーボール	7 個	
11	ブラインドサッカー用アイマスク	21 個	
12	フロアーホッケースティック	31 本	
13	フロアーホッケーパック	30 個	
14	フロアーホッケーキーパースティック	4 本	
15	フロアーホッケーゴール	2 セット	
16	ソフトフロアーホッケーセット	1 セット	ゴール②、スティック⑫、パック①
17	電子音シグナル	2 セット	
18	ソフトフロアーホッケースティック	20 本	
19	ソフトフロアーホッケーパック	30 個	
20	フロアーカーリング	1 セット	ストーン⑧、スティック

			ク②、的用シート②
21	車いす 陸上競技用 (レーザー)	3 台	指導経験者のみ貸出可
22	車いす 陸上競技用 (ローラー台)	1 台	
23	車いす バasketボール用	2 台	全 16 台 (原則貸出は 2 台まで)
24	車いす テニス用	3 台	
25	車いす バトミントン用	2 台	
26	車いす 競技用 (子供用)	1 台	
27	電子ホイッスル	2 個	
28	ヘルメット M/L	2 個	
29	ヘルメット XL/XXL	1 個	
30	サポーターセット (肘、膝)	6 セット	
31	握力計 50 k g	27 台	
32	握力計 100 k g	27 台	故障 5 台、No.記載なし 1 台
33	長座体前屈計	21 台	アルミ製⑩、木製⑪、動作不良・部品欠落 2 台
34	カナッキーのすくすくチャレンジセット	6 セット	
35	訓練用 A E D	4 台	1 台電源入らない
36	訓練用人形	14 体	
37	ビーチ専用マット (モビマット)	100 メートル	
38	ベガーボールセット	1 セット	
39	ボッチャシート	3 シート	
40	モルック	1 セット	
41	ジャベリックスロー (ターボジャブ)	5 個	
42	ビーンバック	10 個	
43	ハンドサイクル	1 台	
44	S T T ボール	97 個	消耗品、サウンド 85 個、ラージ 12 個
45	使い捨てアイマスク	返却不用	消耗品

(入手資料により監査人が作成)

パラスポーツ等の用具をスポーツセンター外で借用したい希望者は、物品貸付申請書(県

機関以外用)又は物品借用申込書(県関係機関用)に必要な事項を記入して希望日の2週間前までにスポーツセンターに提出して決定通知を受けなければならない。物品の貸付けが決定した希望者は、必要な手続のためスポーツセンターからの連絡を受け、貸出日を決めて、その日にスポーツセンターまで貸出用具を受け取りに行き、貸出業務が行われる。

スポーツセンターでは、貸出用具の貸出管理について、各職員に1台ずつ貸与されているPCのスケジュール共有ツール表に貸出先、搬出予定日及び搬入予定日を記録すると同時に物品貸付申請書又は物品借用申込書を所定のボックスに入れ、これらを確認しながら貸出用具の搬出・搬入を行っている。

貸出用具は表3-IV-2-1のとおり多数存在する。最近の購入実績から、ポッチャ用ランプの購入価格は約10万円、バスケット用車椅子の購入価格は約40万円であり、貸出用具一つ一つは高価なものである。このような高価な物品をスポーツセンター外に貸し出すのであるから、貸出管理に関してはルールを定めて、そのルールに則って貸出業務を行うべきである。なお、貸出管理は、貸出用具の使用状況、紛失・廃棄の状況、必要な在庫数量及び購入数量を把握することができるものと考えられる。

なお、監査人に提供された「貸出し物品状況」(貸出日、返却日、団体名、区市町村、理由、貸出物品、貸出物品内訳、備考を記載している)は、職員が備忘のために作成したものであり、公式なものではない。この「貸出し物品状況」には、貸出数量の記載が無いケース、二重に記載があるケース、取下申出のあった案件をそのまま記載しているケース、日付が物品借用申込書の記載と異なっているケースが存在した。したがって、正式なルールによって管理台帳を作成する場合には、その記載者と確認者によるダブルチェック体制が望ましい。

(意見21) スポーツセンターにおける貸出用具の受払管理のルール化について

スポーツセンターでは、貸出用具の貸出管理について、各職員に1台ずつ貸与されているPCのスケジュール共有ツールに貸出先、搬出予定日及び搬入予定日を記録すると同時に物品貸付申請書又は物品借用申込書を所定のボックスに入れ、これらを確認しながら貸出用具の搬出・搬入を行っている。

これら事務はマニュアルで定まっているが、別途貸出結果の集計においては記載上のルールがないために貸出内容が正しく登録されていないなどの状況が散見された。

貸出用具の一つ一つは高価なものであり、これをスポーツセンター外に貸し出していることから、その使用状況、紛失・廃棄の状況、必要な在庫数量及び購入数量を適切に管理するために、マニュアル等を精査し、より一層適正な貸出管理業務に努めることとされたい。

3 生涯スポーツ推進事業費の有効性について

生涯スポーツ推進事業費は、スポーツに親しむきっかけを創り、スポーツの習慣化を図る

ため、生涯スポーツの普及・啓発を継続的に行うとともに、スポーツセンターにおいて、総合型地域スポーツクラブの支援を行うほか、スポーツ情報の収集・提供等により県内のスポーツ活動を幅広く支援するものである。当該事業費の中には、以下のような様々な事業があり、事業として一つの目標を設定することが困難であることから、県では、これまで目標を設定しておらず、当該事業費の有効性を評価していなかった。

(1) 生涯スポーツ推進事業（予算額 490 千円）

当該事業は、誰もが生涯を通じて健康で明るく豊かな生活を送れるよう、3033 運動の普及・啓発により、スポーツの習慣化を図ることを目的として次のことを実施している。

- ・ 3033 生涯スポーツ推進会議
- ・ 3033 運動普及促進事業（普及啓発物品の作製、イベントでの配布）
- ・ レクリエーション指導者派遣事業

(2) 県民スポーツ月間推進事業（予算額 180 千円）

当該事業は、県、市町村、スポーツ関係団体等が9月から11月に実施するイベントを県民スポーツ月間の「中央イベント」及び「関連事業」と位置づけ、位置づけたスポーツイベントを広報することにより、県民がスポーツに親しむきっかけづくりを行っている。広報ツールは、県ホームページ、チラシ、県のたより等を使用している。

(3) スポーツ大会負担事業（予算額 800 千円）

「かながわレクリエーション大会」に800千円の負担金を支出している。

(4) チャレンジデー支援事業（予算額 270 千円）

令和5年5月31日に開催された「チャレンジデー2023」に県内から参加した市町（秦野市、松田町）に対して支援グッズの購入・配布を行った。

(5) 広域スポーツセンター活動事業（予算額 4,116 千円）

当該事業もまた複数の事業を内包しており、総合型スポーツセンター普及・定着化事業（予算額 1,773 千円）、3033 運動推進事業（予算額 1,206 千円）、スポーツ活動普及・促進事業（予算額 264 千円）、スポーツ情報提供事業（予算額 520 千円）、その他（旅費、消耗品費など）（予算額 353 千円）を実施している。

(6) スポーツ推進事業費（予算 1,731 千円）

当該事業では、スポーツ推進事業事務費（消耗品費など）（予算額 1,196 千円）及びスポーツ推進審議会開催費（旅費、報酬など）（予算額 535 千円）に支出している。

以上のように、一つ一つの事業の予算は少額であるが、個々の事業の内容から、スポーツに親しむきっかけを創り、スポーツの習慣化を図るといふ当該事業費の目的に近いと考えられる目標、例えば、レクリエーション指導者の派遣実績などスポーツを楽しむきっかけ創りのために実施した複数の項目を目標として設定することは可能であり、そのような複数の目標によって当該事業費の有効性を測定すべきであったと考えられる。

県は、令和6年度から県民スポーツ月間に係るイベント参加者数の目標を500,000人と設定した。この場合、生涯スポーツ推進事業の有効性の観点から、個々の事業と関連するイベントの参加者数を正確に把握して予算執行の効果検証に繋げることが必要であると考えられる。

(意見 22) 生涯スポーツ推進事業費の有効性について

生涯スポーツ推進事業費は様々な事業を内包しており、事業として一つの目標を設定することが困難であることから、県では、これまで目標を設定しておらず、当該事業費の有効性を評価していなかった。一つ一つの事業の予算は少額であるが、スポーツに親しむきっかけを創り、スポーツの習慣化を図るといふ当該事業費の目的に近いと考えられる目標、例えば、レクリエーション指導者の派遣実績などスポーツを楽しむきっかけ創りのために実施した複数の項目を目標として設定することは可能であり、そのような複数の目標によって当該事業費の有効性を測定すべきであった。

県は、令和6年度から県民スポーツ月間に係るイベント参加者数の目標を500,000人と設定したことから、生涯スポーツ推進事業の有効性の観点から、個々の事業と関連するイベントの参加者数を正確に把握して予算執行の効果検証に繋がりたい。

4 アンケート実施に伴う効果検証について

県は、幼児期からの運動習慣形成プロジェクト事業に係るアンケート実施に伴う効果検証業務900千円を株式会社ハイクラスに委託した。この委託業務は、運動習慣が身につけていない幼児に対する支援を家庭や地域が一体となってい、幼児期からの運動習慣の形成を図るためにプロジェクト（親子ふれあい体操教室）を開催し、当該教室に参加した保護者を対象にアンケートを行い、その参加前後の子どもや保護者の意識や活動量等の変化を調査し、比較対象としてプロジェクトに参加しない幼稚園等に対しても同様の調査を実施して効果検証を行うというものである。

効果検証を行うための調査は、オンラインにより、親子ふれあい体操教室の事前（初回調査）、実施直後（2回目調査）及び実施1週間後（最終調査）の3回行われた。その結果、体操教室の参加者115名に対して最終調査まで回答した参加者は8名だけであった（表3-IV-4-1参照）。

表 3-IV-4-1 アンケート回答者数

	初回調査	2回目調査	最終調査
教室実施群	24人	14人	8人
非教室実施群	219人	—	101人

(入手資料により監査人が作成)

このように回答者数が少ない理由について、委託先の業務実施報告書では「オンラインでの2回調査を促す難しさ」を挙げている。また、回収率の低さについては「一般的な調査の回収率も3割程度といわれることもあり、妥当な回収率であったと捉えることもできる」と業務実施報告書に記載されている。しかしながら、当該アンケートは事前にアンケートについて説明されている教室参加者といった特定の者を対象としているため一般的な調査とは異なるものであり、同一に捉えるべきではないと考えられる。

当該効果検証業務におけるアンケートの回収率を計算すると、初回調査の回収率は20.9% (=24名/115名) であり、また最終調査における回収率は7.0% (=8名/115名) である。当該委託はアンケート実施に伴う効果検証業務であるが、一番肝心なアンケートの回収率が非常に低いことから、監査人は、委託先の業務が仕様書どおりに実施されていないのではないかと疑問を持った。この点を県に質問したところ、以下の回答を得た。

【県からの回答】

委託事業者は仕様を満足させましたが、アンケートの仕様上、事業参加当日の回答に加え、一定期間において複数回の回答を行っていただく必要があり、回答者の負担が大きかったことが回収率の低さに繋がったと考えています。

委託事業者の業務は仕様を満足させるものであったとのことであるが、回答者に一定期間をおいて3回の回答を求めること自体、当初から回答者に対する負担が大きいものであることは理解できていたはずであり、回収率をここまで下げないための工夫をすべきであったと考えられる。委託先の業務実施報告書の「考察・今後の提案・展望」においても「対象者数の増加」という表題で「本調査において、2回目以降の回答は園に任せる形となっており、回答者数が伸び悩んだことが推察される。しかしながら、今後さらに明確なエビデンスとなる情報収集のためには、対象者数の増加が必要不可欠であり、回収方法の再検討が求められる。」と記載されている。

以上のことから、当該委託はアンケート実施に伴う効果検証業務であるにもかかわらず、アンケートの回収率が非常に低いことから、十分な効果検証であるとは言い難く、したがって、当該事業費900千円の有効性には疑問があると言わざるを得ない。

したがって、県は、幼児期からの運動習慣形成プロジェクト事業の有効性の観点から、事業効果の検証方法を見直すことが必要であると考えられる。

(意見 23) アンケート実施に伴う効果検証業務委託の有効性について

県は、幼児期からの運動習慣形成プロジェクト事業に係るアンケート実施に伴う効果検証業務 900 千円を事業者に委託した。この委託業務は、幼児期からの運動習慣の形成を図るため、親子ふれあい体操教室を開催し、当該教室に参加した保護者を対象にアンケートを行い、その参加前後の子どもや保護者の意識や活動量等の変化を調査し、比較対象としてプロジェクトに参加しない幼稚園等に対しても同様の調査を実施して効果検証を行うというものである。効果検証を行うための調査はオンラインにより、親子ふれあい体操教室の事前（初回調査）、実施直後（2 回目調査）及び実施 1 週間後（最終調査）の 3 回行われた。その結果、体操教室の参加者 115 名に対して、初回調査における回答者数は 24 名で回収率は 2 割強、最終調査における回答者数は 8 名で回収率は 1 割弱という結果であった。

当該委託は、アンケート実施に伴う効果検証業務であるが、一番肝心なアンケートの回収率が非常に低いことから、十分な効果検証ができたとは言い難く、したがって、当該事業費 900 千円の有効性には疑問があると言わざるを得ない。

したがって、県は、幼児期からの運動習慣形成プロジェクト事業について、事業の有効性の観点から、事業効果の検証方法を見直すこととされたい。

5 商業施設でのウォーキング促進事業について

県は、働く世代の女性の運動促進事業費のうち「商業施設でのウォーキング促進事業」として、運動する時間が取りにくい 20 代から 40 代までの働く世代の女性を対象に、日常生活の延長で気軽にできる取り組みとして、買い物をしながらのウォーキングを促進することにより、運動の効能を実感し、運動の習慣化という行動変容を促す事業を実施した。この事業は、委託事業者であるイオンモール株式会社のイオンモール座間において、当初契約金額 10,344 千円にて実施されたが、参加者が少なかったため、最終契約金額は 3,244 千円で精算された。

この委託内容は、ウォーキング促進キャンペーンを企画・実施し、参加者から日常生活における運動に関するアンケートを回収するというものである。ウォーキング促進キャンペーンは、20 代から 40 代までの女性を対象として、ウォーキング実践期間中に実施商業施設内を 1 日あたり 1,000 歩以上のウォーキングを実践してもらい、その実践が 12 回、24 回、36 回となるに応じてインセンティブ（イオン商品券）を付与するというものであった。また、アンケートは、3 回目のインセンティブ付与（36 回達成）時とウォーキング実践期間終了後の 2 か月後の合計 2 回にわたって、キャンペーン活用アプリから回答するというものである。県では当該事業において 3,375 人が 36 回を達成して商品券を引換えることを想定していたが、実際に商品券の引換を行った人数は、表 3-IV-5-1 のとおりであった。

表 3-IV-5-1 商品券の引換を行った人数

1 回目の引換を行った実人数 (12 回達成)	482 人
うち、2 回目の引換を行った実人数 (24 回達成)	379 人
うち、3 回目の引換を行った実人数 (36 回達成)	287 人

(入手資料より監査人が作成)

表 3-IV-5-1 のとおり、36 回を達成した人数は 287 人であり、当初の想定した人数の 1 割にも満たない状況であった。そのため、引換総額を当初 6,750 千円と見込んでいたが、実際の引換額は 641 千円であり、これも 1 割にも満たない状況であった。このような状況から事業の有効性に疑問があると言わざるを得ない。

また、アンケートは、インセンティブ付与ごとに実施していた。アンケート回答数の実績は、表 3-IV-5-2 のとおりである。なお、表 3-IV-5-2 において、行動変容した人数は、「ウォーキングキャンペーンへの参加をきっかけとして日常生活の中で運動を始めようと思えますか」という質問に対して「思う」及び「やや思う」と回答した人数である。

表 3-IV-5-2 アンケート回答者数

	引換実人数	回答者数	行動変容した人数 (割合)
12 回達成時	482 人	480 人	436 人 (90.8%)
24 回達成時	379 人	378 人	355 人 (93.9%)
36 回達成時	287 人	340 人	309 人 (90.9%)

(入手資料より監査人が作成)

表 3-IV-5-2 において、36 回達成時の回答者数 340 人が 3 回目の商品券の引換実人数 287 人よりも多いのは、36 回達成者以外の方でも、何らかの事情でキャンペーン活用アプリから回答を入力することができたことになる。このような事態は、アンケートの信頼性を損なうものと考えられる。

しかも、県では運動習慣を定着させた女性の数の目標を 2,700 人としているが、参加者数が少なかったため、「行動変容した」と回答した人数が 12 回達成時でも 436 人となり、これは目標の人数を大きく下回る結果となっている。その原因を県に質問したところ、以下の回答を得た。

【県からの回答】

12 回という設定が予想以上にハードルが高いものだったと考えています。なお、11 回未達の参加者数も一定数いたものと考えられますが、アプリにおいて技術的に確認が困難でした。

確かに 11 回未満の参加者も相当数いたと想像できるが、その人数を把握していないのであれば、実際に把握した人数によって、その成果を評価せざるを得ない。

「商業施設でのウォーキング促進事業」においては、キャンペーン終了後 1 か月のアンケートも実施しており、それには 151 人が回答している。このうち「運動を続けている」と回答した人数は 130 人のみである。この人数を実際に行動変容した人数とみなした場合、一人当たりコストは、@24,953 円 (=3,244 千円/130 人) と計算される。これは、当初の目標人数における一人当たりコスト@3,831 円 (=10,344 千円/2,700 人) の 6 倍以上となっており、やはり事業の有効性に疑問があると言わざるを得ない。

今後も同様の事業を実施する場合、県は、事業の有効性の観点から、ウォーキングの実施場所・方法、アンケートの方法などを見直す必要があると考えられる。

(意見 24) 商業施設でのウォーキング促進事業の有効性について

県は、働く世代の女性の運動促進事業費のうち商業施設でのウォーキング促進事業として、運動する時間が取りにくい県の 20 代から 40 代までの働く世代の女性を対象に、日常生活の延長で気軽にできる取り組みとして、買い物をしながらのウォーキング促進キャンペーンを実施した。これは、ウォーキング実践期間中に実施商業施設内を 1 日あたり 1,000 歩以上のウォーキングを実践してもらい、その実践が 12 回、24 回、36 回となるに応じてインセンティブ (イオン商品券) を付与するというものであった。また、3 回目のインセンティブ付与 (36 回達成) 時とウォーキング実践期間終了後の 2 か月後の合計 2 回にわたって、活用アプリからのアンケートを実施している。

県は当該事業において当初 3,375 人が 36 回を達成すると想定していたが、これを達成した人数は 287 人となり、想定の 1 割にも満たない状況であった。また、県は運動習慣を定着させた女性の目標人数を当初 2,700 人としていたが、実際に「行動変容した」と回答した人数は上記 12 回の達成時でも 436 人であることから、事業の有効性に疑問があると言わざるを得ない。

キャンペーン終了後 1 か月後のアンケート結果では「運動を続けている」と回答した人数が 130 人であったことから、この人数を実際に行動変容した人数とみなした場合、一人当たりコストは@24,953 円 (=3,244 千円/130 人) と計算される。これは、当初の目標人数における一人当たりコスト@3,831 円 (=10,344 千円/2,700 人) の 6 倍以上となっていることから、やはり事業の有効性に疑問があると言わざるを得ない。

今後も同様の事業を実施する場合、県は、事業の有効性の観点から、ウォーキングの実施場所・方法、アンケートの方法などを見直すこととされたい。

6 栄養セミナーについて

県では、スポーツ医科学及び栄養学的側面から競技力向上やスポーツ障害の予防を図るため、ジュニア・ユースアスリート等を対象にしたトレーニング指導、食事摂取及び栄養バランスに関するセミナー等を実施している。そのうち栄養学的側面からスポーツ活動をサポートし、それにより集積されたデータを分析し、競技団体やスポーツクラブ等へフィードバックすることによって、競技力向上やスポーツ障害の予防、トップアスリートの育成につながる「栄養サポートコース運營業務」を株式会社シダックスコントラクトフードサービスに対して、契約金額1,860千円で委託している。

当該委託業務の業務内容は、①ジュニア・ユースアスリート10名に対する個別指導と②アスリート等やその保護者、指導者及び③スポーツ栄養に興味のある方を対象にした栄養セミナー6回である。このうち、③の栄養セミナーの実施状況は、表3-IV-6-1のとおりであり、定員に対して参加人数が少ない。

表3-IV-6-1 栄養セミナーの実施状況

開催日	定員	申込数	参加人数	参加人数/定員	(注)
8月4日(金)	(対面)20名 (ZOOM)100名	44名	(対面)1名 (ZOOM)30名	25.8%	18名 (58.1%)
9月9日(土)	(対面)20名	29名	(対面)14名	70.0%	10名 (71.4%)
10月15日(日)	(対面)20名 (ZOOM)100名	67名	(対面)11名 (ZOOM)38名	40.8%	26名 (53.1%)
11月11日(土)	(対面)20名 (ZOOM)100名	90名	(対面)5名 (ZOOM)38名	35.8%	24名 (55.8%)
12月17日(日)	(対面)20名	23名	(対面)8名	40.0%	6名 (75.0%)
1月13日(土)	(対面)20名 (ZOOM)100名	41名	(対面)2名 (ZOOM)17名	15.8%	13名 (68.4%)

(入手資料より監査人が作成)

(注) アンケートを回収した人数と、()内はその参加人数に対するアンケートの回収率

表3-IV-6-1の個々の状況を見ると、いずれも定員に対して参加人数が少なく、9月9日(土)を除けば、定員に対する参加人数の割合は5割未満である。これを全6回の全体で見ても、対面開催の全6回で定員の合計120名のところ、参加人数は6回合計で41名であり、その割合は約3割となる。ZOOM開催は全4回で定員の合計400名のところ、参加人数は4回合計で123名であり、その割合は約3割となり、対面もZOOMも約3割強の参加割合であった。

また、参加人数に対するアンケートの回収数も少なく、回収割合は5割を超えるものの8割に満たない。アンケートの回収割合についても全体的に見ると、全6回の参加人数164名に対してアンケートを回収できた人数は97名であり、回収割合は約6割であった。

参加人数が少ない理由及びアンケートの回収率が低い理由を県に質問したところ、以下の回答を得た。

【県からの回答】

栄養セミナーの参加申込者数は一定数ありましたが、当日の参加者が少なかったため定員以下となっております。また、アンケートの回収については、ZOOMでの参加者が多く、グーグルフォームを用いて後日回答することも可としたため、回収率が低くなったと考えます。

確かに栄養セミナーの対面定員20名の場合には、定員を上回る申込数があるが、実際の参加人数は申込数の半分にも達していない。この理由を県に質問したところ、以下の回答を得た。

【県からの回答】

当日欠席者については、連絡なく欠席するケースが大半を占めているため、本人の都合によるもの又は失念してしまっていることによる欠席と考えます。実施日の直前にリマインドメールを送信し欠席者を減らす等の対策を今後継続していくとともに、新たな対策を検討しております。

このように当該事業の栄養セミナーに関しては、全体的に、定員に対する参加人数の割合が約3割と少ないため、事業の有効性に疑問を持たざるを得ないことから、県は参加人数を改善する方策を講ずることが必要であると考えられる。

また、参加人数に対するアンケートの回収割合が約6割であるため、事業の有効性の評価を損なう恐れがある。

当該事業の目標が栄養セミナー受講者の満足度であり、目標80%に対して実績が90%であることから、目標に対して一定の成果を上げていると考えられる。しかしながら、参加者全員からアンケートを回収していないことから、この満足度の測定は十分とは言い難い。したがって、県はアンケートの回収率を向上させる新たな方策を講ずることが必要であると考えられる。

(意見 25) 栄養セミナーの有効性について

県では、スポーツ医科学及び栄養学的側面から競技力向上やスポーツ障害の予防を図るため、ジュニア・ユースアスリート等を対象にしたトレーニング指導、食事摂取及び栄養バ

ランスに関するセミナー等を委託事業として実施し、そのうちアスリート等やその保護者、指導者及びスポーツ栄養に興味のある方を対象にした栄養セミナーを6回開催しているが、参加人数が少なく、全体的に見ても、定員に対して参加人数の割合が約3割と少ないため、事業の有効性に疑問を持たざるを得ない。また、参加人数に対するアンケートの回収割合も約6割であるため、事業の有効性の評価を損なう恐れがある。

当該事業の目標が栄養セミナー受講者の満足度であり、目標80%に対して実績が90%であるから、目標に対して一定の成果は上げていると考えられる。しかしながら、参加者全員からアンケートを回収していないことから、満足度の測定が十分とは言い難い。

以上のことから、県は、事業の有効性の観点から、参加人数を改善する方策を講ずるとともに、アンケートの回収率を向上させる新たな方策を講じることとされたい。

7 セーリング体験事業について

令和5年度セーリング海上体験会実施業務委託は、県内の複数のハーバーにおいて実際にセーリングを体験し、その楽しさを知ってもらうことによって、東京2020大会セーリング競技が県で開催されたことのレガシーの継承に繋げるとともに、セーリングの普及を促進する目的で実施された。当該業務委託における予算は8,456千円であり、その内訳は表3-IV-7-1のとおりである。

表3-IV-7-1 令和5年度セーリング海上体験会実施業務委託の内訳

実施場所	参加者数	予算金額
江の島ヨットハーバー	(最大10人×5回)×5日=250人	@65万×5日=325万円
横浜ベイサイド	(最大7人×5回)×5日=175人	@53万×5日=265万円
シーボニアマリーナ	(最大20人×2回)×2日=80人	@37万×2日=74万円
八景島マリーナ	(最大12人×2回)×1日=24人	@43万×1日=43万円
その他(保険加入、報告書作成費、事務局業務)		61万円
合計	参加者数は、13日で529人	×1.1≒845万円

(入手資料より監査人が作成)

当該委託業務は、表3-IV-7-2及び表3-IV-7-3のとおり、株式会社横浜アーティストに対して契約金額8,456千円(最終支払金額)で委託されており、セーリング体験会として、①小学生・障がいのある方(小学生以上18歳以下)対象の体験会(10回)と②県内在住の小学生とその保護者対象の体験会(3回)が実施された。

表 3-IV-7-2 小学生・障がいのある方（小学生以上 18 歳以下）対象の体験会

実施日	場所	参加人数
令和 5 年 6 月 17 日（土）	江の島ヨットハーバー	38 名
令和 5 年 7 月 8 日（土）	江の島ヨットハーバー	中止
令和 5 年 7 月 15 日（土）	横浜ベイサイドマリーナ	15 名（途中中止）
令和 5 年 7 月 28 日（金）	江の島ヨットハーバー	36 名
令和 5 年 8 月 11 日（金）	江の島ヨットハーバー	中止
令和 5 年 8 月 26 日（土）	江の島ヨットハーバー	23 名
令和 5 年 9 月 2 日（土）	横浜ベイサイドマリーナ	25 名
令和 5 年 9 月 23 日（土）	横浜ベイサイドマリーナ	28 名
令和 5 年 10 月 15 日（日）	横浜ベイサイドマリーナ	中止
令和 5 年 10 月 21 日（土）	江の島ヨットハーバー	26 名
	合計	191 名

（入手資料より監査人が作成）

表 3-IV-7-3 県内在住の小学生とその保護者対象の体験会

実施日	場所	参加人数
令和 5 年 11 月 4 日（土）	八景島マリーナ	10 組 20 名
令和 5 年 11 月 11 日（土）	シーボニアマリーナ	中止
令和 5 年 11 月 23 日（木）	シーボニアマリーナ	18 組 36 名
	合計	28 組 56 名

（入手資料より監査人が作成）

表 3-IV-7-2 を見ると、小学生・障がいのある方（小学生以上 18 歳以下）対象の体験会において、10 回開催のうち 3 回が中止（途中中止 1 回を除く）になっており、また表 3-IV-7-3 を見ると、県内在住の小学生とその保護者対象の体験会において、3 回開催のうち 1 回が中止となっている。結果として、参加人数は途中中止を含めても 247 名であり、当初予算の最大参加者数 529 名の半分以下となっている。参加人数が当初予算の半分以下となった理由は天候不良による中止の他、途中キャンセルも挙げられている。

そこで、体験者一人当たりのコストを計算してみると、当初予算の人数 529 名であればコストは@15,985 円（=8,456 千円/529 名）となるのに対して、実際の参加人数であればコストは@34,235 円（=8,456 千円/247 名）となる。当該コスト@34,235 円は、一般のセーリング体験教室の料金よりも割高となっている。この点を県に質問したところ、以下の回答を得た。

【県からの回答】

一般のセーリング体験教室は各ハーバーやマリーナ、競技団体等で行っているものを指すと思われますが、そうした体験教室は、今後ハーバーやマリーナの利用者・顧客になってもらうための経営戦略的な価格設定となっており、県主催の体験会と同列に比較することは難しいと思われます。

確かに、コスト面で県主催の体験会と一般のそれとを比較するに無理があるのかもしれないが、当該事業の参加者が当初想定した人数の半分以下であること自体を鑑みれば、事業の費用対効果に疑問があると言わざるを得ない。したがって、県は、事業の有効性の観点から、参加者を十分に確保する方策を新たに講じることが必要であると考えられる。

（意見 26）セーリング体験事業費の有効性について

令和5年度セーリング海上体験会実施業務委託は、県内の複数のハーバーにおいて実際にセーリングを体験し、その楽しさを知ってもらうことによって、東京2020大会セーリング競技が県で開催されたことのレガシーの継承に繋げるとともに、セーリングの普及を促進する目的で実施された。

県はセーリング体験会の参加者数を当初529名と見込んでいたが、天候不良による中止及び当日キャンセルもあって、実際の参加人数は247名であった。ここで、体験者一人当たりのコストを計算してみると、当初予算の参加人数であればコストは@15,985円（＝8,456千円／529名）となるのに対して、実際の参加人数であればコストは@34,235円（＝8,456千円／247名）となる。これは、一般のセーリング体験教室の料金よりも割高になっている。この点を県に質問したところ、「一般のセーリング体験教室は各ハーバーやマリーナ、競技団体等で行っているものを指すと思われますが、そうした体験教室は、今後ハーバーやマリーナの利用者・顧客になってもらうための経営戦略的な価格設定となっており、県主催の体験会と同列に比較することは難しいと思われます。」との回答であった。

確かに、コスト面で県主催の体験会と一般のそれとを比較するに無理があるのかもしれないが、当該事業の参加者が当初想定した人数の半分以下であること自体を鑑みれば、事業の費用対効果に疑問があると言わざるを得ない。したがって、県は、事業の有効性の観点から、一人当たりのコストを少なくするために、新たな策を講じることとされたい。

8 スポーツ会館について

（1）未使用物品について

スポーツ課が管轄する県の管理施設と指定管理者は表3-IV-8-1のとおりである。県は、各施設を管理する指定管理者と、管理に関する基本協定書及び管理に関する年度協定書を締結し、指定管理者が各施設を維持・運営・管理している。

表 3-IV-8-1 管理施設と指定管理者

管理施設	指定管理者
スポーツ会館	公益財団法人神奈川県スポーツ協会
武道館	シンコースポーツ株式会社
西湘スポーツセンター	BSC・三洋装備グループ
相模湖漕艇場	相模湖観光協会・神奈川県ローイング協会グループ
伊勢原射撃場	一般社団法人神奈川県射撃協会
山岳スポーツセンター	神奈川県公園協会・小田急電鉄共同事業体
宮ヶ瀬湖カヌー場	公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団

(入手資料より監査人が作成)

管理物品については各施設の管理に関する基本協定書及び令和6年度における各施設の管理に関する年度協定書に規定されている。スポーツ会館を例にして規定を抜粋した。

【神奈川県立スポーツ会館の管理に関する基本協定書より一部抜粋】

<p>(管理物件)</p> <p>第5条 管理業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、管理施設と管理物品からなる。</p> <p>2 管理施設は別表のとおりとし、管理物品は別途年度協定書で定める。</p> <p>3 乙は、善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理しなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>(管理物品の使用、帰属に関する事項)</p> <p>第29条 甲は、指定期間の開始に当たって、乙に対し、管理物品を普通財産及び物品の交換、出資、無償譲渡、無償貸付け等に関する条例（昭和39年神奈川県条例第78号）第8条の規定により無償で貸し付けるものとする。</p> <p>2 乙は、管理物品について、数量、使用場所、使用状況等を把握するとともに、次の各号に掲げる事項を遵守することとする。ただし、甲が承認したものについてはこの限りではない。</p> <p>(1) 指定管理業務以外の用途に使用しないこと</p> <p>(2) 加工・改良を加えないこと</p> <p>(3) 第三者に貸与又は譲渡しないこと</p> <p>3 乙は、管理物品を適切に管理するため、物品管理に関する責任者を定め、任意の様式により甲に届け出なければならない。</p> <p>4 管理物品の修繕又は更新（以下「物品修繕等」という。）に係る費用については、次の表の左欄に掲げる内容に応じ、右欄に掲げるものが負担するものとする。</p>
--

物品修繕等の内容	負担する者
経年劣化によるもの（30万円未満の費用）	乙
経年劣化によるもの（30万円以上の費用）	甲
第三者の行為により生じたもので、相手方が特定できないもの（30万円未満の費用）	乙
第三者の行為により生じたもので、相手方が特定できないもの（30万円以上の費用）	甲

5 指定開始日以降、乙が行った物品修繕等及び管理業務に付随して新たに購入した物品の帰属については、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、右欄に掲げる物の所有とする。

区分	所有者
年度協定書別表1で定める管理物品の修繕等	甲
年度協定書別表1で定める管理物品の更新（甲の費用負担）	甲
年度協定書別表1で定める管理物品の更新（乙の費用負担）	乙
新たな物品の購入	乙

6 乙が、管理物品又はその他の物品を更新し、又は新規購入し、若しくはリース等により調達する必要がある場合は、あらかじめ甲と協議を行う。

7 乙は、管理物品をき損した場合、管理物品を滅失した場合、物品修繕等を行った場合又は管理業務に付随して新たに物品を購入した場合には、その内容について第41条第1項、第2項又は第3項の規定による月例業務報告に合わせ、甲に報告しなければならない。ただし、神奈川県財務規則第159条に定める備品又は借用物品に該当しない管理物品については、第44条による実績報告提出時に合わせ、報告するものとする。

8 甲は、前項の規定による報告を受け、年度協定書別表1の修正が必要となった場合には、年度協定書別表1を修正し、乙に通知するものとする。ただし、神奈川県財務規則第159条に定める備品又は借用物品に該当しない管理物品については、第44条による実績報告提出時に合わせ、年度協定書別表1を修正することとする。

9 乙は、管理物品が神奈川県財務規則第159条に定める備品又は借用物品に該当する場合は、備品の現物照合等実施要領（平成23年12月1日会指第68号）に基づき確認を行い、その結果を甲に報告しなければならない。

10 乙は指定開始日以降、更新した管理物品のうち、甲が管理施設の継続的な運営に必要と認めたものについては、指定期間の終了後、又は指定の取消し後に、速やかに、甲へ無償で譲渡するものとする。

11 乙は、善良な管理者の注意を怠り、管理物品をき損又は滅失したときは、それによって生じた損害・損失や増加費用を甲に賠償又は自己の費用で当該物品と同等の機能及び価値を有する物品を購入若しくは調達しなければならない。指定期間の終了後、又は指定の取消し後も同様とする。ただし、甲が特別の事情があると認めたときは、甲は、

その全部又は一部を免除することができるものとする。

12 前項の損害・損失や増加費用を、緊急な対応が求められる等の理由により甲が支出した場合には、乙は甲からの請求にしたがって直ちに当該支出額を甲に対して支払うものとする。指定期間の終了後、又は指定の取消し後も同様とする。

(中略)

(管理業務の月例業務報告書の作成及び提出)

第 41 条 乙は、前条に規定する業務日報に基づき、月ごとの月例業務報告書（参考様式 2 参照）を作成し、翌月 10 日までに甲に提出しなければならない。

2 乙は、指定の取消しを命じられた場合には、30 日以内に、指定の取消しを命じられた日までの間の、その月の月例業務報告書を提出しなければならない。

3 乙は、管理業務の停止を命じられた場合には、月例業務報告書の提出について、甲の指示に従うものとする。

【令和 6 年度の神奈川県立スポーツ会館の管理に関する年度協定書より一部抜粋】

(管理物品)

第 4 条 基本協定書第 5 条第 2 項の規定に基づく管理物品の内容は、別表 1 及び別表 2 のとおりとする。

管理物品が神奈川県財務規則第 159 条に定める備品又は借用物品に該当する場合は、備品の現物照合等実施要領（平成 23 年 12 月 1 日会指第 68 号）に基づき確認を行い、その結果を甲に報告しなければならない。

【神奈川県財務規則より一部抜粋】

(備品等の照合等)

第 167 条 物品管理者は、備品を受け入れたときは、当該備品に管理シールを適宜の方法により貼付しなければならない。ただし、受入れ後直ちに管理換えする備品にあっては、この限りでない。

2 物品管理者は、少なくとも毎年度 1 回、その管理する備品及び借用物品（職員に使用させている備品及び借用物品を含む。）の管理の状況を、備品台帳若しくは借用物品台帳に記録されている事項又は物品管理票若しくは借用物品管理票に記載されている事項と照合するとともに、その結果を備品台帳又は借用物品台帳に記録しなければならない。

指定管理者は、備品の現物照合等実施要領（平成 23 年 12 月 1 日会指第 68 号）に基づき確認を行い、その結果を県に報告しているが、その結果を県がどのように検証している

か質問したところ、以下の回答を得た。

【県からの回答】

次の手順で実施しています。

- ① 指定管理者に貸付物品のリストを送付し、現物照合を依頼する。
- ② 指定管理者の照合完了後、スポーツ課職員が指定管理者とともに2回目の現物照合を行う。

※ 改修工事等により現物照合を実施できない施設においては、①②ともに書面での確認とする。

そこで、監査人は、県が指定管理者へ無償で貸し付けている物品を確認するために現地を視察したところ、写真 3-IV-8-1 のとおり、未使用の物品を識別した。

写真 3-IV-8-1 スポーツ会館の未使用物品



(監査人が撮影)

そこで監査人が県に未使用（今後も未使用）の物品リストを要求したところ、以下の回答を得た。

【県からの回答】

分類	品名	規格	単価	数量	取得年月日
諸機械類	OHP	3 M モデル 9700	101,430	1	H10. 3. 30
	電子掲示板	富士通 FFCR517PV	993,226	1	H10. 3. 30
教養及び体育器具類	ジャンプメーター	セノー LC9020	229,950	1	H10. 3. 31

	炭マグ台	セノー AT1520	52,095	1	H10. 3. 31
--	------	---------------	--------	---	------------

スポーツ会館は、平成10年のリニューアルオープン後、約26年が経過している。そのため、物品も老朽化が進み、上記リストのように未使用になった物品が生じたものと考えられる。このような状況を鑑みれば、物品を適切に管理しているとは言い難く、したがって、今後は適切に活用ないし廃棄することが必要であると考えられる。

(意見 27) スポーツ会館の未使用物品について

スポーツ会館は、平成10年のリニューアルオープン後、約26年が経過している。そのため、物品も老朽化が進み、未使用になった複数の物品が生じたものと考えられる。このような状況を鑑みれば、物品を適切に管理しているとは言い難く、したがって、今後は適切に活用ないし廃棄することとされたい。

(2) 雨漏りについて

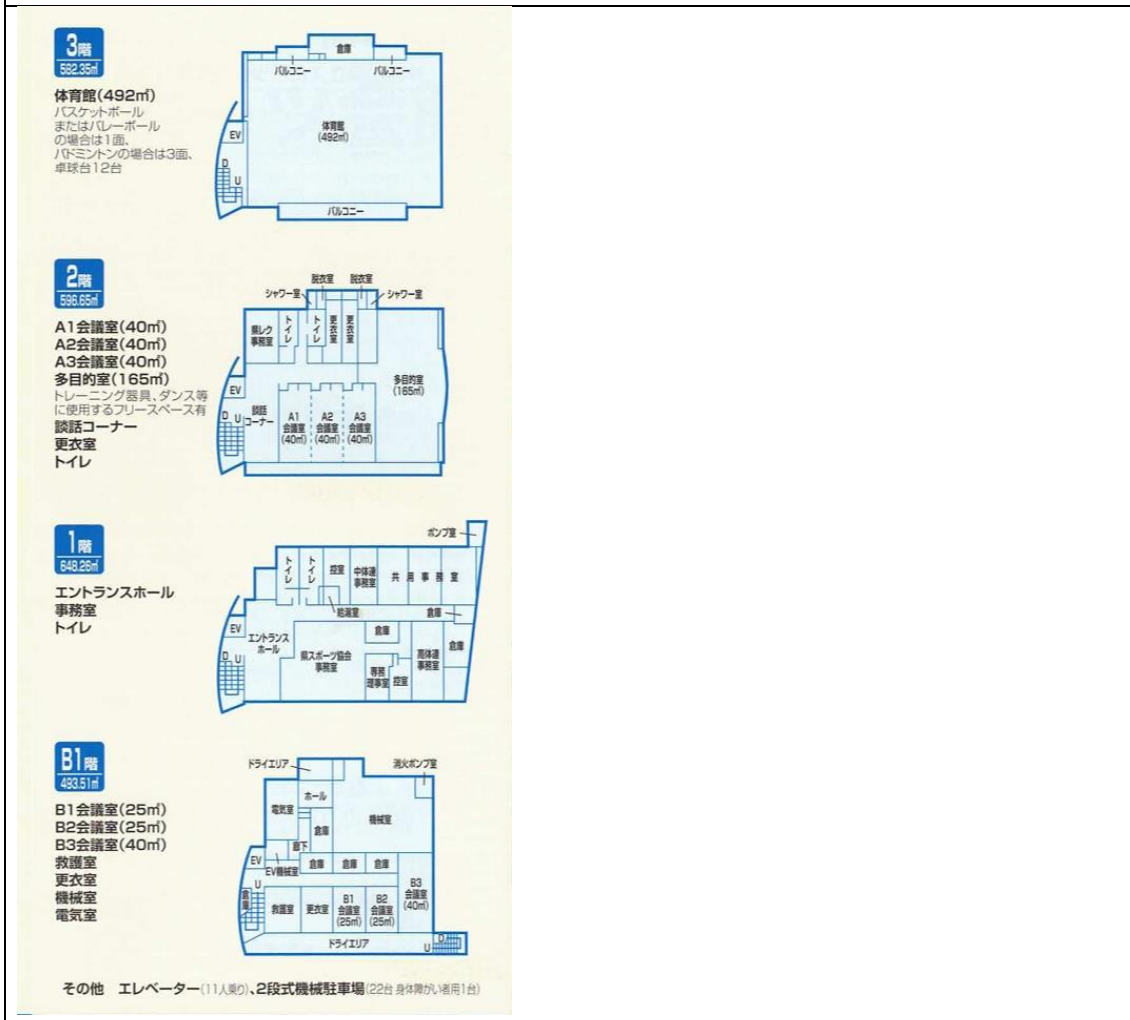
スポーツ会館は、昭和39年第18回オリンピック東京大会開催記念事業として、日本体育協会オリンピック振興資金財団の交付金を活用し、県民スポーツ振興・心身の健全な発展に寄与するための施設として、昭和43年1月にオープンした。そして「かながわ・ゆめ国体」の本県選手団競技本部として活用するとともに、生涯スポーツ推進の拠点施設として、平成10年4月にリニューアルオープンしている。施設の概要は表3-IV-8-2のとおりである。

表 3-IV-8-2 施設の概要

階	施設の概要
3階 582.35 m ²	体育館 (492 m ²) バスケットボールまたはバレーボールの場合は1面、バドミントンの場合は3面、卓球台12台
2階 596.65 m ²	A1会議室 (40 m ²) A2会議室 (40 m ²) A3会議室 (40 m ²) 多目的室 (165 m ²) トレーニング器具、ダンス等に使用するフリースペース有 談話コーナー 更衣室 トイレ

1階 648.26 m ²	エントランスホール 事務室 トイレ
B 1階 493.51 m ²	B 1会議室 (25 m ²) B 2会議室 (25 m ²) B 3会議室 (40 m ²) 救護室 更衣室 機械室 電気室

その他 エレベーター (11人乗り)、2段式機械駐車場 (22台 身体障がい者用1台)

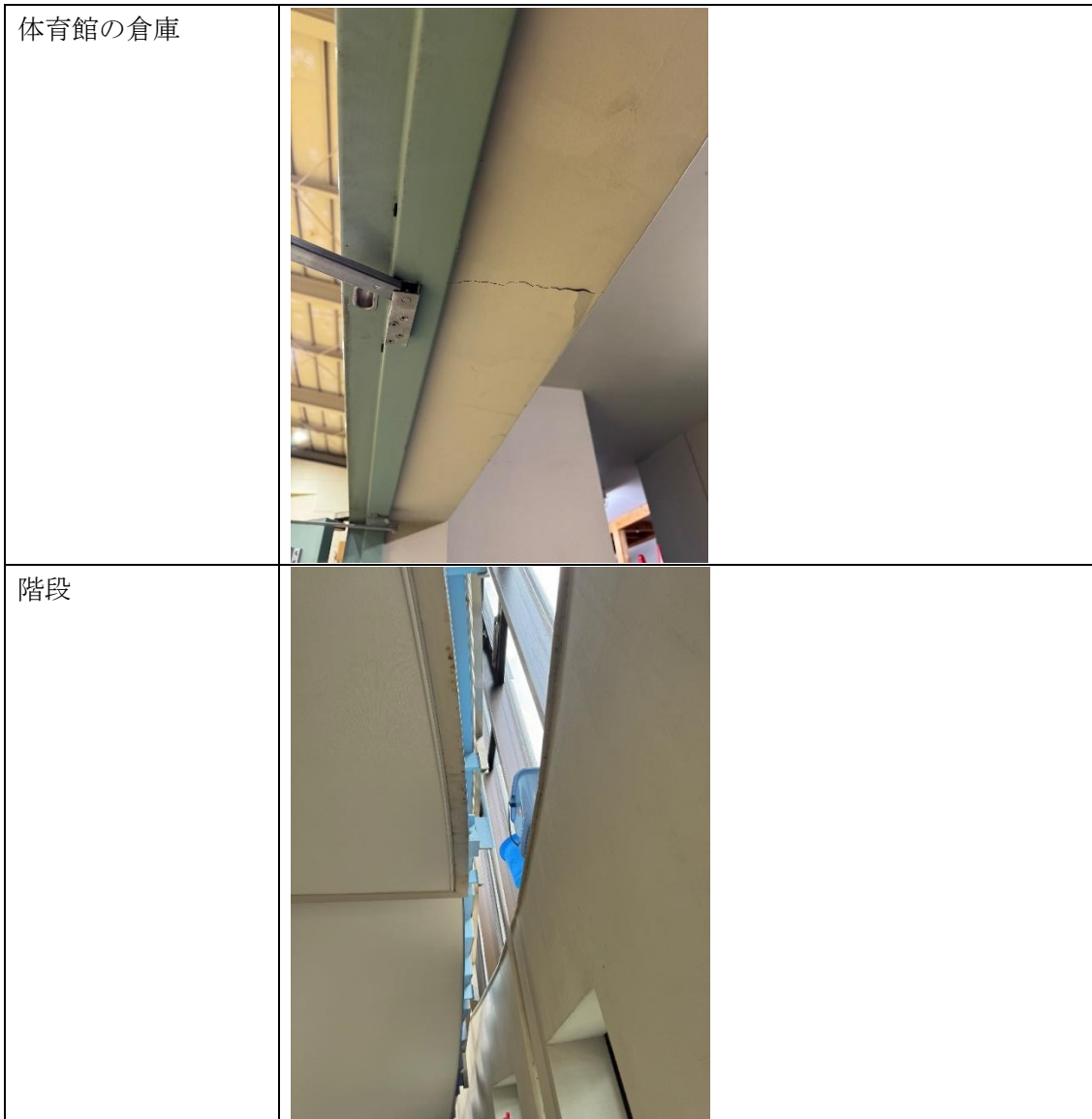


(入手資料より監査人が作成)

さて、監査人は、修繕が必要な個所を視察したところ、写真 3-IV-8-2 のとおり、階段や体育館の倉庫で雨漏りが生じていることを識別した。体育館は過去に雨漏りの修理をし

たにもかかわらず、最近になって倉庫で雨漏りが生じたとの説明を受けた。

写真 3-IV-8-2 スポーツ会館の状況





(監査人が撮影)

そこで、監査人は、雨漏りが生じた時点からの現況までの経緯を質問したところ、以下の回答を得た。

【県からの回答】

- ・令和元年12月
大雨により体育館から大規模な雨漏りが発生。
- ・令和2年4月
大雨により体育館及び2階A会議室の天井から大規模な雨漏りが発生。その後も体育館の雨漏りが複数回発生。
- ・令和2年7月

屋根漏水調査委託を発注。

- ・令和2年12月

屋根不良部補修工事を発注。

- ・令和3年4月

屋根軒先一部シーリング打替え工事を発注。

- ・令和3年6月

屋根軒先一部箱樋修繕他工事を発注。

- ・令和4年6月

外壁シーリング工事（指定管理者、96千円）を実施。現在も雨漏りは発生。

なお、雨漏りを含めた施設老朽化への対策として、現在、外壁等改修工事に向けた実施設計委託を実施中であり、外壁等改修工事については、令和7年度に施工したいと考えております。

県の回答から、令和元年12月に体育館の雨漏りが発生し、それ以降に修繕を繰り返しているものの、継続して雨漏りが発生している状況であることが分かる。しかしながら、その修繕の経緯が「屋根不良部補修工事」、「屋根軒先一部シーリング打替え工事」、「屋根軒先一部箱樋修繕他工事」及び「外壁シーリング工事」と部分的な工事になっていることから、体育館の雨漏りが発生した時点で、スポーツ会館の施設全体の老朽化を調査し、施設全体として修繕を計画することが必要であったと考えられる。

（意見 28）スポーツ会館の雨漏りについて

スポーツ会館は、昭和39年第18回オリンピック東京大会開催記念事業として、日本体育協会オリンピック振興資金財団の交付金を活用し、県民スポーツ振興・心身の健全な発展に寄与するための施設として、昭和43年1月にオープンした。そして「かながわ・ゆめ国体」の本県選手団競技本部として活用するとともに、生涯スポーツ推進の拠点施設として、平成10年4月にリニューアルオープンしている。

スポーツ会館の体育館において、令和元年12月に雨漏りが発生した。それ以降、雨漏りの調査とその補修工事を繰り返しているが、今も体育館の倉庫等で雨漏りが発生している。その原因として、修繕が「屋根不良部補修工事」、「屋根軒先一部シーリング打替え工事」、「屋根軒先一部箱樋修繕他工事」及び「外壁シーリング工事」と部分的な工事になっていることが考えられる。したがって、スポーツ会館の施設全体の老朽化を調査し、施設全体として修繕を計画することとされたい。

(3) アンケートについて

監査人は、令和5年度の利用者アンケート結果「ご意見・ご要望（自由記入）」を閲覧した結果、以下のとおり、体育館の暑さについて複数の記述を識別した。

【令和5年度上期アンケート結果】

- ・体育館は暑いので扇風機がほしい
- ・体育館に扇風機がほしいです
- ・体育館に扇風機が欲しい（大）
- ・体育館に扇風機を置いてほしい
- ・年に何回か位しか利用していませんが体育館利用が多く冷房設備を宜しく願います
- ・体育館に空調を！

【令和5年度下期アンケート結果】

- ・体育館の空調（クーラー）を付けてほしい。暑くて危険。

特に令和5年上期アンケートの実施期間が令和5年9月13日(水)～令和5年10月20日(金)であることから、夏場の体育館の暑さが読み取れる。なお、体育館の中の様子は写真3-IV-8-3のとおりである。

写真 3-IV-8-3 体育館の中の様子



(入手資料より監査人が作成)

そこで監査人は、体育館に扇風機など空調設備の設置を予定しているか質問したところ、以下の回答を得た。

【県からの回答】

現時点では体育館の空調設置に関する計画はありません。

指定管理者によれば、熱中症により救急車で運ばれるという事態は生じていないものの、体育館内で体調を崩して救護室で休まれる利用者も一定数存在するとのことである。体育館の暑さとの因果関係は不明であるが、令和5年度のアンケート結果を鑑みれば、今後は体育館の暑さによる熱中症を含む体調不良者を出さないようにするため、扇風機や冷房設備を設置して夏場の暑さ対策を実施すべきである。

すなわち、体育館の利用者に健康被害が生じればスポーツ会館の目的である「心身の健全な発展」を害すること、また体育館の暑さを避けて利用者が減少する可能性があることから、県は、事業の有効性の観点から、指定管理者と協議のうえ、体育館に扇風機など空調設備の設置を検討することが必要であると考えられる。

(意見 29) スポーツ会館の体育館の暑さ対策について

指定管理者によれば、熱中症により救急車で運ばれるという事態は生じていないものの、体育館内で体調を崩して救護室で休まれる利用者も一定数存在するとのことである。体育館の暑さとの因果関係は不明であるが、令和5年度のアンケート結果を鑑みれば、今後は体育館の暑さによる熱中症を含む体調不良者を出さないようにするため、扇風機や冷房設備を設置して夏場の暑さ対策を実施すべきである。

すなわち、体育館の利用者に健康被害が生じればスポーツ会館の目的である「心身の健全な発展」を害すること、また体育館の暑さを避けて利用者が減少する可能性があることから、県は、事業の有効性の観点から、指定管理者と協議のうえ、体育館に扇風機など空調設備の設置を検討されたい。

(4) バasketゴールについて

監査人は、令和5年度の利用者アンケート結果「ご意見・ご要望（自由記入）」を閲覧した結果、以下のとおり、Basketゴールの修理について複数の記述を識別した。

【令和5年度上期アンケート結果】

- ・バスケリング修理
- ・ゴールを直して欲しい
- ・Basketゴールはなるべく早く修理が終わると良いと思いました

【令和5年度下期アンケート結果】

- ・バスケのゴールいつ直りますか？
- ・Basketゴール故障を直して欲しいです。
- ・Basketゴールいつ直るの？

写真 3-IV-8-4 バスケットゴール



(監査人が撮影)

ここで、監査人はバスケットゴールの不具合を把握した時点から現況までの経緯を質問したところ、以下の回答を得た。

【県からの回答】

・平成 31 年

バスケットゴールを収納できなくなる事案が発生しておりましたが、指定管理者による調整を施しながら使用しておりました。この調整は操作盤（押しボタン式）でバスケットゴールの出し入れを何回か行ったり、バスケットゴールに直接外的刺激を加えたりしたことで不具合が解消され、そのまま使用しておりました。

この時、不具合についてメーカーの担当者に確認したところ、全体的な経年劣化が原因であるため故障部分が断定できず、部品交換等による応急的な対応では完全に復旧できる確証がないことや、納入から 20 年以上が経過した商品について修理は行っていないとの回答をいただいていたことから、その時は修理を行いませんでした。

・令和 5 年 8 月

体育館入口側のバスケットゴールが故障し、収納できなくなりました。メーカーによる現地確認の結果、保証期間を超過しており部品がないため修理は不可能で、全面更新（総入れ替え）が必要と判明したため、全面更新の見積書を徴取しました。

・令和 5 年 9 月

令和 5 年度中の対応がスケジュール的に困難との判断から、令和 6 年度当初予算での

修繕を見込むこととしました。

・令和6年2～3月

入札～業者決定

・令和6年4月

契約締結（～令和6年9月末まで）

・令和6年7月末

作業実施予定

平成31年にバスケットゴールを収納することができないという事案が発生していたが、指定管理者は操作盤（押しボタン式）でバスケットゴールの出し入れを何回か行ったり、バスケットゴールに直接外的刺激を加えたり調整を施しながら使用していた。これでは根本的な解決にはならない。また、指定管理者は、メーカーの担当者から、全体的な経年劣化が原因であるため故障部分が断定できず、部品交換等による応急的な対応では完全に復旧できる確証がないこと、また納入から20年以上が経過した商品については修理を行っていないことの回答を得た。

その後、令和5年8月に体育館入口側のバスケットゴールが故障し、収納できなくなったため、故障から令和6年7月までに至る約1年間にわたって、バスケットゴールが使用できない状況となった。その結果、利用者アンケートにおいて、バスケットゴールの修理の要望が多数生じている。なお、指定管理者から、バスケットゴールの故障により、スポーツ会館の利用を辞めるバスケットチームもあると伺っている。

このような事態はスポーツ事業の費用対効果を損なう恐れがあることから、今後も施設に同様の不具合が生じた場合、県は、事業の有効性の観点から、指定管理者と協議のうえ、速やかに改修を図られることが必要である。

（意見 30）スポーツ会館のバスケットゴールの故障について

平成31年にバスケットゴールを収納することができないという事案が発生していたが、指定管理者は操作盤（押しボタン式）でバスケットゴールの出し入れを何回か行ったり、バスケットゴールに直接外的刺激を加えたり調整を施しながら使用していた。これでは根本的な解決にはならない。また、指定管理者は、メーカーの担当者から、全体的な経年劣化が原因であるため故障部分が断定できず、部品交換等による応急的な対応では完全に復旧できる確証がないこと、また納入から20年以上が経過した商品については修理を行っていないことの回答を得た。

その後、令和5年8月に体育館入口側のバスケットゴールが故障し、収納できなくなっ

たため、故障から令和6年7月までに至る約1年間にわたって、バスケットゴールが使用できない状況となった。その結果、利用者アンケートにおいて、バスケットゴールの修理の要望が多数生じている。なお、指定管理者からは、バスケットゴールの故障により、スポーツ会館の利用を辞めるバスケットチームもあると伺っている。

このような事態はスポーツ事業の費用対効果を損なう恐れがあることから、今後も施設に同様の不具合が生じた場合、県は、事業の有効性の観点から、指定管理者と協議のうえ、速やかに改修を図りたい。

9 西湘スポーツセンターについて

(1) 施設の老朽化について

西湘スポーツセンターは昭和57年に開所し施設を徐々に増やしながらい現在の形に至っている。スポーツ施設としてスポーツの振興と、健康・体力の維持増進を図ることを目的として、スポーツ大会や講習会、クラブ活動等に場を提供して、広く県民の心身の健全な発達に寄与する施設として運営されている。施設の概要は表3-IV-9-1のとおりである。

表 3-IV-9-1

施設	施設の概要
管理棟	RC造2階建て 1,583.41 m ² 事務室 更衣室 (温水シャワー付き) トレーニング室 [7m×14m] 小体育室 [14m×14m] 大会議室 [78名] 小会議室 [24名] 未病センター [令和2年4月より]
体育館棟	RC造2階建て 2,350.99 m ² アリーナ [全面42m×34.5m]・観覧席 [500席] 運営室 放送室
テニスコート	プレイコート [4面] 練習コート (壁打ち) [2面]
多目的広場	スポーツ広場 11,967.00 m ² レクリエーション広場 3,380.00 m ² ニュースポーツ広場 953.42 m ²
付属棟	RC造平屋建て

	更衣室（水シャワー付き）
その他	駐車場 [80 台・身障者用 2 台] 駐輪場 [50 台]



(入手資料より監査人が作成)

さて、監査人は、西湘スポーツセンターが昭和 57 年に開設し、既に約 42 年が経過していることから、老朽化に着目しながら施設を視察したところ、写真 3-IV-9-1 のとおり、老朽化から修繕が必要な箇所や備品の入替えが必要な箇所を識別した。

写真 3-IV-9-1 西湘スポーツセンターの老朽化の状況

管理棟（天井）	
管理棟（壁）	
管理棟（床）	

管理棟
(更衣室ロッカー)



管理棟
(事務室)



付属棟
(更衣室ロッカー)



付属棟
(玄関の靴箱)



練習コート
(床)



(監査人が撮影)

管理施設の修繕等については、神奈川県立西湘スポーツセンターの管理に関する基本協定書に以下のとおり規定されている。

【神奈川県立西湘スポーツセンターの管理に関する基本協定書より一部抜粋】

第5章 管理業務の実施に伴うリスク分担

(管理施設の修繕等)

第28条 管理施設の改修、改造、増築又は移設（以下「施設改修等」という。）については、甲が自己の費用と責任において実施するものとする。

2 乙は、管理業務の効率的又は効果的な運営を目的として施設改修等を行おうとする場合には、甲に協議を申し出ることができる。

3 前項の規定により協議を行った結果、甲が必要性、妥当性等を認めた場合、乙は当該施設改修等を自らの費用と責任において実施することができるものとする。

4 管理施設の修繕（以下「施設修繕」という。）に係る費用については、次の表の左欄に掲げる内容に応じ、右欄に掲げる物が負担するものとする。

施設修繕の内容	負担する者
経年劣化によるもの（30万円未満の修繕）	乙
経年劣化によるもの（30万円以上の修繕）	甲
第三者の行為により生じたもので、相手が特定できないもの（30万円未満の修繕）	乙
第三者の行為により生じたもので、相手が特定できないもの（30万円以上の修繕）	甲

5 乙は、施設改修等又は施設修繕を行った場合には、その内容について第41条第1項、第2項又は第3項の規定による月例業務報告に合わせ、甲に報告するものとする。

6 甲は、前項の規定による報告を受け、別表の修正が必要となった場合には、別表を修正し、乙に通知するものとする。

7 乙が施設改修等又は施設修繕を行った場合には、当該箇所に係る所有権は甲に帰属するものとし、乙は将来にわたってその権利を主張しないものとする。

8 乙は、善良な管理者の注意を怠り、管理施設を損傷又は滅失したときは、それによって生じた損害・損失や増加費用を甲に賠償しなければならない。なお、指定期間の終了後、又は指定の取消し後も同様とする。ただし、甲が特別の事情があると認めたときは、甲は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

9 前項の規定により乙が甲に賠償すべき損害・損失や増加費用を、緊急な対応が求められる等の理由により甲が支出した場合には、乙は甲からの請求にしたがって直ちに当該支出額を甲に対して支払うものとする。なお、指定期間の終了後、又は指定の取消し後も同様とする。

そこで、監査人は、上記の個所について、その修繕計画の進捗状況を指定管理者に質問したところ、以下のとおり修繕計画進捗状況の回答を得た。

【指定管理者からの回答】

老朽化箇所		現状	修繕計画進捗状況
管理棟	天井	雨漏りがあり、天井にシミが付いている。	施設の老朽化の進行や利用者の安全性に直ちに影響を与えるものではないため、他の優先すべき工事を行ったうえで順次行います。
管理棟	壁	亀裂が入り補修しきれていない。	施設の老朽化の進行や利用者の安全性に直ちに影響を与えるものではないため、他の優先すべき工事を行ったうえで順次行います。
管理棟	床	床の表面が剥がれている。	利用者の安全性に支障を生じうるため、予算要求の上、早期に実施予定です。
管理棟	更衣室ロッカー	全体的に錆びている。	利用者の利用に直ちに支障は生じていないため、他の優先的な備品の交換を行ったうえで更新の検討を行います。
管理棟	事務室	各部屋に掲げている時計を制御している基盤の時計が壊れている（各部屋の時計も動かない）。	利用者の利用に支障が生じないように別途時計を設置しており、直ちに支障は生じていないため、他の優先的な備品の交換を行ったうえで順次行います。
付属棟	更衣室ロッカー	全体的に錆びている。	利用者の利用に直ちに支障は生じていないため、他の優先的な備品の交換

			を行ったうえで更新の検討を行います。
付属棟	玄関の靴箱	全体的に錆びている。	利用者の利用に直ちに支障は生じていないため、他の優先的な備品の交換を行ったうえで更新の検討を行います。
練習コート	床	床が剥がれている。	利用者の安全性に支障を生じうるため、予算要求の上、早期に実施予定です。

(入手資料より監査人が作成)

上記の回答うち、利用者の安全に支障を生じると認識していながらも、修繕されていない箇所が存在する。また、利用者の利用に直ちに支障が生じていないため、修繕の優先度が低い箇所も存在する。

ここで、令和5年度に施設管理に対する満足度を調査する目的として利用者満足度アンケートを実施しているが、西湘スポーツセンターに係る施設・設備の状況のアンケート結果と、比較対象として同じ様な体育館、大小会議室等の施設を有しているスポーツ会館に係る施設・設備の状況のアンケート結果をまとめたのが、表3-IV-9-2である。

表3-IV-9-2 施設・設備の状況のアンケート結果

施設	とてもよい・よい	あまり良くない・悪い	無回答	合計
西湘スポーツセンター	489件 74.4%	146件 22.2%	22件 3.4%	657件 100%
スポーツ会館	319件 81.5%	69件 17.6%	3件 0.7%	391件 100%

(入手資料より監査人が作成)

表3-IV-9-2を見ると、施設・設備の状態が「あまり良くない・悪い」と答えた利用者が、西湘スポーツセンターは22.2%であるのに対してスポーツ会館は17.6%であり、西湘スポーツセンターの方が多。利用者が快適な環境でスポーツを楽しみ、その振興と、健康・体力の維持増進を図るため、県は、事業の有効性の観点から、施設の老朽化に応じ

計画的に修繕を実行することが必要であると考えられる。

（意見 31）西湘スポーツセンターの施設の老朽化について

西湘スポーツセンターは昭和 57 年の開設から約 42 年が経過している。監査人が施設を視察したところ、老朽化が進み、修繕が必要な箇所や備品の入替えが必要な個所が散見された。この点、指定管理者は利用者の安全に支障を生じうると認識しているながらも、監査日現在、修繕していない箇所が存在している。

また、利用者の満足度アンケートの結果においても、施設・設備の状態が「あまり良くない・悪い」と答えた利用者が他の施設と比較して高い結果となっている。

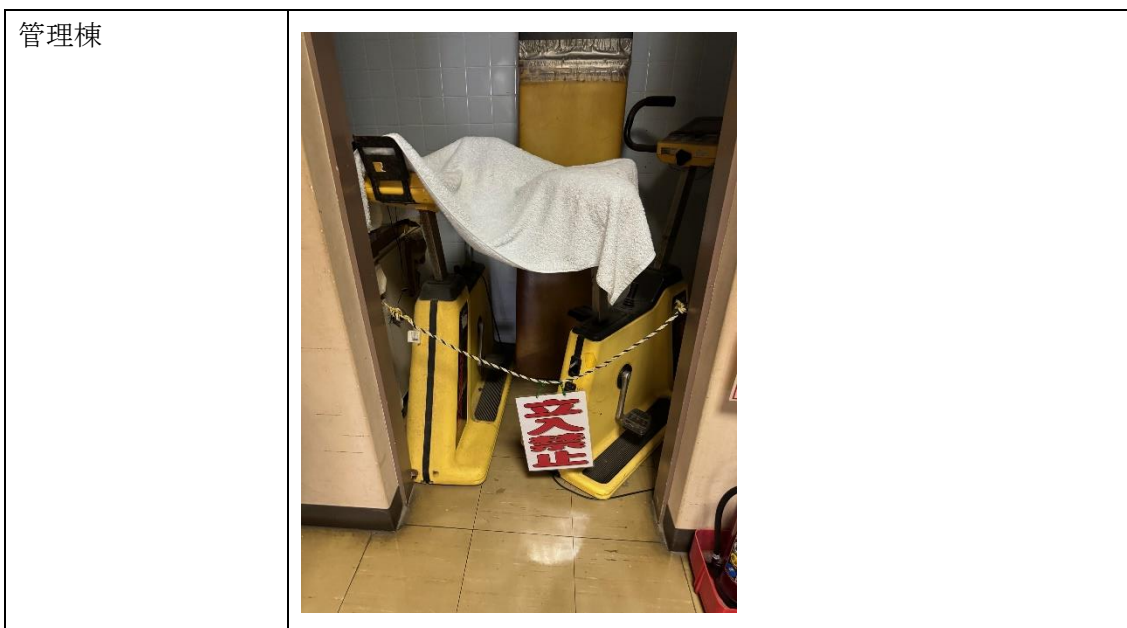
以上のことから、利用者が快適な環境でスポーツを楽しみ、その振興と、健康・体力の維持増進を図るため、県は、事業の有効性の観点から、施設の老朽化に応じ計画的に修繕を実行することとされたい。

（2）未使用物品について

管理物品については神奈川県立西湘スポーツセンターの管理に関する基本協定書及び令和 6 年度における神奈川県立西湘スポーツセンターの管理に関する年度協定書に規定されている。

そこで、監査人は、県が指定管理者へ無償で貸し付けている物品を確認するために現地を視察したところ、写真 3-IV-9-2 のとおり、未使用の物品を識別した。

写真 3-IV-9-2 西湘スポーツセンターの未使用物品



管理棟	
体育館棟	

(監査人が撮影)

そこで監査人が県に未使用（今後も未使用）の物品リストを要求したところ、以下の回答を得た。

【県からの回答】

分類	品名	規格	単価	数量	取得年月日
ちゅう具類	ウォータークーラー	東芝 RWF517P	50,573	1	H5. 1. 14
		東芝 RWF517P	77,868	1	H3. 7. 5
	冷蔵庫	ナショナル NR-M11B	53,045	1	H1. 6. 29

冷暖房機器類	ルームクーラー	三菱 PC-71EKD	401,700	1	H2.7.1
		三菱 PC-14EGD	618,000	1	H2.7.1
事務用機器類	ワードプロセッサ	東芝ルポ JW98GX	169,050	1	H9.6.4
	紙裁断機	ウチダ 180L	59,740	1	H3.11.20
	輪転機	リソグラフ RC100	576,800	1	H5.8.20
	サージェントジャンプメーカー	タケイ TTK1861	31,930	1	H2.7.1
	フリッカー測定器	501(6)	35,700	1	S57.4.1
計測機器類	30秒タイマー	モルテン MSC30, MSCFS	134,100	1	H5.7.27
		モルテン MSC30, MSCFS	158,208	1	H1.7.25
	全身反応測定器	ヤガミ YB-1A	296,640	1	H5.7.9
	長座位前屈測定器	ヤガミ WL-50	55,260	1	H5.7.9
写真光学機器類	16mm 映写機	エルモ 16CL(M0)	265,000	1	S57.4.1
	OHP	エルモ HP-2450	90,000	1	S57.4.1
	カメラ	ニコン EM ニッコール 50mm	656,000	1	S57.4.1
	カラーカメラ	ソニーHVC-F1	180,000	1	S57.4.1
	スキャニングシャッター	1284	161,600	1	S57.4.1
	スライド映写機	エルモ A50AF	58,000	1	S57.4.1
	ビデオカメラ	ナショナル MS-3	218,360	1	H2.7.13
	レンズ	ズームニッコール	86,500	1	S57.4.1

		80~200mm			
	高感度ロータリー シャッターカメラ	ソニーPSC- 1150	346,800	1	S57.4.1
医療機器類	加速度脈波 測定装置	APG-100-S12	669,500	1	H3.5.18
諸機械類	VTR	ソニー SL -J9	238,400	1	S57.4.1
		三菱 HV- V36	203,940	1	H1.7.13
	アンプ	ナショナルグチャア ンプ WX620	189,000	1	S57.4.1
		ビクターPE-80 ワイレスアンプチュ ーナユニット	168,920	1	H7.7.21
		2台組込 WT-UD80			
		ナショナル 卓上アンプ 30W	41,700	1	S57.4.1
	マイクロホ ン	パナソニック WX-4100	39,861	2	H7.5.27
		パナソニック WX-4300	45,423	1	H7.5.27
		ビクターワイレスマ イク WM-P88(タ 化°ン型)	32,960	1	H7.7.21
	アンプ用リ モコン	ナショナル WA-105	55,000	1	S57.4.1
	テレビ	サンヨーC- 25F30(Hk)	61,950	1	H9.5.27
		東芝 25882H	100,940	1	H3.11.27
	掃除機	ナショナル MC-G500	62,830	1	H2.7.6
教養及び体 育器具	エアロバイ ク	コンビエア ロバイク 800	350,200	2	H2.7.3

	トランポリン	セノー CA 60	275,800	2	S57.4.1
	ネット	SSK S SN- 404(サッカーゴ ール用)	52,530	1	H7.2.1
		テニス TN 黒 11- 4086DN	55,517	3	H5.7.27
	ランニング マシン	スタートラ ック 2000	1,333,850	1	H3.8.30
	ローイング マシン	セノー BF 0112	270,000	1	S63.5.31
	電光得点表 示装置	セノー DS 17	3,467,750	1	S57.4.1
	トレッドミ ル	KH524	1,125,360	1	H31.3.22

西湘スポーツセンターは昭和 57 年の開設から約 42 年が経過している。そのため、物品も老朽化が進み、上記リストのように未使用になった物品が多数生じたものと考えられる。監査日現在、未使用物品の中には、館内の空いたスペースに放置されている使用不能な物品も存在した。このような状況を鑑みれば、物品を適切に管理しているとは言い難く、したがって、今後は適切に保管ないし廃棄することが必要であると考えられる。

(意見 32) 西湘スポーツセンターの未使用物品について

西湘スポーツセンターは昭和 57 年の開設から約 42 年が経過している。そのため、物品も老朽化が進み、未使用になった多数の物品が生じたものと考えられる。監査日現在、未使用物品の中には、階段の踊り場など館内の空いたスペースに放置されている使用不可能な物品も存在した。このような状況を鑑みれば、物品を適切に管理しているとは言い難く、したがって、今後は適切に保管ないし廃棄することとされたい。

(3) 物品の管理シールについて

監査人は、県が指定管理者へ無償で貸し付けている物品を確認する際、神奈川県立西湘スポーツセンターの管理に関する年度協定書の別表 1 よりサンプル 5 件を抽出し、その現物を確認した。当該サンプル 5 件は、表 3-IV-9-3 のとおりである。

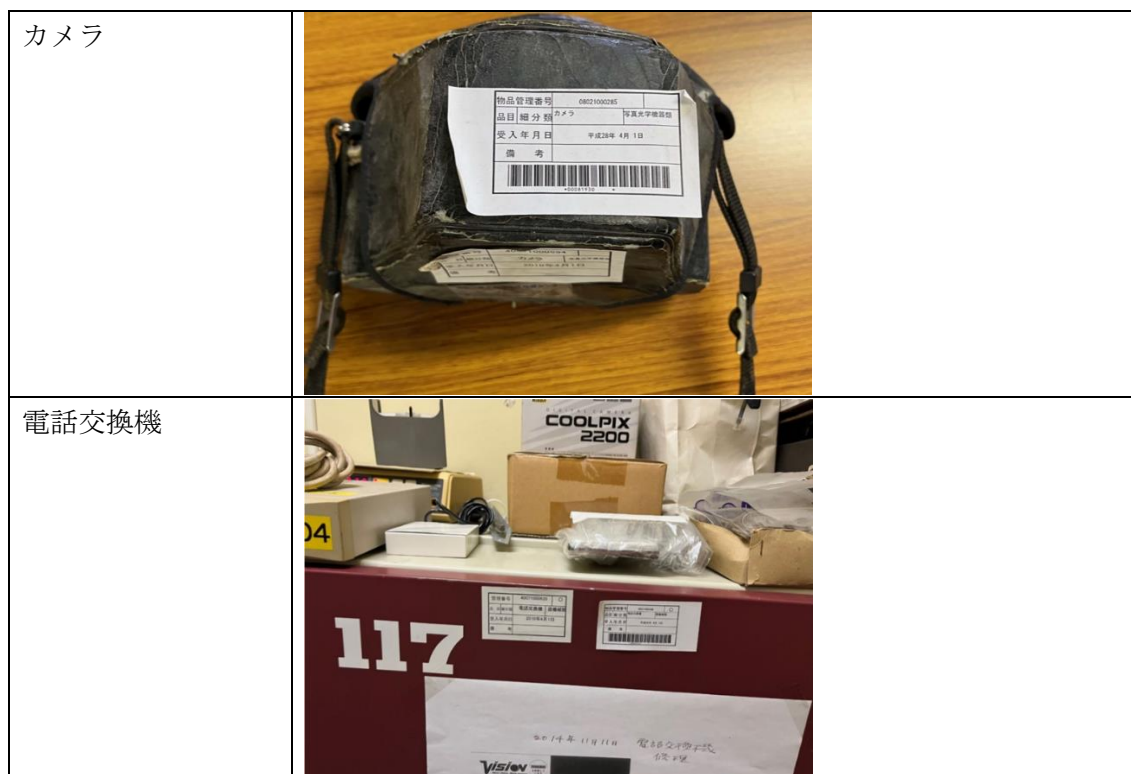
表 3-IV-9-3 現物を確認したサンプル5件

分類	品名	規格	単価	数量	取得年月日
写真光学機器類	カメラ	ニコンEM ニッコール 50 mm	656,000	1	S57.4.1
諸機械類	電話交換機	クロスバー 交換機 20 回 線用	2,078,000	1	S57.4.1
教養及び体育器具	ランニング マシン	スタートラ ック 2000	1,333,850	1	H3.8.30
	電光得点表 示装置	セノー D S17	3,467,750	1	S57.4.1
	トレッドミ ル	KH524	1,125,360	1	H31.3.22

(年度協定書の別表 1 より監査人が作成)

上記の結果、それぞれの状態は、写真 3-IV-9-3 のとおりである。

写真 3-IV-9-3 西湘スポーツセンターのサンプル抽出した管理物品



ランニングマシン		
電光得点表示装置		
トレッドミル		

(入手資料より監査人が作成)

ここで、県の財務規則によれば、物品に管理シールを添付しなければならない旨が規定されている。

【県の財務規則より一部抜粋】

(備品等の照合等)


第 167 条 物品管理者は、備品を受け入れたときは、当該備品に管理シールを適宜の方法により貼付しなければならない。ただし、受入れ後直ちに管理換えする備品にあっては、この限りでない。

2 物品管理者は、少なくとも毎年度 1 回、その管理する備品及び借用物品（職員に使用させている備品及び借用物品を含む。）の管理の状況を、備品台帳若しくは借用物品

台帳に記録されている事項又は物品管理票若しくは借用物品管理票に記載されている事項と照合するとともに、その結果を備品台帳又は借用物品台帳に記録しなければならない。

そこで監査人がサンプル 5 件の添付シールの状況を確認したところ、表 3-IV-9-4 のとおりであった。

表 3-IV-9-4 サンプル 5 件の添付シールの状況

品名	シールの添付状況
カメラ	異なる管理番号と受入年月日が記載されたシールが 2 枚添付されていた。
電話交換機	異なる管理番号と受入年月日が記載されたシールが 2 枚添付されていた。
ランニングマシン	異なる管理番号と受入年月日が記載されたシールが 2 枚添付されていた。
電光得点表示装置	異なる管理番号と受入年月日が記載されたシールが 2 枚添付されていた。そのうち 1 枚は半分以上剥がれていて内容が不明瞭であった。
	
トレッドミル	シールの添付なし。

(入手資料より監査人が作成)

表 3-IV-9-4 うち、トレッドミルについては、シールが添付されていなかったことから、これを添付することが必要である。

また、表 3-IV-9-4 うち、トレッドミル以外の 4 件については、シールが添付されていたものの、異なる管理番号と受入年月日が記載されたシールが 2 枚添付されていた。なお、電光得点表示装置についてはシールが 2 枚添付され、そのうち 1 枚が半分以上剥がれ

ている状態であった。そこで監査人は、2枚添付された物品それぞれの受入年月日について、その理由を県に質問したところ、以下の回答を得た。

【県からの回答】

受入年月日	理由
平成 28 年 4 月 1 日	教育委員会から知事部局にスポーツ課が移管された時期に貼られたもの
平成 22 年 4 月 1 日	西湘スポーツセンター（当時は「西湘地区体育センター」）に指定管理者制度が導入された際に貼られたもの

物品を管理するうえで、シールを2枚添付する必要性はなく、むしろ混乱を招くことから、古いシールについては、斜線を引くか破棄するかなどして整理することが必要である。

以上のことから、県はサンプル5件のみではなく、全ての物品を再確認して是正することが必要である。

（意見 33）西湘スポーツセンターの管理物品に対するシール添付について

県の財務規則第 167 条において、「物品管理者は、備品を受け入れたときは、当該備品に管理シールを適宜の方法により貼付しなければならない。」と規定している。監査人が物品5件をサンプルして確認したところ、1件については、シールが添付されていなかったことから、これを添付されたい。

また、監査人が確認したサンプル5件のうち4件については、シールが添付されていたものの、異なる管理番号と受入年月日が記載されたシールが2枚添付されていたことから、古いシールについては、斜線を引くか破棄するかなどして整理されたい。

以上のことから、県は監査人が確認したサンプル5件のみではなく、全ての物品を再確認して是正されたい。

10 山岳スポーツセンターについて

山岳スポーツセンターは、丹沢登山のメッカ塔ノ岳（1490.9m）の山麓、水無川河畔の県立秦野戸川公園内にあり、昭和 41 年以来四十八瀬川上流、丹沢山系鍋割山山麓に所属した県立登山訓練所の老朽化に伴い、建替え後継施設として建設され平成 9 年 7 月に開所された。平成 10 年かながわゆめ国体（山岳競技）の開催を契機に、従来の機能に加えて新規の屋外施設として競技用のクライミングウォールが設置され、令和 2 年 4 月からは、屋外スピードウォールが新設された。

山岳スポーツセンターは、登山の正しい知識や技術の普及を図ることを目的として、県の行うクライミング教室、山岳遭難対策を含む指導者養成事業（神奈川県山岳連盟委託事業）や、登山に関する研修会、会議、合宿等の実施を主たる施設利用としている。

このほか、青少年の健全育成を目的とした、野外活動等の拠点として、広く県民のレクリエーション活動の場として提供することとしている。

指定管理者は神奈川県公園協会・小田急電鉄共同事業体であり、指定管理費の予算は令和5年度で14,893千円である。

山岳スポーツセンターでは、各種の体験教室・研修や大会を実施しており、それぞれの令和5年度の実績は、表3-IV-10-1及び表3-IV-10-2のとおりである。

表3-IV-10-1 令和5年度に開催された山岳スポーツセンターの教室・研修

体験教室	体験教室名（開催数）	定員数	参加人数
クライミング 体験教室	秦野丹沢まつり山開き体験クライミング（年1回）	60人	73人
	星空観察と親子シャワークライミング（年1回）	20人	9人
	山の日 in HADANO 親子体験クライミング（年1回）	35人	10人
	秦野戸川公園まつり体験クライミング（年1回）	40人	9人
リード・スピード クライミング 教室	リードクライミング教室（年7回）	84人	156人
	スピードクライミング教室（年6回）	84人	62人
	指導者等向けの研修（年13回）	-	671人
登山教室	登山教室（年10回）	200人	168人
	冬山教室（年1回）	25人	24人

（入手資料より監査人が作成）

表3-IV-10-2 令和5年度に開催された山岳スポーツセンターの大会

大会	大会名	定員数	参加人数
クライミング大 会	クライミングコンペオール神奈川2023	-	103人
	高体連新人スポーツクライミング大会	-	97人
	スピードクライミング競技会	-	63人
	かながわ県民登山	-	45人
	パラクライミングジャパンシリーズ第2戦	-	82人

（入手資料より監査人が作成）

体験教室のうちリードクライミング教室及びスピードクライミング教室は、クライミング競技の普及・振興や山岳指導者養成を目的として、県が神奈川県山岳連盟に直接委託してきた事業であったが、令和4年度で指定管理業務の一環に位置付けたため、指定管理者が神奈川県山岳連盟に委託して実施している教室である。ここで、リード・スピードクライミングの競技の概要は、表3-IV-10-3のとおりである。なお、リード、スピード、ボルダールの3つのフォーマットから構成されるのがスポーツクライミング競技であり、令和3年に開催された東京オリンピックでは各選手が3つのフォーマットを競い合い、各順位の積が得点となり最終順位が決められたが、令和6年度に開催されたパリオリンピックでは競技形式が変更され、スピード種目とボルダール&リード複合種目の2種目で競い合われた。参考までにボルダークライミングの協議の概要も表3-IV-10-3に記載した。

表3-IV-10-3 クライミングの競技の概要

競技	概要
リードクライミング	高さ12m以上の壁に設けられたルートを6分以内にどの地点まで登れるかを競う種目である。選手は安全の為に、ロープをクイックドロワー（ロープを引っ掛ける器具）に掛けながら登り、トップのクイックドロワーにロープを掛ければ「完登」となる。途中で落ちた場合はそこが記録となり、再トライはない。完登した選手あるいは同じ高さまで登った選手が複数いる場合は、タイムが早い選手が上位となる。
スピードクライミング	毎大会同じ条件で高さ15m、95度に前傾した壁にセットされた同一の2本のルートを2人の選手が隣り合わせで登り、勝ち抜き形式で速さを競うスプリント種目である。2人の瞬発力がぶつかり合う試合が展開され、フライングは一発で失格となる。
ボルダークライミング	選手はロープを使わずに4.5mの高さの複数の壁に挑み、制限時間内にいくつ壁に登れるかを競う一方で、途中で落下してもできる限り少ないトライで登り切るかを競い合う。

(入手資料より監査人が作成)

令和4年度と令和5年度の参加人数は表3-IV-10-4のとおりである。

表3-IV-10-4 令和4年度と令和5年度のリード・スピードクライミング教室参加人数

体験教室名（開催数）	定員数	R4年度 参加人数	R5年度 参加人数

リードクライミング教室（年7回、各12人）	84人	164人	156人
スピードクライミング教室（年6回、各14人）	84人	32人	62人

（入手資料より監査人が作成）

表3-IV-10-4を見ると、リードクライミング教室は定員数を上回る参加人数であり、教室の人気の高さを見てとれる。これに対して、スピードクライミング教室は参加人数が令和4年度及び令和5年度いずれも定員数を大幅に下回っており、費用対効果の観点から事業の有効性に疑問を持たざるを得ない。

スピードクライミング教室の定員割れの原因を県に質問したところ、以下の回答を得た。

【県からの回答】

スピードクライミングの難しさや認知度の低さも原因の一つと考えていますので、引き続き、普及啓発に努め競技人口の拡大に繋げていきたいと考えています。

令和5年度にスピードクライミング大会を開催するなど、スピードクライミングの認知度や競技人口の増を目指しています。

今後、県の広報を活用するなどにより、より多くの方に周知を行っていくことも検討しています。

このように県は「令和5年度にスピードクライミング大会を開催するなど、スピードクライミングの認知度や競技人口の増を目指しています。」及び「今後、県の広報を活用するなどにより、より多くの方に周知を行っていくことも検討しています。」と回答しているが、これによって教室参加者が直ちに増加するか否か不明であることから、県は、費用対効果の観点から、スピードクライミングの教室参加者を増加させるための具体的な方策を早急に策定・実行すること、あるいは教室の廃止を検討することが必要であると考えられる。

（意見 34）山岳スポーツセンターのスピードクライミング教室の有効性について

山岳スポーツセンターは、平成10年かながわゆめ国体（山岳競技）の開催を契機に、従来の機能に加えて新規の屋外施設として競技用のクライミングウォールが設置され、令和2年4月からは、屋外スピードウォールが新設された。ここで、スピードクライミング教室は、年間の定員84人に対して参加者が令和4年度で32人、令和5年度で62人となっており、いずれも定員数を大幅に下回っており、費用対効果の観点から事業の有効性に疑問を持たざるを得ない。

その対策として県は「令和5年度にスピードクライミング大会を開催するなど、スピー

ドクライミングの認知度や競技人口の増を目指しています。」及び「今後、県の広報を活用するなどにより、より多くの方に周知を行っていくことも検討しています。」と回答しているが、これによって教室参加者が直ちに増加するか否か不明であることから、県は、費用対効果の観点から、スピードクライミングの教室参加者を増加させるための具体的な方策を早急に策定・実行すること、あるいは教室の廃止を検討することとされたい。

11 宮ヶ瀬湖カヌー場について

宮ヶ瀬湖カヌー場は、宮ヶ瀬湖の誕生に合わせ、第53回国民体育大会（平成10年かがわ・ゆめ国体）のカヌー（レーシング）競技施設として整備され、国体終了後もカヌーを通じた県民の生涯スポーツ拠点として、宮ヶ瀬湖周辺地域の振興のため、施設利用が図られている。

指定管理者は公益財団法人宮ヶ瀬周辺振興財団であり、指定管理費の予算は令和5年度で18,572千円である。施設の概要は、表3-IV-11-1のとおりである。

表3-IV-11-1 宮ヶ瀬湖カヌー場の概要

施設	施設の概要
管理棟	鉄骨造 471.27 m ² 2階建て (事務室、保健室、ロッカー室、シャワー室、浴室、会議室、研修室、トイレ)
艇庫	鉄骨造 1,039.60 m ² 艇保管庫、備品庫 収納可能艇数 104 艇
競技コース	1,000m、500m、200m 水上決勝審判台、発艇補助台
浮棧橋	2基
プロパン庫	コンクリートブロック造 5.76 m ²
少量危険物保管庫	軽量鉄骨造



(入手資料より監査人が作成)

宮ヶ瀬湖カヌー場の月例報告については、神奈川県立宮ヶ瀬やまなみセンター、神奈川県立宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地並びに神奈川県立宮ヶ瀬湖カヌー場の管理に関する基本協定書に規定されている。

【神奈川県立宮ヶ瀬やまなみセンター、神奈川県立宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地並びに神奈川県立宮ヶ瀬湖カヌー場の管理に関する基本協定書より一部抜粋】

(管理業務の月例業務報告書の作成及び提出)

第 41 条 乙は、前条に規定する業務日報に基づき、施設ごとの管理業務の実施状況を報告するための月例業務報告書と、3施設一体としての管理業務の実施状況を報告するための月例業務報告書を、それぞれ月ごとに作成し、翌月 10 日までに甲に提出しなければならない。

2 乙は、指定の取消しを命じられた場合には、30 日以内に、指定の取消しを命じられた日までの間の、その月の月例業務報告書を提出しなければならない。

3 乙は、管理業務の停止を命じられた場合には、月例業務報告書の提出について、甲の指示に従うものとする。

そこで監査人は令和 5 年度の月例業務報告書を閲覧したところ、表 3-IV-11-2 のとおり、提出期限（各月に作成し、翌月 10 日までに県に提出という期限）が守られていない報告書を識別した。

表 3-IV-11-2 令和 5 年度に提出期限が守られていない月例業務報告書

月例報告	月例業務報告書の提出日
令和 5 年 3 月	令和 5 年 4 月 18 日
令和 5 年 4 月	令和 5 年 5 月 14 日
令和 5 年 5 月	令和 5 年 6 月 15 日

(入手資料より監査人が作成)

このような事態は、指定管理者の問題だけではなく、県にも問題があったと言わざるを得ない。すなわち、県は指定管理者から月例業務報告書の提出を受け、その管理状況を把握するとともに、必要な緊急対応その他を指示しなければならないところ、それが遅延しているという問題が生じている。したがって、県は、指定管理者に対して、基本協定に基づき、月例報告書を期限どおり提出するよう指導することが必要である。

(意見 35) 宮ヶ瀬湖カヌー場の月例業務報告書提出の指導について

監査人が宮ヶ瀬湖カヌー場について令和5年度における指定管理者からの月例業務報告書を閲覧したところ、提出期限（各月に作成し、翌月10日までに県に提出という期限）が守られていない報告書（令和5年3月分、4月分、5月分）を識別した。

このような事態は、指定管理者の問題だけではなく、県にも問題があったと言わざるを得ない。すなわち、県は指定管理者から月例業務報告書の提出を受け、その管理状況を把握するとともに、必要な緊急対応その他を指示しなければならないところ、それが遅延しているという問題が生じている。したがって、県は、指定管理者に対して、基本協定に基づき、月例報告書を期限どおり提出するよう指導されたい。

12 指定管理者の詳細アンケートにかかわる報告書について

指定管理者は、基本協定書に基づいて、詳細な内容のアンケートを定期的を実施し、その結果及び対応状況を取りまとめたうえ、調査終了後、一定の期間内に、県に報告書として提出しなければならない。この提出期限は、基本的には調査終了後10日以内である。

ここでは、スポーツ会館を例にして規定を一部抜粋して以下のとおり記載した。

【神奈川県立スポーツ会館の管理に関する基本協定書より一部抜粋】

(利用者満足度調査の実施)

第46条 乙は、管理施設の利用者の苦情・意見等を施設の運営に反映し、管理業務のサービス水準の向上を図るため、次に示す方法により管理施設の利用者の満足度の調査（以下「利用者満足度調査」という。）を行うものとする。

(1) 簡易アンケート

管理施設の窓口で常時用紙を備えて利用者に記入を求めるとともに、簡便な方法で随時実施するアンケート

(2) 詳細アンケート

アンケート用紙を利用者に一斉に送付し、回収・分析するなど、詳細な内容で定期的実施するアンケート

- 2 乙は、利用者満足度調査の実施方法等について、年度協定書の締結の際に甲と協議の上決定する。
- なお、前項第2号による詳細アンケートの実施方法等については、年度協定書で規定するものとする。
- 3 乙は、利用者満足度調査により把握した管理施設の利用者の苦情・意見等を真摯に受け止め、業務改善等に活かすよう努めるものとする。
- 4 乙は第1項第1号による簡易アンケートの結果及び対応状況について、第41条第1項、第2項又は第3項に規定する月例業務報告書により甲に報告するものとする。
- 5 乙は、第1項第2号による詳細アンケートの結果及び対応状況を取りまとめた報告書を、調査終了後10日以内に、甲に提出するものとする。

【令和6年度の神奈川県立スポーツ会館の管理に関する年度協定書より一部抜粋】

(利用者アンケートの実施方法)

第7条 乙は、基本協定書第46条第1項第1号に規定する簡易アンケートには次の内容を設定するものとする。

- (1) 施設の総合評価について
- (2) 職員の対応状況について

2 乙は、基本協定書第46条第1項第2号に規定する詳細アンケートを次により行うものとする。

- (1) 実施時期

9月(上半期分)と3月(下半期分)に各1回ずつ調査するものとする。

- (2) 実施方法

アンケート用紙を配布し、回収・分析等を行うものとする。

- (3) 実施内容

基本協定書第46条第1項第1号に定める簡易アンケートと基本的な項目は共通とし、基本的な項目を補足する質問を設定するものとする。

そこで、監査人は令和5年度の「詳細アンケートの結果及び対応状況を取りまとめた報告書」が期限内に提出されているかを確認したところ、表3-IV-12-1のとおり、期限内に提出されていない報告書を識別した。

表3-IV-12-1 期限内に提出されていない報告書

施設	アンケート	アンケート実施期間	提出日
スポーツ会館	令和5年度上期	令和5年9月13日	令和5年11月10日

		(水)～令和5年10月 20日(金)	
	令和5年度下期	令和6年2月7日 (水)～令和6年3月 15日(金)	令和6年4月3日
西湘スポーツセンタ ー	令和5年度上期	令和5年10月2日 (月)～令和5年10月 15日(日)	令和5年11月10日
	令和5年度下期	令和6年3月13日 (水)～令和6年3月 26日(火)	令和6年4月10日

(入手資料より監査人が作成)

詳細アンケートの結果及び対応状況を取りまとめた報告書が、調査終了後10日以内に提出されていないため、規定に準拠していない。県は、詳細アンケートの結果及び対応状況を取りまとめた報告書の提出を受け、指定管理者の管理業務の実施状況を確認するのであり、提出が遅れる事により、県が緊急で対応する必要がある事象が生じた場合に対応の遅延が生じ、事業の有効性を損なう可能性がある。

(指摘4) 詳細アンケートの提出期限について

指定管理者は、基本協定書に基づいて、詳細な内容のアンケートを定期的を実施し、その結果及び対応状況を取りまとめたうえ、調査終了後、一定の期間内に、県に報告書として提出しなければならない。この提出期限は、基本的には調査終了後10日以内であるが、山岳スポーツセンターのみ調査終了後30日以内と規定している。

そこで、監査人は令和5年度の「詳細アンケートの結果及び対応状況を取りまとめた報告書」が期限内に提出されているかを確認したところ、スポーツ会館及び西湘スポーツセンターが期限内に提出されていなかった。

このような事態は、指定管理者の問題だけではなく、県にも問題があったと言わざるを得ない。すなわち、県は指定管理者から「詳細アンケートの結果及び対応状況を取りまとめた報告書」の提出を受け、その状況を把握するとともに、必要な対応を指示しなければならないところ、それが遅延しているという問題が生じている。したがって、県は、指定管理者に対して、基本協定に基づき、「詳細アンケートの結果及び対応状況を取りまとめた報告書」を期限どおり提出するよう指導されたい。

V K I Fについて

1 資金運用手続について

(1) 資金運用規程について

K I Fは、世界に開かれた神奈川、世界と結ぶ神奈川を目ざして、人と人、地域と地域の国際交流及び国際協力の積極的な推進、多文化共生社会の実現、国際的な人材の育成並びに学術・文化交流を通じ地域文化の向上を図り、もって県民の福祉の向上と世界の平和と発展に寄与することを目的として設立された団体である。

ここで、令和5年度において、K I Fの基本財産及び特定資産の内訳は表3-V-1-1のとおりである。

表3-V-1-1 令和5年度の基本財産及び特定資産の内訳

(単位：千円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
投資有価証券	767,550	614,220	686,328	695,442
普通預金	0	11,700	11,700	0
基本財産計	767,550	625,920	698,028	695,442
特定資産				
民際協力基金				
普通預金	624	276,066	276,687	3
投資有価証券	659,857	454,610	477,601	636,866
小計	660,481	730,676	754,288	636,869
湘南国際村学術研究 交流基金				
投資有価証券	2,170,532	2,015,205	2,146,345	2,039,392
普通預金	32,824	1,535,461	1,364,506	203,779
貸付金	344,250	0	38,250	306,000
小計	2,547,606	3,550,666	3,549,101	2,549,171
退職給付引当資産	27,605	0	0	27,605
助成金調整積立資産	50,639	61,920	104,630	7,930
特定資産計	3,286,332	4,343,262	4,408,019	3,221,575
合計	4,053,882	4,969,182	5,106,047	3,917,017

(入手資料より監査人が作成)

表3-V-1-1を見ると、基本財産及び特定資産の大部分を投資有価証券の金額が占めることが分かる。

次に、基本財産等運用収入を示すと表 3-V-1-2 のとおりである。

表 3-V-1-2 令和 5 年度収支計算書（資金収支ベース）より一部抜粋

（単位：千円）

科目	予算額	決算額	差異
I 事業活動収支の部			
1 事業活動収入			
基本財産等運用収入	52,906	41,126	11,780

（入手資料より監査人が作成）

表 3-V-1-2 を見ると、事業活動収入の基本財産等運用収入の実績が予算を大きく下回っていることが分かる。そこで、K I F の資金運用規程について質問したところ、次の回答を得た。

【K I F からの回答】

資金運用規程は、公益財団法人かながわ国際交流財団資金運用規程（以下「資金運用規程」という。）に定められています。

次に、上述した有価証券が資金運用規程の適用範囲か否か確かめたところ、資金運用規程は以下のとおり定められている。

【公益財団法人かながわ国際交流財団資金運用規程より一部抜粋】

（適用範囲）

第 2 条 この規程が適用される財産は定款第 5 条に定める基本財産及びその他の財産の内、この財団の裁量により効率的に運用すべき資金をいう。

（資金区分）

第 4 条 この規程が適用される資金運用は、次のとおり、財産の区分に応じて行うものとする。

（1）基本財産

資産価値の維持を図ることを旨として、下記の金融商品により運用を行うものとする。

ア 預貯金

イ 国債

ウ 地方債（地方公共団体の財政の健全化に関する法律で定める早期健全化基準を下回るものを除く）

エ 政府保証債（地方公共団体による保証も含む）

オ 担保付財投機関債

カ 金融債

キ 一般担保付社債

ク 投資信託（株式を対象としたものを除く）

(2) その他の財産の内、この財団の裁量により効率的に運用すべき資金

資金の積立目的、運用可能期間等その資金の特性を勘案し、下記の金融商品により運用を行うものとする。

ア 預貯金

イ 国債

ウ 地方債（地方公共団体の財政の健全化に関する法律で定める早期健全化基準を下回るものを除く）

エ 政府保証債（地方公共団体による保証も含む）

オ 担保付財投機関債

カ 金融債

キ 一般担保付社債

ク 投資信託（株式を対象としたものを除く）

(3) 前2号にかかわらず、理事会が第3条の原則に適合すると判断し承認した運用対象

上記規程より、有価証券の購入及び売却は資金運用規程の適用範囲であることが分かる。そこで、資金運用の手続について資金運用規程を確かめたところ、以下のとおり定められている。

【公益財団法人かながわ国際交流財団 資金運用規程より一部抜粋】

(資金運用の基本原則)

第3条 この法人の資金運用について、専務理事は善良なる管理者の注意義務を払うとともに、法令及びこの財団の定款並びに規程に従い、忠実に職務を執行しなければならない。

(金融機関からの提案書の提出)

第6条 専務理事は第4条による運用を行う場合は、原則として2社以上の金融機関が「提案書（別紙2-1及び別紙2-2）」を提出する引き合いによるものとし、その内容を比較して決定することとする。なお、その場合、引き合いに参加させる金融機関数は、原則として次の各号による。

(1) 5億円以上の場合は、6社以上

(2) 1億円以上5億円未満の場合は、4社以上

(3) 1億円未満の場合は、2社以上

(運用等の事務手続き)

第9条 前2条により金融商品を購入もしくは売却する場合は、事務局長は次の各号に定める書類を作成・添付し、専務理事の決裁を得るものとする。

- (1) 引合書 (別紙3-1及び3-2)
- (2) 引合結果表 (別紙4-1及び4-2)
- (3) 添付資料
 - ① 運用の考え方 (運用方法、運用金額、運用期間等)
 - ② 市場価格の調査票
 - ③ 資金の運用状況

上記規程より、資金運用を行う場合は、原則として2社以上の金融機関が提案書を提出する引き合いによるものとし、その内容を比較して決定するとある。また、金融商品を購入もしくは売却する場合は、事務局長が引合書及び引合結果表、添付資料(運用の考え方、市場価格の調査票、資金の運用状況)を作成し、専務理事の決裁を得るものとする。

そこで、令和5年度に有価証券を購入もしくは売却した際の金融機関からの提案書及び引合書、引合結果書について質問したところ、以下の回答を得た。

【K I Fからの回答】

令和5年度におきましては、該当する案件はございませんでした。

ここで正味財産増減計算書内訳表を見ると、一般正味財産増減の部の経常外増減の部に有価証券売買差額及び指定正味財産増減の部において投資有価証券売却損益が計上されていることがわかる。そのため、令和5年度において有価証券の売却が行われていることが分かる。

そこで、資金運用規程第6条及び第8条に定められた運用が行われていないのか質問したところ、以下の回答を得た。

【K I Fからの回答】

昨今、金利が急騰するなど市況の著しい変化に伴い、保有する債券の含み益の急速な減少と、利回りのよい既発債の市場取引が一刻を争うものとなり、債券入替の意思決定にスピードが必要であったため、規程の「原則として」の文言に則り例外的な取り扱いとした。保有する債券の償還時期に合わせた取引など、売買にかかるスケジュールに適切な時間が取れるならば複数社に価格の問合せをするなどして最も有利なものを入手することができるので、この規程が不要であるとは認識していません。売買の環境に応じて最も有効な手段をとれることが財団にとって重要であると考えます。

K I Fからの回答によると、K I Fの説明では資金運用規程に則った運用が行われている

ないことが分かった。具体的には、資金運用規程第6条に定められている金融機関からの提案書の提出及び第9条に定められている運用等の事務手続の運用が適正に行われていなかった。

まず、第6条の金融機関からの提案書の提出の規程を見ると、運用を行う場合は、原則として2社以上の金融機関が「提案書」を提出する引き合いによるものとし、その内容を比較して決定することとするとされている。

しかしながら、令和5年度における投資有価証券の購入及び売却の手続において、2社以上の金融機関による「提案書」の内容を比較して決定しておらず、1社からの「提案書」の内容を基に起案書を作成し専務理事の決裁を得ていた。

次に、第9条の運用等の事務手続の規程を見ると、金融商品を購入もしくは売却する場合は、事務局長は次の各号に定める書類を作成・添付し、専務理事の決裁を得ることとするとされている。

しかしながら、金融商品を購入もしくは売却する場合に作成しなければならない書類（引合書及び引合結果表）を作成していなかった。

この点、資金運用規程は、K I Fの基本財産及びその他の財産の資産価値の維持を図ること等を定めた重要な規程であることから、金融商品を運用する場合には、資金運用規程に定められた手続の運用を適切に行うよう徹底することが必要である。

（指摘5）資金運用規程の運用の徹底について

資金運用の手続を定めた公益財団法人かながわ国際交流財団資金運用規程第6条においては、資金運用を行う場合は原則として2社以上の金融機関から「提案書」を提出する引き合いによるものとし、その内容を比較して決定することとする旨が規定されている。また、同規程第9条においては、金融商品を購入もしくは売却する場合は、事務局長は同規程第9条の各号に定める書類を作成・添付し、専務理事の決裁を得ることとする旨が規定されている。

しかしながら、令和5年度における投資有価証券の購入及び売却の手続において、2社以上の金融機関による「提案書」の内容を比較して決定しておらず、1社からの「提案書」の内容を基に決定していた。また、金融商品を購入もしくは売却する場合に作成しなければならない書類（引合書及び引合結果表）を作成していなかった。

この点、資金運用規程は、K I Fの基本財産及びその他の財産の資産価値の維持を図ること等を定めた重要な規程であると考ええる。

したがって、金融商品を運用する場合には資金運用規程に定められた手続の運用を適切に行うよう徹底されたい。

（2）起案書における必要事項について

K I Fでは、投資有価証券を購入及び売却する場合、起案書を事務局長が作成し、別添として債券の入替案及び証券会社からの資料を添付し、専務理事の決裁を得ている。

そこで、有価証券の購入及び売却に係る決裁資料の提示を依頼し、閲覧したところ、起案書において、決裁日や文書管理番号の記載がないものが散見された。

また、起案書の内容を見ると、購入商品案についてメリットの記載がされているものは見られたが、リスクの記載がされているものはほぼなかった。

この点、購入する商品にリスクがないのであれば問題ないが、令和5年度に購入している投資有価証券には、元本割れのリスクや不動産価格の変動及び収益状況の悪化に関するリスク、流動性リスクなど、一定のリスクがあることを鑑みると、専務理事の判断指標として商品のリスクに関する情報はとても重要であると考えられる。なお、起案書に添付されている証券会社の資料にはリスクの内容が当然記載されているが、当該資料は膨大な資料であることを申し添える。

(指摘6) 起案書における必要事項の未記載について

K I Fでは、投資有価証券を購入及び売却する場合、起案書を事務局長が作成し、別添として債券の入替案及び証券会社からの資料を添付し、専務理事の決裁を得ている。

そこで、有価証券の購入及び売却に係る決裁資料の提示を依頼し、閲覧したところ、起案書において、決裁日や文書管理番号の記載がないものが散見された。

この点、決裁日や文書管理番号の不記載は、文書の信頼性の低下を招き、関係者の誤解や混乱を招く恐れがある。

したがって、K I Fは、投資有価証券を購入及び売却する場合の起案書について、決裁日や文書管理番号等の記載事項について、記載漏れがないよう徹底されたい。

(意見36) 起案書における金融商品のリスクの記載について

K I Fでは、投資有価証券を購入及び売却する場合、起案書を事務局長が作成し、別添として債券の入替案及び証券会社からの資料を添付し、専務理事の決裁を得ている。

そこで、有価証券の購入及び売却に係る決裁資料の提示を依頼し、閲覧したところ、起案書の内容を見ると、主に購入銘柄や購入金額、購入商品案についてのメリット等の記載がされているものは見られたが、リスクの記載がされているものはほぼなかった。

この点、購入する金融商品にリスクがないのであれば問題ないが、令和5年度に購入している投資有価証券は元本割れのリスクや不動産価格の変動及び収益状況の悪化に関するリスク、流動性リスクなど、一定のリスクがあることを鑑みると、専務理事の判断指標として商品のリスクに関する情報はとても重要であると考えられる。

したがって、金融商品の購入及び売却の場合の起案書には、そのリスクに関する情報も記載するよう検討されたい。

(3) 大規模な投資有価証券の入れ替えについて

次に、公益財団法人かながわ国際交流財団定款第42条を見ると、理事会の職務執行権限として、以下のとおり規定されている。

【公益財団法人かながわ国際交流財団 定款より一部抜粋】

第7章 理事会

(構成)

第41条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第42条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長又は専務理事の選定及び解職
- (4) 基本財産の特定、処分又は除外等
- (5) 長期又は多額な借入金及び重要な財産の処分又は譲受け
- (6) 事業計画書、収支予算書等の承認
- (7) 事業報告及び決算の承認
- (8) 評議員会の招集
- (9) 役員の実任の軽減
- (10) 重要な使用人の選任及び解任
- (11) 重要な組織の設置、変更及び廃止
- (12) この法人の業務の適正を確保するための体制整備
- (13) その他法令又はこの定款で理事会の職務と定める事項

2 理事会はこの定款の定めにより理事会の決議を必要とする事項の他、重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

定款第42条第5項を見ると、長期又は多額な借入金及び重要な財産の処分又は譲受けが理事会の職務執行の一つとして挙げられていることが分かる。

具体的には、令和5年度において、投資信託10銘柄、債券9銘柄、合計19銘柄、約33億円の投資有価証券を売却し、代替投資先として投資信託4銘柄、債券12銘柄、合計15銘柄、約30億円の有価証券を購入しているが、事務手続としては、個々の銘柄の購入及び売却の際に専務理事の決裁を得て実行している。つまり、理事会の承認は得ていない。

この点、基本財産及び特定資産に計上されている投資有価証券の合計金額は約33億円であり、当期購入銘柄が期末に保有している銘柄の太宗を占めていることがわかる。また、投資有価証券の合計金額約33億円は、資産合計約39億円の約8割を占めていることを鑑みても、重要な財産にあたると思われる。

したがって、個々の銘柄の購入及び売却については、資金運用規程第9条で定められた専務理事の決裁により執行することは承知しているが、これだけ大規模な投資有価証券を入

れ替える際には、K I Fにとって重要な財産の処分に該当すると考えられることから、理事会の承認を要すべきであると考えられる。

(意見 37) 大規模な投資有価証券の入れ替えについて

公益財団法人かながわ国際交流財団定款第 42 条第 5 項を見ると、長期又は多額な借入金及び重要な財産の処分又は譲受けは理事会の職務執行の権限の一つとして挙げられている。

K I Fは令和 5 年度において、約 33 億円分の投資有価証券を売却し、約 30 億円の投資有価証券を購入しているが、当該手続は専務理事の決裁のみで実行されており、理事会の承認や決定は行われていなかった。

この点、約 33 億円の投資有価証券を売却していることは、定款第 42 条第 6 項の重要な財産の処分に該当するのではないかと考えられる。また、投資有価証券の残高は約 33 億円あり、資産合計約 39 億円の約 8 割を占めていることを鑑みても、重要な財産にあたると思われる。

したがって、個々の銘柄の購入及び売却については、資金運用規程第 9 条で定められた専務理事の決裁により執行することは承知しているが、これだけ大規模な投資有価証券を入れ替える際には、K I Fにとって重要な財産の処分に該当すると考えられることから、今後このような大規模な投資有価証券の入れ替えを行う場合には理事会の承認も得ることを検討されたい。

2 出納事務について

(1) 財務規程の運用について

公益財団法人かながわ国際交流財団財務規程（以下「財務規程」という。）第 21 条によれば、現金は、毎日の出納閉鎖後、残高を関係帳簿と照合し、預貯金は毎月月末の残高を銀行帳簿と照合してその正確性を期さなければならないこととされている。

そこで、現金出納の運用について確かめるため小口現金の残高照合の関係資料が収められている現金出納帳ファイルを閲覧したところ、令和 5 年度において小口現金の残高照合が行われていた日は、表 3-V-2-1 のとおりであった。

表 3-V-2-1 小口現金の残高照合が行われていた日

①	令和 5 年 4 月 25 日
②	令和 5 年 5 月 31 日
③	令和 5 年 6 月 30 日
④	令和 5 年 7 月 31 日
⑤	令和 6 年 2 月 1 日

そこで、照合が毎日なされていない理由を質問したところ、以下のとおり回答を得た。

【K I Fからの回答】

上記の残高照合は、月替わりの際、小口現金として月初に定額で保有する金額に対し、前月に使用した小口現金の使用額（定額で保有する金額に対して不足する額）を確認し、普通預金から当該金額を小口現金に振り替えるために照合しているものです。

月内に小口現金の使用や戻入等が発生する場合はその都度現金有高を確認しています。

それ以外の日（現金の動きがない日）においては、金庫内の小口現金収納用手提げ金庫に触れることはないので、現金有高の確認は省略しております。

K I Fからの回答によると、小口現金の残高照合は毎日行われておらず、小口現金の使用や戻入等の入出金があった日のみ残高照合を行っていることが分かった。

（指摘7）財務規程の運用の徹底について

財務に関し必要な事項を定めた公益財団法人かながわ国際交流財団財務規程第21条によれば、現金は、毎日の出納閉鎖後、残高を関係帳簿と照合し、預貯金は毎月月末の残高を銀行帳簿と照合してその正確性を期さなければならないこととされている。

しかしながら、K I Fでは小口現金の残高照合を毎日行わず、小口現金の使用や戻入等の入出金があった日のみ残高照合が行われていた。

この点、日々の業務の中で使用する少額決裁用の資金である小口現金については、一般的に、担当者が小口現金を私的に流用する不正が発生した結果、実際には存在していない小口現金が資産として計上される、すなわち架空の資産が計上されるリスクがある。このようなリスクに対しては、日々の実査、実査結果と帳簿残高との照合及び上長による承認、適切な職務分掌、担当者のローテーションなどの内部統制を構築することが重要であり、財務規程第21条で定められている金銭の残高照合は出納事務の正確性を担保するための重要な手続である。

したがって、小口現金の残高照合については、財務規程第21条で定められた手続を適正に行うよう徹底されたい。

（2）金種票について

次に、残高照合に用いている金種票の正確性についてである。まず、金種票には担当者と確認者の押印欄があり、出納事務の正確性を担保するために、金種票の作成には担当者と確認者のダブルチェックが求められていると考えられる。

そこで小口現金の残高照合の関係資料が収められている現金出納帳ファイルを閲覧したところ、令和5年度の残高照合に用いられている全ての金種票で確認者の押印がなかった。なお、直近で金種票に確認者の押印があった日は表3-V-2-2のとおりである。

表 3-V-2-2 令和 4 年 4 月 1 日以降の金種票で確認者欄の押印があった日

①	令和 4 年 4 月 15 日
②	令和 4 年 6 月 1 日
③	令和 4 年 8 月 31 日
④	令和 4 年 11 月 30 日
⑤	令和 5 年 3 月 31 日（確認者の押印がある最後の金種票）

そこで、金種票に確認者による押印がない理由を質問したところ、以下の回答を得た。

【K I Fからの回答】

現金を取扱う総務担当職員（4名）については本部（湘南国際村）と横浜事務所並びに在宅勤務の三か所に分散して出勤する勤務体制となっている上、出張、休暇等の理由により、総務担当職員の複数配置を常態化させることが困難な状況にあります。現金が取扱われる際に総務担当職員が同じ勤務地に複数名出勤していない場合にはダブルチェックができませんため、金種票の確認者欄への押印を省略しております。

K I Fからの回答によると、現状の勤務体制においては担当職員を複数配置することが困難なため、ダブルチェックを省略しているということである。

この点、小口現金の出納事務の正確性を担保するためには金銭の残高照合は重要な手続であり、残高照合に用いる金種票の正確性が重要なのは言うまでもない。

したがって、小口現金の金種票の作成については、ダブルチェックが行える勤務体制を整えることを検討されたい。

（意見 38）金種票のダブルチェックについて

財務に関し必要な事項を定めた公益財団法人かながわ国際交流財団財務規程第 21 条によれば、現金は、毎日の出納閉鎖後、残高を関係帳簿と照合し、預貯金は毎月月末の残高を銀行帳簿と照合してその正確性を期さなければならないこととされている。

この点、日々の業務の中で使用する少額決裁用の資金である小口現金については、一般的に、担当者が小口現金を私的に流用する不正が発生した結果、実際には存在していない小口現金が資産として計上される、すなわち架空の資産が計上されるリスクがあり、出納事務の正確性が求められる。このようなリスクに対しては、日々の実査、実査結果と帳簿残高との照合及び上長による承認、適切な職務分掌、担当者のローテーションなどの内部統制を構築することが重要である。

しかしながら、K I Fの残高照合に用いられている金種票の作成は担当者のみで完結しており、ダブルチェックを行えておらず、出納事務の正確性を担保する運用ができていないと言える。

K I Fからの説明によれば勤務体制として複数配置を常態化させることが難しいため、確認者による確認を省略しているということであるが、現金出納帳ファイルにある令和4年度及び令和3年度の残高照合の関係資料を閲覧したところ、令和4年度金種票では約半分の金種票で確認者の押印があり、令和3年度では令和4年度以上の頻度で確認者の押印があったことから、確認者による確認ができないとは言えない。

したがって、小口現金の金種票の作成については、継続的にダブルチェックが行える勤務体制を整えることを検討されたい。

VI 文学振興会について

1 計算書類等について

文学振興会は、経理規程や公益法人会計基準等に基づいて、会計処理を実施し、収支計算書、正味財産増減計算書、正味財産増減計算書内訳書、貸借対照表、貸借対照表内訳書、財産目録、財務諸表に対する注記及び附属明細書（以下「計算書類等」という。）を作成している。

「公益法人会計基準」及び「公益法人会計基準」の運用指針においては、以下のとおり、正味財産増減計算書及び貸借対照表の様式と勘定科目が示されている。

【正味財産増減計算書の様式等より一部抜粋/経常収益】

科目		取扱要領
大科目	中科目	
経常収益		基本財産の運用益
基本財産運用益	基本財産受取利息	
	基本財産受取配当金	
	基本財産受取賃借料	
特定資産運用益	特定資産受取利息	
	特定資産受取配当金	
	特定資産受取賃借料	
受取入会金	受取入会金	
受取会費	正会員受取会費	
	特別会員受取会費	
	賛助会員受取会費	
事業収益	〇〇事業収益	
受取補助金等	受取国庫補助金	事業費等に充当する目的で 毎年経常的に受取るもの
	受取地方公共団体補助金	
	受取民間補助金	
	受取国庫助成金	
	受取地方公共団体助成金	
	受取民間助成金	
・・・	・・・	

【正味財産増減計算書の様式等より一部抜粋/経常費用】

科目		取扱要領
大科目	中科目	
経常費用		事業の目的のために要する費用 必要に応じて、事業の種類ごとに区分して記載する
事業費	給与手当	
	臨時雇賃金	
	退職給付費用	
	福利厚生費	
	旅費交通費	
	通信運搬費	
	減価償却費	
・・・		
管理費	役員報酬	各種の事業を管理するため、毎年度経常的に要する費用
	給与手当	
	退職給付費用	
	福利厚生費	
	会議費	
	旅費交通費	
	通信運搬費	
	減価償却費	
・・・		
・・・	・・・	

【貸借対照表の様式等より一部抜粋/資産の部】

科目		取扱要領
大科目	中科目	
流動資産	現金預金	現金、当座預金、普通預金、定期預金等
	受取手形	
	未収会費	
	未収金	
	前払金	
	・・・	
固定資産		
基本財産	土地	定款において基本財産と定められた資産

科目		取扱要領
大科目	中科目	
	投資有価証券	満期保有目的の債券等、流動資産の区分に記載されない有価証券（貸付信託受益証券等を含む）で基本財産と定めたもの
特定資産	退職給付引当資産	退職給付を支払うための特定預金等
	〇〇積立資産	特定の目的のために積み立てられた資産（特定費用準備資金、資産取得資金等を含む）
・・・	・・・	

そこで監査人が令和5年度の貸借対照表及び正味財産増減計算書の勘定科目を確認したところ、表3-VI-1-1のとおり、一部について、公益法人会計基準等における中科目が表示されていないことを識別した。

表3-VI-1-1 貸借対照表及び正味財産増減計算書の勘定科目の表示

決算報告書	大科目	中科目
貸借対照表	流動資産	表示あり
	固定資産	表示なし
	流動負債	表示あり
	固定負債	表示あり
正味財産増減計算書	経常収益	※
	経常費用	表示なし

※正味財産増減計算書には中科目の表示がないものの、正味財産増減計算書内訳書は中科目の表示がある。

なお、文学振興会の令和5年度の貸借対照表及び正味財産増減計算書は、表3-VI-1-2のとおりである。

表 3-VI-1-2 令和5年度の貸借対照表及び正味財産増減計算書

① 正味財産増減計算書の一部抜粋			
2. 正味財産増減計算書			
令和5年4月1日から令和6年3月31日			
(単位：千円)			
科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	154	154	—
特定資産運用益	1,689	1,914	△225
受取会費	2,914	2,691	222
事業収益	449,310	441,866	7,444
受取寄附金	—	1,430	△1,430
受取補助金	—	115	△115
雑収益	396	569	△172
経常収益計	454,465	448,741	5,723
(2) 経常費用			
事業費	449,122	444,099	5,023
管理費	3,158	3,336	△178
経常費用計	452,280	447,435	4,844

② 貸借対照表より一部抜粋			
1. 貸借対照表			
令和6年3月31日現在			
(単位：千円)			
科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	59,112	63,528	△4,415
前払金	186	317	△131
有価証券	—	—	—
前渡金	—	—	—

立替金	22	7	14
売掛金	398	167	231
商品	3,555	2,743	812
貯蔵品	1,615	2,370	△754
流動資産合計	64,892	69,134	△4,242
2. 固定資産			
基本財産	110,000	110,000	—
特定財産	267,713	256,336	11,376
その他の固定資産	18,260	18,618	△358
固定資産合計	395,973	384,955	11,018
資産合計	460,865	454,089	6,776

(入手資料より監査人が作成)

そこで、監査人は、正味財産増減計算書等の一部の勘定科目について、中科目の記載をしていない理由を文学振興会に質問したところ、以下の回答を得た。

【文学振興会からの回答】

提出済みの貸借対照表及び正味財産増減計算書は、印刷配布する事業報告書の形式でした。財団監事監査は中科目の貸借対照表及び正味財産増減計算書で受けおり、「公益法人 information」サイトを通じた県への事業報告等の提出でも中科目での提出ですので、備え置き用の表も中科目です。

理事会・評議員会での資料は大科目となっており、印刷配布する事業報告書についても、大科目となっていました。2011年度開催の公益法人第1回理事会・評議員会から同形式。中科目別の記載にしなかった経緯は今回判明しませんでした。

文学振興会は、定款第12条において、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書、財産目録（以下「財産目録等」という。）を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、定時評議員会において承認を得るものと規定している。

上記、文学振興会からの回答では、文学振興会は貸借対照表及び正味財産増減計算書の勘定科目について、中科目で作成し、監事監査を受けているものの、理事会・評議員会ではその勘定科目について大科目の貸借対照表及び正味財産増減計算書を提出して、承認を受けていることになる。そのため、文学振興会は、公益法人会計基準等で求められている中科目の貸借対照表及び正味財産増減計算書について、理事会・評議員会の承認を受けていない。また、理事会・評議員会の承認を受けていないにもかかわらず、中科目の貸借対

照表及び正味財産増減計算書を県に提出している。

【定款より一部抜粋】

(事業報告及び決算)

第 12 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの付属明細書、財産目録（以下「財産目録等」という。）を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、定時評議員会において承認を得るものとする。

また、文学振興会は、神奈川県立神奈川近代文学館の管理に関する基本協定書第 47 条第 4 項に基づいて、実績報告書等を自らのホームページ等に公表するなど、県民への周知に努めるものとしている。

文学振興会は、事業計画書、収支予算書及び事業報告書（決算報告書含む。）を文学振興会のホームページで公表しているものの、公表している貸借対照表及び正味財産増減計算書の一部の勘定科目について、中科目でなく、大科目のみで表示している。また、文学振興会がホームページで公表している令和 5 年度事業報告 PDF データを閲覧すると、その内容は令和 4 年度事業報告書及び決算報告書であり、令和 5 年度事業報告書及び決算報告書が文学振興会のホームページにおいて公表されていない（令和 6 年 10 月末時点では公表済みである。）。

【神奈川県立神奈川近代文学館の管理に関する基本協定書より一部抜粋】

(実績報告書等の提出)

第 47 条

4 甲及び乙は、実績報告書等を自らのホームページ等に公表するなど、県民への周知に努めるものとする。

（意見 39）計算書類等の表示及び承認について

文学振興会は、公益財団法人であるため、「公益法人会計基準」及び「公益法人会計基準」の運用指針に基づいて、正味財産増減計算書及び貸借対照表を作成し、これを公表すべきである。公益法人会計基準等においては正味財産増減計算書及び貸借対照表の様式及び勘定科目として大科目及び中科目が示されている。しかしながら、文学振興会の貸借対照表及び正味財産増減計算書の一部の勘定科目については、中科目が表示されずに公表されている。したがって、文学振興会は、公益法人会計基準等に準拠して、貸借対照表及び正味財産増減計算書の勘定科目を中科目で公表することとされたい。

また、定款第 12 条において、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び計算書類等を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、定時評議員会において承認を

得るものと規定している。しかしながら、文学振興会は、中科目で表示された貸借対照表及び正味財産増減計算書について、理事会・評議員会の承認を受けていない。また、理事会・評議員会の承認を受けていないにもかかわらず、中科目で表示された貸借対照表及び正味財産増減計算書を県に提出している。したがって、公益法人会計基準等に準拠して、中科目で表示された貸借対照表及び正味財産増減計算書を、理事会・評議員会の承認を受けたうえで、県に提出することとされたい。

2 収支計画及び収支決算書の人件費について

文学振興会は、神奈川県立神奈川近代文学館の管理に関する基本協定書第 11 条第 1 項及び第 2 項に基づいて、指定管理業務を行うに当たっては、毎年度、事業計画、人員配置計画及び収支計画を作成し、県に提出しなければならない。また、文学振興会は、神奈川県立神奈川近代文学館の管理に関する基本協定書第 47 条第 1 項に基づいて、年度ごとに管理業務の実績を記載した実績報告書（業務委託実績報告書含む。）、財務書類、労働環境セルフチェック表及びその他県が必要と認める書類を、管理業務の会計年度の終了後 45 日以内に、県に提出しなければならない。

【神奈川県立神奈川近代文学館の管理に関する基本協定書より一部抜粋】

（事業計画等）

第 11 条

文学振興会は、第 8 条第 1 項に規定する管理業務を行うに当たっては、提案書に基づき、毎年度、次の各号に係る計画を策定しなければならない。

- （1）事業計画
- （2）人員配置計画
- （3）収支計画

2 文学振興会は、指定期間の初年度を除き、前項に規定する計画をその前年度の 7 月下旬までに作成し、県に提出しなければならない。

3 県及び文学振興会は、第 1 項及び第 2 項に規定する計画について協議を行い、計画の対象とする年度の年度協定書を定めるものとする。

（実績報告書等の提出）

第 47 条

文学振興会は、年度ごとに管理業務の実績を記載した実績報告書（業務委託実績報告書含む。）、財務書類、労働環境セルフチェック表及びその他県が必要と認める書類を、管理業務の会計年度の終了後 45 日以内に、県に提出しなければならない。

ここで、文学振興会の令和5年度の収支決算書は、表3-VI-2-1のとおりである。

表3-VI-2-1 令和5年度の収支決算書

① 収入 単位：千円					
大科目	中科目	予算額	決算額	増減額	備考
指定管理費 収入 (近代文学館維持運営費・事業費収入)	指定管理費収入	410,043	413,887	3,844	・ 神奈川近代文学館維持運営費収入 (140,851) ・ 近代文学館事業費収入 (269,192) ・ 原油価格高騰対策費収入 (3,844)
	特定資産運用収入	15	1	△13	退職給付引当預金利息収入
	利用料金収入	8,559	15,463	6,904	
	立替金収入	157	—	△157	
	事業収入	6,130	7,204	1,074	講演会受講料、特別展図録販売収入等
	雑収入	152	184	32	広告料収入等
収入計		425,056	436,741	11,685	
② 支出 単位：千円					
大科目	中科目	予算額	決算額	増減額	備考
近代文学館維持運営費・事業費	人件費	262,426	263,468	1,042	・ 人件費 (予算額240,104、決算額240,104円) ・ 消費税等 (予算額22,322、決算

					額 23,365)
	事務費	2,293	2,740	447	
	維持費	98,946	104,983	6,037	
	事業費	52,238	56,392	4,154	・資料管理電 算化事業費 (予算額 17,941、決算 額 15,856) ・資料調査収 集整理費 (予 算額 3,011、 決算額 2,884) ・展示費 (予 算額 31,286、 決算額 37,652)
	資料等整備 事業費	9,153	9,152	△0	
	支出計	425,056	436,738	11,682	

(入手資料より監査人が作成)

そこで、監査人は、表 3-VI-2-1 を確認したところ、支出項目の中科目の人件費の予算額及び決算額に、租税公課である支払消費税の支出額が含まれていることを識別した。その理由を質問したところ以下の回答を得た。

【文学振興会からの回答】

過去から同様のひな型に基づいて、収支計画及び収支決算書を作成しています。過去からの経緯は不明です。文学振興会としても中科目の人件費に租税公課である支払消費税が含まれている点については疑問視していました。県とも協議のうえ、計上科目の見直しを検討します。

また、監査人は、文学振興会から県に提出された財務書類について、県はどのような視点で確認しているか質問したところ、以下の回答を得た。

【県からの回答】

- 財務書類の確認項目は主に次のとおりです。
- ・ 理事会で承認された財務書類と県に提出された同書類に齟齬がないか。
 - ・ 指定管理料が自主事業に充てられていないか。
 - ・ 実績報告書の別紙「収支決算書」の内容が年度協定書締結時に提出された収支計画に沿ったものとなっているか。(年度協定書第3条)
 - ・ 収支の内容、バランスに問題がないか。
 - ・ 前年度と比較して大きな変動はなかったか。⇒変動があった場合は理由確認

理事会で承認される正味財産計算においても人件費が計上されているが、この人件費には消費税が含まれていないため、県に報告した収支決算書の人件費と金額的に一致していないことになる。したがって、文学振興会は、今後の収支計画及び収支決算書を作成する際、人件費に消費税を含めないことが必要であると考えられる。

(指摘8) 収支計画及び収支決算書の人件費について

文学振興会は、神奈川県立神奈川近代文学館の管理に関する基本協定書第11条第1項及び第2項に基づいて、指定管理業務を行うに当たっては、毎年度、収支計画を作成し、県に提出している。また、文学振興会は、神奈川県立神奈川近代文学館の管理に関する基本協定書第47条第1項に基づいて、年度ごとに管理業務の実績を記載した実績報告書(業務委託実績報告書含む。)及び財務書類等を県に提出している。

監査人が文学振興会の令和5年度の収支計画及び収支決算書を確認したところ、人件費支出について、租税公課である支払消費税が含まれていることを識別した。理事会で承認される正味財産計算においても人件費が計上されているが、この人件費には消費税が含まれていないため、県に報告した収支決算書の人件費と金額的に一致していないことになる。

したがって、文学振興会は、今後、県への実績報告書に添付する資料として収支計画及び収支決算書を作成する際、人件費に消費税を含めないこととされたい。

3 理事会における理事の職務の執行状況の報告について

文学振興会は、定款第32条第5項において、理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならないと規定している。

【定款より一部抜粋】

(理事の職務及び権限)

第 32 条

5 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度毎に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(権限)

第 42 条

1 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(4) 理事の職務の執行の監督

2 理事会は次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲り受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 内部管理体制の整備

(6) 第 38 条の責任の免責

(議事録)

第 50 条

理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに署名（または記名捺印）しなければならない。

そこで、監査人は、令和 5 年度に開催された理事会の議事録（第 30 回通常理事会：令和 5 年 5 月 12 日開催、第 32 回通常理事会：令和 6 年 3 月 12 日）を確認したところ、理事長、副理事長及び専務理事の職務の執行状況に関する報告が無いことを識別した。

そこで、監査人は、令和 5 年度に開催した通常理事会の議事録に、理事長、副理事長及び専務理事の職務の執行状況に関する記載が無かった理由を質問したところ、以下の回答を得た。

【文学振興会からの回答】

理事会冒頭の理事長報告が、自己の職務の執行状況についての報告にあたりと捉えていました。副理事長、専務理事についても同様です。

令和 5 年 5 月 12 日開催の理事会の議事録を見ると、理事長の報告及びあいさつにおい

て直近の特別展の入場者数、新聞報道、観覧者の見込み等を報告しているものの、自己の職務の執行状況の報告が無く、また副理事長及び専務理事の職務の執行状況の報告が無い。

また、令和6年3月12日開催の理事会の議事録を見ると、理事長の報告及びあいさつにおいて年間入館者数、次年度のイベント企画、自身の退任について報告しているものの、やはり自己の職務の執行状況の報告の記載が無く、また副理事長及び専務理事の職務の執行状況の報告が無い。

そもそも、文学振興会の定款第32条第5項の規定が理事会において理事の職務執行の報告を求めているのは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第90条第2項第2号の規定が理事会に「理事の職務の執行の監督」を求めているからに他ならない。

【一般社団法人及び一般財団法人に関する法律より一部抜粋】

(理事会権限等)

第90条 理事会は、すべての理事で組織する。

2 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- 一 理事会設置一般社団法人の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 代表理事の選定及び解職

理事の職務には、法人の出納その他の業務が当然に含まれる。特に、重要な財産の処分や譲り受け、多額の借財等の財産に関する事項が生じた場合には、理事会で事前に承認を得たうえで、その職務を執行しなければならない。したがって、文学振興会の理事は、定款第32条第5項の規定に基づいて、定期的に自己の職務の執行の状況を理事会に報告することが必要である。

(指摘9) 理事会における理事の職務の執行状況の報告の必要性について

文学振興会は、定款第32条第5項において、理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならないと規定している。しかしながら、監査人が令和5年度に開催された理事会の議事録を確認したところ、理事長、副理事長及び専務理事の職務の執行状況に関する記載が無かった。

そもそも、文学振興会の定款第32条第5項の規定が理事会において理事の職務執行の報告を求めているのは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第90条第2項第2号の規定が理事会に「理事の職務の執行の監督」を求めているからに他ならない。理事の職務には、法人の出納その他の業務が当然に含まれる。特に、重要な財産の処分や譲り受

け、多額の借財等の財産に関する事項が生じた場合には、理事会で事前に承認を得たうえで、その職務を執行しなければならない。

したがって、文学振興会の業務執行を実施する理事長、副理事長及び専務理事は、定款第 32 条第 5 項の規定に基づいて、定期的に自己の職務の執行の状況を理事会に報告されたい。

4 評議員、理事及び監事の変更登記について

文学振興会は、定款第 16 条第 3 項及び第 31 条第 7 項に基づいて、評議員、理事及び監事に異動があった時には、2 週間以内に登記をする必要があると規定している。法人の登記は、商法、会社法その他の法律の規定により登記すべき事項を公示するための登記に関する制度について定めることにより、商号、会社等に係る信用の維持を図り、かつ、取引の安全と円滑に資することを目的とする（商業登記法第 1 条）と定められている。法人の取引上重要な事項が法人の登記簿に記録され、「このような法人がある」と広く一般に公示されることにより法人の信用維持を図ることができるだけでなく、登記簿を確認することで法人の取引上重要な事項について把握することできるため、取引が安全かつスムーズに行えるようになる。特に、財務の観点からは、公表している事業報告書及び決算報告書の責任の所在が法的な登記制度に基づいて公表されることになる。

【定款より一部抜粋】

(選任等)

第 16 条

評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。

3 評議員に異動があった時は、2 週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を県知事に届け出なければならない。

(選任等)

第 31 条

理事及び監事は評議員会の決議によって、選任する。

7 理事又は監事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、遅滞なくその旨を県知事に届け出なければならない。

このように、2 週間以内に登記をする旨が規定されているのは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 303 条において、登記事項に変更が生じた時から 2 週間以内に変

更登記申請が求められているからに他ならない。

【一般社団法人及び一般財団法人に関する法律より一部抜粋】

(変更の登記)

第 303 条

その登記事項に変更が生じたときは、その変更が生じたときから 2 週間以内に、その変更登記を申請しなければならない

さて、文学振興会は、令和 5 年 5 月 24 日に開催した評議員会において、評議員、理事及び監事の選任を決議している。そこで、監査人は、登記の履歴事項全部証明書を確認したところ、これら評議員、理事及び監事の就任・重任に関する事項が令和 5 年 6 月 20 日に登記されており、定款に規定している期間（異動があった時から 2 週間以内）を経過していたことを識別した。監査人は、このように登記手続が遅延した理由を文学振興会に質問したところ、以下の回答を得た。

【文学振興会からの回答】

文学振興会は司法書士等には登記変更手続を依頼せず、自ら登記変更手続を実施しています。当該事務手続の認識の不足によるものであります。
今後は、事前準備等を万端に行い、2 週間内に届け出を行うように努めます。

令和 5 年度において、評議員、理事及び監事の就任・重任に関する登記が遅延した場合、事業報告書及び決算報告書等の作成・公表に責任を負う評議員、理事及び監事が登記制度に基づいて適時に公表されていなかったことを意味し、したがって、責任の所在が不明確な期間が想定よりも生じている。文学振興会は、文学振興会は、評議員、理事及び監事に異動があった場合、定款第 16 条第 3 項及び第 31 条第 7 項の規定に基づいて、2 週間以内に変更登記をする必要がある。

(指摘 10) 評議員、理事及び監事の変更登記遅延による財務責任の所在について

文学振興会は、評議員、理事及び監事の改選があった場合には、定款第 16 条第 3 項及び第 31 条第 7 項の規定に基づいて、2 週間以内に、これを変更登記することが必要である。しかしながら、令和 5 年 5 月 24 日に開催した評議員会において、評議員、理事及び監事の選任を決議しているにもかかわらず、その変更登記が令和 5 年 6 月 20 日になされている。

このような事態は、事業報告書及び決算報告書等の作成・公表に責任を負う評議員、理事及び監事について、責任の所在が不明確な期間が想定よりも生じていることになる。

したがって、文学振興会は、評議員、理事及び監事に異動があった場合、定款第 16 条

第3項及び第31条第7項の規定に基づいて、2週間以内に変更登記をすることとされた
い。

5 預り金の相手先が不明な残高について

文学振興会は、経理規程第62条において、事務局長は会計年度末において決算整理事項として未処理事項を整理したうえで各勘定の締切りを行わなければならない旨を規定している。

【経理規程より一部抜粋】

(決算整理事項)

第62条

事務局長は、会計年度末において決算整理事項として、次の各号に掲げる手続きを行うとともに、その手続きが終わったときは、各勘定の締切りを行わなければならない。

- (1) 固定資産の減価償却
- (2) 繰延資産の償却
- (3) 退職給与引当金の計上
- (4) その他未処理事項の整理

監査人は、令和5年度の財産目録について、その記載内容の具体性が乏しい勘定残高の内容を文学振興会に質問したところ、預り金について、以下の回答を得た。

【文学振興会からの回答】

預り金のうち、661千円については、2014年以前の発生によるもので、不明な残高になっています。

そうであるならば、文学振興会は、過去から10年以上も未整理のまま、会計年度末に預り金の勘定を締め切っていることになる。

預り金は、所得税、住民税、社会保険料、委託販売に関する預り金など支払い義務を負うものである。したがって、預り金に不明な残高が発生した場合には、過去に遡って取引記録を確認し、支払先を特定して支払義務を履行する必要がある。仮に、これが特定できない場合には、一定の承認を得たうえで、不明残高を抹消する会計処理が必要であると考えられる。

(意見40) 預り金の相手先が不明な残高について

文学振興会は、経理規程第62条の規定に基づき、事務局長が会計年度末において決算整理事項として未処理事項を整理したうえで、各勘定の締切りを行わなければならない。

しかしながら、預り金のうち、661千円については、過去から10年以上も未整理のまま、令和5年度末に勘定を締め切っている。預り金は、所得税、住民税、社会保険料、受託販売に関する預り金など支払い義務を負うものである。したがって、文学振興会は、預り金の不明な残高について、過去に遡って取引記録を確認し、支払先を特定して支払義務を履行すること、仮に特定できない場合には、一定の承認を得たうえで、不明残高を抹消する会計処理をすることとされたい。

Ⅶ 芸術文化財団について

1 指定管理業務の実績報告書について

芸術文化財団は旧民法に基づき平成5年10月に設立された。当初は県の関係団体として県民ホールや音楽堂等の管理運営業務を受託していたが、指定管理者制度の開始に伴い平成18年から施設の指定管理者となっている。

令和5年度においては、次のとおり指定管理者となっている。

- ① 神奈川県立県民ホール条例によるもの
 - ・ 県民ホール本館（横浜市中区山下町3番地の1）
 - ・ 神奈川芸術劇場（横浜市中区山下町281番地）
- ② 神奈川県立音楽堂条例によるもの
 - ・ 神奈川県立音楽堂（横浜市西区紅葉ヶ丘9番地の2）

芸術文化財団の指定管理業務は、条例により、それぞれ表3-VII-1-1のとおり定められている。

表3-VII-1-1 関連条例より一部抜粋

神奈川県立県民ホール条例第3条	神奈川県立音楽堂条例第3条
(1) 県民ホールの施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務	(1) 音楽堂の施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務
(2) 県民ホールの利用の承認及び利用承認の取消し等に関する業務	(2) 音楽堂の利用の承認及び利用承認の取消し等に関する業務
(3) 音楽、舞踊その他の舞台芸術及び美術の振興に関する業務	(3) 音楽の舞台芸術の振興に関する業務
(4) その他前条に定める設置の目的を達成するための事業の実施に関する業務	(4) その他前条に定める設置の目的を達成するための事業の実施に関する業務

ここで通常の指定管理者制度では自主事業に整理される(3)芸術等の振興に関する業務が指定管理業務とされている点が特徴的である。

また、一方で芸術文化財団は平成22年4月に現行の公益法人制度における公益法人に移行している。令和5年度において、芸術文化財団は、表3-VII-1-2のとおり、公益目的事業（公1）及び収益事業（収1・収2）を実施している。

表3-VII-1-2 公益法人としての事業

公益目的事業	収益事業	
(公1)	(収1)	(収2)
(1) 芸術文化の創造と振興	駐車場及び売店	その他公益目的

(2) 芸術文化の鑑賞普及 (3) 芸術文化に関する情報の収集と提供、 調査研究 (4) 芸術文化に関する人材育成 (5) 芸術文化施設の管理運営 (6) その他公益目的を達成するために必要 な事業	の運営	推進事業
---	-----	------

(入手資料より監査人が作成)

表 3-VII-1-2 における芸術文化財団の「公益法人としての事業」のうち、指定管理業務に該当する事業は、(公1)のうち、(1) 芸術文化の創造と振興、(2) 芸術文化の鑑賞普及、(3) 芸術文化に関する情報の収集と提供、調査研究、(4) 芸術文化に関する人材育成及び(5) 芸術文化施設の管理運営、(収1)のうち駐車場の運営である。

芸術文化財団は、指定管理業務以外にも「公益法人としての事業」を実施しているが、財団の公益法人としての事業(事業報告書に記載)において、指定管理の業務が大部分を占めるものである。

ここで、神奈川県立県民ホール及び音楽堂の管理に関する基本協定書第 48 条によれば、指定管理者である芸術文化財団は会計年度の終了後 45 日以内に県に実績報告書を提出することとなっている。これは当然ながら指定管理者としての実績報告書を意味する。加えて、芸術文化財団は、実績報告書を県民に周知する義務が課せられている。

一方、芸術文化財団は、公益財団法人として、計算書類や事業報告書を作成し、これを周知する義務が課せられている。

芸術文化財団によれば、公益法人として県に提出する「事業報告書」＝県に提出する「指定管理業務実績報告書」であるとの説明である。

さて、芸術文化財団が公益法人として県に提出した令和 5 年度の事業報告書の概要は、表 3-VII-1-3 のとおりである。芸術文化財団は、事業報告書をHPで公表している。

表 3-VII-1-3 令和 5 年度の事業報告書の概要

1 芸術文化事業 (1) 県民ホール (2) 芸術劇場 (3) 音楽堂 2 施設運営・利用者サービス (1) 県民ホール (2) 芸術劇場

(3) 音楽堂

3 本部事業、その他事業

(1) 社会連携ポータル部門

ア 社会連携ポータル事業

イ 共生共創事業

(2) 地域の芸術文化財団への業務協力

(3) 芸術文化に関する情報の収集提供

(4) かながわメンバーズの運営

(5) チケットかながわの運営及び団体販売等の促進

(6) 資金調達活動

(7) 管理組合の運営業務受託

(8) 法人本部の運営

(入手資料より監査人が作成)

ここで、芸術文化財団の事業報告書においては、表 3-VII-1-4 のとおり、公益目的事業や収益事業であることを明示するために「公1」、「収1」、「収2」及び「法人」を記載している。

表 3-VII-1-4 令和5年度事業報告書より一部抜粋

・・・

2. 施設運営・利用者サービス 「公1」「収1」「収2」

(1) 県民ホール

ア 芸術文化に関する施設維持管理運営事業 「公1」

- ・ 令和5年度の利用率は、大ホール 83.4%、小ホール 85.8%、大会議室 77.4%、ギャラリー81.4%であった。
- ・ 令和5年4月27日政府、新型コロナウイルス感染症対策本部が決定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の同日付の廃止と、感染症法における位置づけの変更に 基づき、5月8日を以て「神奈川県民ホールにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」の運用を廃止した。引き続き館内の消毒、来館者の検温・手指消毒への協力、可能な範囲でスタッフのマスク着用を継続し、安全性の確保に努めた。併せて、シルバー人材センターに委託し、定期的に大小ホール客席の消毒作業を行った。

・・・

神奈川県立県民ホール及び音楽堂の管理に関する基本協定書第48条によれば、指定管理者である芸術文化財団は、会計年度の終了後45日以内に県に実績報告書を提出しなければならない。加えて、芸術文化財団は、この実績報告書を県民に周知する義務も課せられてい

る。

芸術文化財団によれば、自らのHPにて公表している事業報告書が当該実績報告書に該当するという説明である。しかしながら、事業報告書においては公益法人として公益目的事業や収益事業であることを明示するために「公1」、「収1」、「収2」及び「法人」の記載があるものの、指定管理者として指定管理業務に該当するか否かの記載が明確でない。

すなわち、芸術文化財団によれば、表3-VII-1-3のうち、「3(1)イ 共生共創事業」は、県からの委託業務に該当し、指定管理業務に該当しないという説明であるが、この点は事業報告書の記載では不明確である。

本来、指定管理者制度と公益法人制度は別の制度であるから、それぞれの制度趣旨に従って報告書を作成し、これを県民に周知すべきものと考えられる。事業報告書をもって実績報告書を兼ねたものとするのであれば、事業報告書の内容を公益法人制度の観点からのみで記載するのではなく、指定管理者制度の観点からも記載するよう、その記載する内容を見直すことが必要であると考えられる。

(意見41) 指定管理者制度の実績報告書の見直しについて

神奈川県立県民ホール及び音楽堂の管理に関する基本協定書第48条によれば、指定管理者である芸術文化財団は、会計年度の終了後45日以内に県に実績報告書を提出しなければならない。加えて、芸術文化財団は、この実績報告書を県民に周知する義務も課せられている。

芸術文化財団によれば、自らのHPにて公表している事業報告書が当該実績報告書に該当するという説明である。しかしながら、事業報告書においては、公益法人として公益目的事業や収益事業であることを明示するために「公1」、「収1」、「収2」及び「法人」の記載があるものの、指定管理者として指定管理業務に該当するか否かの記載が明確でない。

すなわち、芸術文化財団によれば、事業報告書のうち、「3(1)イ 共生共創事業」は、県からの委託業務に該当し、指定管理業務に該当しないという説明であるが、この点は事業報告書の記載では不明確である。

本来、指定管理者制度と公益法人制度は別の制度であるから、それぞれの制度趣旨に従って報告書を作成し、これを県民に周知すべきものと考えられる。事業報告書をもって実績報告書を兼ねたものとするのであれば、事業報告書の内容を公益法人制度の観点からのみで記載するのではなく、指定管理者制度の観点からも記載するよう、その記載する内容を見直されたい。

2 役員報酬について

公益法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条各号に定める、いわゆる公益認定基準を満たす必要がある。認定法第5条第13

号においては、理事、監事及び評議員に対する報酬等について、(中略) 不当に高額なものとならないよう、役員報酬の支給基準を定めることが規定されている。したがって、公益法人の役員報酬は、公益認定基準の一つとして、重要な勘定科目である。

また、認定法第2条第2号では、公益財団法人とは認定法第4条の認定(公益認定)を受けた一般財団法人であると規定しており、芸術文化財団も一般財団法人である(注)。理事、監事及び評議員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づいて登記する必要があり、それ以外の者と明確に峻別しなければならない。

(注) 芸術文化財団は、平成5年に旧民法に基づき設立されており、一般財団法人が公益認定された公益財団法人ではないが、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定により認定法第4条の認定とみなされ、結果的に一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の適用を受ける。

また、公益法人会計基準の第5財務諸表の注記の(14)において「関連当事者との取引の内容」に関する規定が定められている。これに関して、当該基準の注解(注17)の3の(2)においては、役員報酬(報酬、賞与及び退職慰労金等)の支払いを「関連当事者との取引の内容」の注記対象から除外する旨が規定されている。このようなことから、公益法人の役員報酬は、公益認定基準の観点のみでなく、会計の観点からも重要な勘定科目である。したがって、役員報酬とそれ以外は明確に区別することが必要であると考えられる。

そこで監査人は、芸術文化財団の「公益財団法人神奈川芸術文化財団評議員、理事及び監事の報酬並びに費用に関する規程」を確認することとした。

ここで、芸術文化財団の令和5年度の正味財産増減計算書は、表3-VII-2-1のとおりである。

表3-VII-2-1 令和5年度の正味財産増減計算書より一部抜粋

(単位：円)			
科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
.
(2) 経常費用			
事業費			
役員報酬	45,675,163	42,224,432	3,450,731

・・・	・・・	・・・	・・・
管理費			
役員報酬	1,573,127	1,229,893	343,234
・・・	・・・	・・・	・・・

(入手資料より監査人が作成)

事業費で45,675千円、管理費で1,573千円、合計47,248千円である。この事業費の役員報酬の内訳は、公益目的事業40,928千円及び収益事業4,747千円である。

しかしながら、監査人は芸術文化財団の令和5年度の役員報酬のうち事業費45,675千円の中には、理事、監事及び評議員ではない者、すなわち芸術監督及び芸術参与に対するものが含まれていることを識別した。したがって、芸術文化財団は、公益認定基準及び公益法人会計基準の観点から、正味財産増減計算書の「役員報酬」として、芸術監督及び芸術参与に対するものを除外することが必要である。

(指摘11) 役員報酬について

公益法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条各号に定める、いわゆる公益認定基準を満たす必要がある。認定法第5条第13号においては、理事、監事及び評議員に対する報酬等について、(中略) 不当に高額なものとならないよう、役員報酬の支給基準を定めることが規定されている。したがって、公益法人の役員報酬は、公益認定基準の一つとして、重要な勘定科目である。

また、公益法人会計基準の第5財務諸表の注記の(14)において「関連当事者との取引の内容」に関する規定が定められている。これに関して、当該基準の注解(注17)の3の(2)においては、役員報酬(報酬、賞与及び退職慰労金等)の支払いを「関連当事者との取引の内容」の注記対象から除外する旨が規定されている。このようなことから、公益法人の役員報酬は、公益認定基準の観点のみでなく、会計の観点からも重要な勘定科目である。したがって、役員報酬とそれ以外は明確に区別することが必要であると考えられる。

芸術文化財団の令和5年度の役員報酬は、事業費で45,675千円、管理費で1,573千円、合計47,248千円である。この事業費の役員報酬の内訳は、公益目的事業40,928千円及び収益事業4,747千円である。

しかしながら、監査人は芸術文化財団の令和5年度の役員報酬のうち事業費45,675千円の中には、理事、監事及び評議員ではない者、すなわち芸術監督及び芸術参与に対するものが含まれていることを識別した。芸術監督及び芸術参与は個人として芸術文化財団との間で業務委託契約を締結している。

したがって、芸術文化財団は、公益認定基準及び公益法人会計基準の観点から、正味財産増減計算書の「役員報酬」として、芸術監督及び芸術参与に対するものを除外することとされたい。

第4 指摘・意見の一覧表

項番	指摘・意見のタイトル	所管課	頁
意見 1	地球市民かながわプラザの貸出施設の利用率と有効活用について	国際課	29
意見 2	地球市民かながわプラザの貸出施設に関わる未利用率に対応する減価償却費について	〃	31
意見 3	KANAFAN ステーションの利用率の把握について	〃	38
意見 4	KANAFAN ステーションの有効活用について	〃	38
意見 5	「KANAGAWA FESTIVAL」事業の効果検証と今後の継続について	〃	41
意見 6	県民ホール、芸術劇場及び音楽堂のリスク分担について	文化課	50
指摘 1	指定管理業務の第三者委託について	〃	52
意見 7	指定管理業務の月例モニタリングについて	〃	53
意見 8	モニタリング結果報告書における利用者満足度評価について	〃	58
意見 9	芸術劇場ホール吊物機構操作卓等更新工事に係る入札について	〃	62
意見 10	アートホールの指定管理業務の公募について	〃	68
指摘 2	アートホールの実績報告書等の公表について	〃	70
意見 11	神奈フィルに対する補助金について	〃	76
意見 12	神奈川近代文学館の利用率と有効活用について	〃	78
意見 13	県民ホールの利用率と有効活用について	〃	84
意見 14	県民ホールの小会議室の利用制限の見直しについて	〃	87
意見 15	アンテナショップ運営委託の見直しについて	観光課	90
意見 16	アンテナショップの新たな立地について	〃	93
意見 17	観光の核づくり推進補助金実績報告書の様式の見直しについて	〃	101
意見 18	「取得財産等管理台帳」の様式の見直しについて	〃	101
意見 19	津久井湖観光センター建物台帳「耐震診断実施年度」欄の是正について	〃	107
指摘 3	津久井湖観光センター耐震性問題の抜本的かつ早急な対応について	〃	107
意見 20	スポーツセンターの利用状況の改善について	スポーツ課	110
意見 21	スポーツセンターにおける貸出用具の受払管理のルール化について	〃	113

意見 22	生涯スポーツ推進事業費の有効性について	〃	115
意見 23	アンケート実施に伴う効果検証業務委託の有効性について	〃	117
意見 24	商業施設でのウォーキング促進事業の有効性について	〃	119
意見 25	栄養セミナーの有効性について	〃	121
意見 26	セーリング体験事業費の有効性について	〃	124
意見 27	スポーツ会館の未使用物品について	〃	129
意見 28	スポーツ会館の雨漏りについて	〃	133
意見 29	スポーツ会館の体育館の暑さ対策について	〃	135
意見 30	スポーツ会館のバスケットゴールの故障について	〃	137
意見 31	西湘スポーツセンターの施設の老朽化について	〃	146
意見 32	西湘スポーツセンターの未使用物品について	〃	150
意見 33	西湘スポーツセンターの管理物品に対するシール添付について	〃	154
意見 34	山岳スポーツセンターのスピードクライミング教室の有効性について	〃	157
意見 35	宮ヶ瀬湖カヌー場の月例業務報告書提出の指導について	〃	160
指摘 4	詳細アンケートの提出期限について	〃	162
指摘 5	資金運用規程の運用の徹底について	K I F	167
指摘 6	起案書における必要事項の未記載について	〃	168
意見 36	起案書における金融商品のリスクの記載について	〃	168
意見 37	大規模な投資有価証券の入れ替えについて	〃	170
指摘 7	財務規程の運用の徹底について	〃	171
意見 38	金種票のダブルチェックについて	〃	172
意見 39	計算書類等の表示及び承認について	文学振興会	179
指摘 8	収支計画及び収支決算書の人件費について	〃	183
指摘 9	理事会における理事の職務の執行状況の報告の必要性について	〃	185
指摘 10	評議員、理事及び監事の変更登記遅延による財務責任の所在について	〃	187
意見 40	預り金の相手先が不明な残高について	〃	188
意見 41	指定管理者制度の実績報告書の見直しについて	芸術文化財団	193
指摘 11	役員報酬について	〃	195